

官報

号外 平成四年三月二十七日

○第一百二十三回 参議院会議録第七号

平成四年三月二十七日(金曜日)

午後五時三十二分開議

○議事日程 第七号

平成四年三月二十七日

午後四時開議

第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、日程第三及び第四
- 一、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第五
- 一、郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)
- 一、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 冲縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 一、相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、法人特別税法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一及び第二

一、裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案

出、衆議院送付)

一、関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、森林組合扶助助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢に応じ、地域における創意工夫を生かしつつ、豪雪地帯対策を推進することによりその活性化に資するための道府県豪雪地帯対策基本計画の制度を創設し、その実施の促進に関し所要の措置を講ずるとともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する国負担割合の特例の措置

一、一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(長田裕二君) これより会議を開きます。

日程第一 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長鈴木和美君。

審査報告書

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十五日

災害対策特別委員長 鈴木 和美
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

を引き続き十年間講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平年度約三十八億円の見込みである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成四年三月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

進するため必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

豪雪地帯の振興に関する基本的な事項

一 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項

二 交通及び通信の確保に関する事項

三 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項

四 生活環境施設の整備に関する事項

五 國土保全施設の整備に関する事項

六 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項

七 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関する必要な事項

九 道府県計画は、基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めるものとする。

十 道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに、内閣総理大臣にこれを提出しなければならない。

十一 内閣総理大臣は、前項の規定により道府県計

十二 第十二条第一項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十三 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十四 第十二条第一項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十五 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十六 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十七 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十八 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

十九 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十一 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十二 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十三 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十四 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十五 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十六 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十七 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十八 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

二十九 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

三十 第十二条第一項及び第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第八条 削除

第九条の見出し中「基本計画に基づく」を削り、同条中「基本計画」の下に「及び道府県計画」を加える。

第十一条を次のように改める。

(財政上の措置)

第十二条 国は、財政の許す範囲内において、基本計画の実施を促進するよう努めなければならない。

第十三条を次の二条を加える。

(豪雪地帯における雪害の防除)

第十四条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第十五条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第十六条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第十七条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第十八条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第十九条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十一条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十二条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十三条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十四条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十五条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十六条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十七条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十八条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十九条 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

(克雪住宅の普及促進)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅（融雪等の措置が講じられた住宅をいう。）の普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(快適で魅力ある地域社会の形成)

同条中「基本計画」の下に「及び道府県計画」を加える。

第十三条の三 国は、豪雪地帯における快適で魅力ある地域社会の形成に資するため、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進等が円滑に図られるよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯に適した産業の育成等)

第十四条の二 地方公共団体が基本計画及び道府県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起たず地方債については、法令の範囲内において資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(切な配慮をするものとする)

第十五条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯に適した産業の育成を図り、雪を資源として活用するための利雪に関する試験研究の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯における雪害の防除)

第十六条の二 地域における創意工夫を生かしつつ、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

(助言及び調査)

第十七条の二 内閣総理大臣は、道府県計画の実施に関し必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第十八条の二 第十二条中「基本計画」の下に「及び道府県計画」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(施行期日等)

第十九条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十一条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十二条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十三条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十四条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十五条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十六条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十七条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十八条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第二十九条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十一条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十二条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十三条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十四条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十五条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十六条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十七条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十八条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第三十九条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十一条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十二条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十三条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十四条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十五条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十六条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十七条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十八条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

第四十九条の二 第二項中「(以下「道府県計画」という。)」を

官報号外

四年度及び平成五年度の予算に係る国の負担又は補助（平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される国（の負担及び平成三年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出されすべきものとされた國の負担又は補助を除く。）並びに平成四年度及び平成五年度における事業の実施により平成六年度以降の年度に支出される國の負担、平成四年度及び平成五年度の國庫債務負担行為に基づき平成六年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助並びに平成四年度及び平成五年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成六年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成三年度以前の年度における事業の実施により平成四年度以降の年度に支出される國の負担、平成三年度以前の年度の國庫債務負担行為に基づき平成四年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助で平成四年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百八十九号）〕の一部を次のように改正する。

3 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百八十九号）「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○鈴木和美君　ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、豪雪地帯をめぐる諸情勢にかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、豪雪地帯対策を推進することにより、その活性化に資するための道府県豪雪地帯対策基本計画の制度を創設し、その実施の促進に関する所要の措置を講ずることともに、特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校の施設等に対する國の負担割合の特例の措置の適用期限を十一年間延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

〔裁判所職員定員法（昭和四十八年法律第百八十九号）〕の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）並びに本日委員長から報告書が提出されました。

平成四年三月二十七日

参議院議長　長田　裕二殿　法務委員長　鶴岡　洋

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十六日

附則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。七十七人〔に改める。〕

審査報告書

裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長　長田　裕二殿　法務委員長　鶴岡　洋

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて完全週休二日制を実施するためにしてすべての土曜日を裁判所の休日にしてしまうとするものであつて、妥当な措置と認める。

審査報告書

本法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するためにしてすべての土曜日を裁判所の休日にしてしまうとするものであつて、妥当な措置と

を日程に追加し、両案を一括して議題とする」と

平成四年三月二十一日

衆議院議長　櫻内　義雄

参議院議長　長田　裕二殿

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田裕二君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鶴岡洋君。

○議長（長田裕二君）　御異議ないと認めます。

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のようにより改正する。

第一条の表中「六〇八人」を「六一五人」に改める。

第二条中「二万九千四百五十四人」を「二万九千四百五十五人」に改める。

附則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

審査報告書

裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長　長田　裕二殿　法務委員長　鶴岡　洋

要領書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて完全週休二日制を実施するためにしてすべての土曜日を裁判所の休日にしてしまうとするものであつて、妥当な措置と

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	大 使 公 使 特 号	号											別		
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号			
アジア			870,000	780,000	671,100	630,600	569,700	503,900	443,100	392,500	352,000	322,100	301,800	281,600	261,300	241,000
イ ン ド	イ ン ド ニ シ ア		920,000	720,000	654,200	609,700	542,700	474,300	407,300	359,500	314,300	289,800	267,500	245,200	222,900	200,500
ヴィエトナム			1,000,000	920,000	883,800	803,200	727,400	644,700	568,800	504,600	453,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
カンボジア			950,000	920,000	853,800	803,200	727,400	644,700	568,800	504,600	453,000	414,600	389,300	364,100	338,800	313,500
シンガポール			960,000	780,000	708,000	657,400	581,600	505,700	429,800	370,300	328,700	303,400	278,100	252,900	227,600	202,300
スリ・ランカ			830,000	720,000	664,700	621,400	556,500	488,800	428,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	218,200
タ イ			910,000	710,000	647,900	603,700	537,400	469,700	403,400	356,000	311,800	287,000	264,900	242,900	220,800	198,700
大韓民国			1,020,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	344,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
中華人民共和国			1,130,000	840,000	768,100	716,300	637,000	556,300	477,000	421,000	368,100	339,000	312,600	286,200	259,700	233,300
ネパール			800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	313,400	297,500	275,600	253,800
バキスタン			780,000	680,000	626,500	586,000	525,100	451,500	400,700	354,700	314,200	288,400	268,100	247,900	227,600	207,300
ペンダラテシュ			860,000	860,000	783,800	737,100	637,400	551,400	521,700	462,400	416,000	380,400	357,200	334,000	310,700	287,500
フィリピン			910,000	760,000	650,200	645,100	577,500	507,000	439,400	388,900	345,300	315,700	288,200	270,600	248,100	225,500
ブータン			800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	381,700	341,200	319,400	297,500	275,600	253,800
ブルネイ			880,000	810,000	737,200	686,600	610,800	552,500	457,600	408,900	358,300	325,300	300,000	274,800	249,500	224,200
マレーシア			850,000	700,000	655,100	591,300	526,900	460,800	385,700	349,200	305,900	281,600	259,900	228,300	216,700	195,000
ミャンマー			1,210,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
セルビヤ			790,000	770,000	709,300	666,000	601,100	531,200	466,300	413,000	368,700	338,500	315,800	295,200	273,600	251,900
モンゴル			1,040,000	1,010,000	934,900	882,100	802,800	714,400	635,100	583,600	510,700	465,600	439,200	412,800	386,300	359,900
ラオス			980,000	900,000	884,700	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
北米		アメリカ合衆国	1,000,000	720,000	660,600	615,100	523,900	455,600	387,300	341,700	296,100	273,400	250,600	227,800	205,000	182,200
カナダ			940,000	760,000	685,200	645,600	571,100	498,600	422,100	372,500	322,800	298,000	273,100	248,300	223,500	198,600
中南米		アルゼンティン	1,180,000	1,010,000	918,500	852,900	754,600	656,100	557,700	492,100	426,500	393,700	360,900	328,100	295,200	262,400
		アンティグア・バーブーダ	720,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	385,700	349,200	305,900	281,600	259,900	228,300	216,700	195,000
		ヴェネズエラ	980,000	880,000	797,300	740,400	654,900	569,500	484,100	427,100	370,200	341,700	313,200	284,800	256,300	227,800
		ウルグアイ	810,000	790,000	714,400	663,400	586,800	533,800	482,700	381,700	303,200	280,700	255,200	229,600	204,100	

外(号)報

地 域	所 在 国	号										別				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
	エクアドル	700,000	680,000	620,100	590,000	519,300	456,500	396,300	361,300	311,200	288,600	285,600	245,500	225,500	205,500	
	エル・サルバドル	870,000	840,000	773,200	722,200	645,600	586,300	489,800	438,300	382,300	351,800	325,800	300,300	274,700	249,200	
	ガイアナ	1,050,000	1,020,000	988,700	664,700	621,400	586,500	488,300	428,800	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	239,900	
	ギューパ	810,000	790,000	713,000	688,800	595,000	519,800	446,000	393,600	344,400	317,100	292,500	267,900	243,300	218,700	
	グアテマラ	750,000	720,000	684,700	621,400	586,500	488,800	423,800	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,600	218,200	
	グレナダ	680,000	670,000	608,600	588,200	506,000	442,400	380,200	335,600	294,100	270,700	249,800	228,200	208,500	187,700	
	コロンビア	800,000	780,000	715,800	672,000	606,400	535,800	470,200	416,500	372,700	341,200	319,400	287,500	275,600	253,800	
	ジャマイカ	720,000	700,000	635,100	591,800	526,900	460,600	385,700	349,200	305,900	281,600	259,900	238,300	216,700	195,000	
	スリナム	1,090,000	1,060,000	984,600	899,900	802,900	703,000	606,000	535,900	471,200	453,300	401,000	368,600	336,300	303,900	
	セント・チルダントン	750,000	720,000	664,700	621,400	586,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,500	218,200	
	セント・クリストファー	710,000	690,000	628,800	586,000	521,700	456,100	391,900	345,800	303,000	278,900	257,500	236,100	214,600	193,200	
	セイシェルズ	750,000	720,000	664,700	621,400	586,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,900	218,200	
	セント・ルシア	750,000	690,000	625,100	580,500	518,500	446,500	379,500	324,800	290,200	267,900	245,600	225,500	206,900	178,600	
	チリ	750,000	720,000	664,700	621,400	586,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,900	218,200	
	ドミニカ共和国	910,000	890,000	807,300	761,700	668,400	583,600	500,200	441,500	385,900	355,400	327,600	299,800	272,000	244,200	
	トリニダード・トバゴ	910,000	880,000	801,000	745,900	663,200	579,100	496,400	438,100	382,900	352,700	325,100	297,600	270,000	242,400	
	ニカラグア	1,120,000	1,080,000	1,000,400	938,500	845,500	746,300	653,400	578,600	516,600	478,400	442,400	411,400	380,400	342,400	
	ハイチ	910,000	890,000	801,000	745,900	663,200	579,100	496,400	438,100	382,900	352,700	325,100	297,600	270,000	242,400	
	パナマ	800,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	373,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,900	220,100	
	パラマ	750,000	720,000	664,700	621,400	586,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,900	218,200	
	パラグアイ	900,000	870,000	784,600	789,900	657,900	574,500	492,500	434,800	380,000	349,900	322,600	295,300	267,900	240,600	
	ペルバドス	750,000	720,000	664,700	621,400	586,500	488,800	423,900	375,200	331,900	304,800	283,100	261,500	238,900	218,200	
	ブラジル	1,080,000	910,000	882,900	775,500	689,400	601,900	515,800	455,200	397,800	368,400	337,700	309,000	280,200	251,500	
	ベリーズ	820,000	800,000	728,600	680,700	609,000	584,400	482,600	403,400	361,600	332,100	308,200	284,300	260,400	238,500	
	ペルー	1,180,000	1,100,000	928,200	897,400	779,300	688,100	597,900	529,200	470,400	451,400	402,000	372,700	343,300	313,900	
	ボリビア	860,000	880,000	770,900	726,300	659,300	585,500	518,500	460,200	415,500	379,100	356,800	334,500	312,100	289,800	
	ボンデュラス	920,000	880,000	817,900	763,700	682,300	598,200	516,900	457,800	403,600	370,400	348,900	316,200	289,100	262,600	
	メキシコ	1,080,000	870,000	786,700	745,900	666,600	584,500	505,200	447,000	384,100	352,200	325,800	303,400	282,900	256,500	
	アルゼンチン	960,000	930,000	848,300	787,700	696,900	605,900	515,000	454,400	393,800	368,500	335,200	303,000	272,700	242,400	
	アルゼンチン	960,000	930,000	848,300	787,700	696,900	605,900	515,000	454,400	393,800	368,500	335,200	303,000	272,700	242,400	

官報号(外)

地 域	所 在 國	号											別		
		大 使	公 使	特 號	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アゼルバイジャン		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,200	485,200	445,100	414,600	384,100	363,500	323,000
アルベニア		1,180,000	1,140,000	1,047,400	980,000	878,800	772,700	671,600	594,100	526,700	483,400	447,700	416,000	382,200	348,500
アルメニア		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	363,500	323,000
イタリア		1,180,000	960,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	488,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
ヴァチカン		990,000	860,000	873,900	811,500	717,800	624,200	530,600	488,200	405,700	374,500	343,300	312,100	280,900	249,700
ウクライナ		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	363,500	323,000
ウズベキスタン		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	363,500	323,000
エストニア		1,080,000	1,040,000	913,500	852,500	760,900	665,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	312,800	289,200
オーストリア		1,280,000	1,050,000	980,300	882,400	780,600	673,300	577,000	508,100	441,200	407,300	378,300	349,900	320,800	291,500
オランダ		990,000	900,000	816,500	758,200	670,700	583,200	495,700	437,400	379,100	349,900	320,800	291,500	262,400	233,300
カザフスタン		1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,200	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
ギリシャ		960,000	870,000	780,900	734,400	649,600	564,900	480,200	423,700	367,200	388,900	310,700	282,500	254,200	226,000
キルギスタン		1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
サイプロス		900,000	870,000	780,900	784,400	649,600	564,900	480,200	428,700	367,200	388,900	310,700	282,500	254,200	226,000
スイス		1,190,000	1,060,000	982,200	812,100	806,800	701,600	596,400	526,200	456,000	421,000	385,900	350,800	315,700	280,600
スウェーデン		1,210,000	1,100,000	1,001,400	929,900	822,600	715,300	608,000	536,500	464,900	429,200	393,400	357,700	321,900	286,100
スペイン		1,040,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,200	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
タジキスタン		1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
チエコ・クロアチア		1,000,000	910,000	882,900	775,500	688,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
デンマーク		1,090,000	1,060,000	905,800	841,100	744,100	647,000	550,000	485,200	420,600	388,200	355,900	322,500	291,200	258,800
ドイツ		1,230,000	1,000,000	912,100	847,000	749,200	651,500	553,800	488,600	423,500	390,900	358,300	325,800	293,200	260,600
トルコニースタジ		1,080,000	1,040,000	958,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
ノルウェー		1,120,000	1,060,000	988,700	818,100	812,100	708,200	600,300	529,700	460,000	423,700	388,400	353,100	317,800	282,500
ハンガリー		1,000,000	910,000	882,900	775,500	688,400	601,900	515,800	455,200	397,800	366,400	337,700	309,000	280,200	251,500
フィンランド		1,180,000	1,100,000	995,000	923,900	817,300	710,700	604,100	533,000	462,400	390,900	355,400	318,800	284,300	254,800
フランス		1,280,000	950,000	861,100	799,600	707,400	615,100	522,800	461,200	399,800	369,100	338,300	307,600	276,800	246,000
ブルガリア		980,000	950,000	868,800	811,000	724,200	634,600	547,800	484,600	426,700	392,300	368,300	334,400	305,500	276,500

外(号)報面

地 域	所 在 国	号											別		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ペラルーン		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,900	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	359,500	323,000
ペルギー		1,090,000	940,000	884,700	793,700	702,100	610,500	518,900	457,800	396,800	366,800	335,800	305,800	274,700	244,200
ボーランド		1,150,000	1,050,000	988,200	893,900	797,600	698,400	602,000	532,400	468,200	430,500	398,400	366,800	334,200	302,100
ボルトガル		940,000	910,000	822,200	770,000	681,100	592,300	538,500	444,200	385,000	355,400	325,800	286,200	256,500	226,000
マルタ		980,000	960,000	873,900	811,500	717,900	624,200	530,600	468,200	405,700	374,500	343,800	312,100	280,900	249,700
モルドバ		1,080,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
ヌーザースラヴィア		1,160,000	1,060,000	988,800	898,800	798,400	697,500	597,000	526,800	459,900	422,700	390,200	356,800	323,300	289,500
ラトヴィア		1,080,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	686,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	288,300
リトアニア		1,080,000	1,000,000	913,500	852,500	760,900	686,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	319,800	288,300
ルーマニア		1,080,000	1,000,000	917,600	861,500	777,500	687,100	603,000	534,200	478,200	437,800	408,800	381,800	353,800	325,800
ルクセンブルグ		940,000	910,000	822,800	764,000	675,900	587,700	499,500	440,800	382,000	352,500	328,200	298,900	264,500	235,100
連合王国		1,910,000	1,010,000	918,500	882,900	754,500	656,100	587,700	492,100	426,500	383,700	360,900	328,100	295,200	262,400
ロシア		1,380,000	1,040,000	988,100	897,100	805,500	708,900	617,300	546,300	485,200	445,100	414,600	384,100	353,500	323,000
大洋州		750,000	730,000	671,200	627,400	561,300	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,800	220,100
オーストラリア		970,000	780,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,400	288,100	257,400	231,700	205,800
ギリベス		880,000	860,000	786,300	748,900	677,900	600,500	529,400	468,300	421,900	385,900	362,200	338,500	314,800	291,100
ソロモン		950,000	980,000	883,700	802,200	725,000	641,500	564,300	500,000	448,500	410,500	384,700	359,000	333,300	307,500
トウツマル		890,000	860,000	786,300	748,900	677,900	600,500	529,400	468,300	421,900	385,900	362,200	338,500	314,800	291,100
トンガ		750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,800	220,100
ナウル		750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,800	220,100
西サモア		750,000	730,000	671,200	627,400	561,800	493,400	427,800	378,700	334,900	307,500	285,700	263,800	241,800	220,100
ニュー・ジーランド		880,000	860,000	727,200	675,200	597,800	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	259,700	233,700	207,800
パプア・ニューギニア		880,000	860,000	834,700	784,600	709,400	627,900	553,700	489,800	459,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
フィジー		800,000	770,000	682,900	593,200	520,700	451,000	399,100	352,700	323,900	300,700	277,500	254,200	231,000	207,800
マーシャル		870,000	840,000	773,200	722,200	645,800	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200
ミクロネシア		870,000	840,000	773,200	722,200	645,800	566,300	489,800	433,300	382,300	351,300	325,800	300,300	274,700	249,200

外(号)報

地 域	所 在 國	号											別		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ギニア・ビサオ	1,080,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,300	565,900	504,800	482,400	482,400	402,300	372,200	342,200		
ケニア	860,000	830,000	766,400	704,400	626,500	547,200	469,300	414,200	362,200	383,500	307,600	281,600	255,600	232,700	
コモロ	890,000	870,000	732,300	739,900	681,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700	
コンゴー	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200		
ザイール	1,170,0001,080,000	994,100	883,500	842,600	744,900	654,000	579,700	519,100	474,700	444,400	414,200	383,900	353,600		
サントメ・プリンシペ	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200		
ザンビア	1,190,0001,160,0001,060,200	991,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,600	488,800	454,700	420,500	388,300	352,200			
シェラ・レオネ	1,090,0001,080,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200		
ジブチ	1,130,0001,100,0001,066,900	944,500	850,800	750,900	657,800	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300			
ジンバブエ	800,000	780,000	711,700	658,000	589,800	515,900	442,200	380,200	341,500	314,400	290,000	265,700	241,300	216,900	
スードン	1,250,0001,220,0001,126,3001,059,800	980,000	851,100	751,300	664,100	599,600	547,800	514,400	481,100	447,800	414,600				
スワジ蘭	890,000	870,000	792,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700	
セイシェル	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	482,400	402,300	372,200	342,200		
赤道ギニア	1,130,0001,160,0001,066,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300			
セネガル	1,210,0001,110,0001,015,500	980,400	852,800	749,900	652,200	577,000	511,900	469,700	437,100	404,600	372,000	339,400			
ソマリア	1,130,0001,100,0001,006,900	944,500	850,800	750,900	657,300	582,100	519,600	476,100	444,900	413,700	382,500	351,300			
タンザニア	1,100,0001,020,000	935,700	880,200	795,400	703,900	619,200	549,000	492,500	460,100	421,600	393,700	365,400	337,200		
チャード	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200		
中央アフリカ	1,250,0001,210,0001,119,8001,058,800	954,700	846,500	747,400	662,700	598,300	544,900	511,800	478,800	446,800	412,700				
チュニジア	820,000	790,000	724,400	674,800	600,300	524,400	449,900	397,100	347,400	319,900	295,000	270,200	246,400	220,500	
トого	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200		
ナイジェリア	1,160,0001,070,000	987,300	927,600	887,400	740,400	650,200	576,400	516,200	472,000	442,000	411,900	381,800	351,800		
ナミビア	1,020,000	990,000	890,800	840,600	750,400	657,400	567,200	501,700	441,500	405,900	375,900	345,800	315,700	285,700	
ニジェール	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200		
ブルキナ・ファン	1,090,0001,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	637,900	565,900	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200		
ブルンディ															

面 報 (号外)

地 域 所 在 国	号											別		
	大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
ペナン	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
ボツワナ	890,000	870,000	782,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
マダガスカル	840,000	810,000	841,000	790,400	714,600	632,400	556,500	493,200	442,600	405,000	379,700	354,500	329,200	303,900
マラウイ	1,180,000	1,160,000	1,060,200	981,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,800	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
マリ	1,050,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
南アフリカ共和国	1,080,000	930,000	842,000	781,800	691,600	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	330,800	300,700	270,600	240,600
モーリシャス	890,000	870,000	782,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700
モーリタニア	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
モザンビーク	1,190,000	1,160,000	1,060,200	981,800	889,300	781,800	679,300	601,000	532,800	488,800	454,700	420,500	386,300	352,200
モロッコ	880,000	860,000	781,800	728,100	647,400	565,400	484,800	427,800	374,000	344,500	317,600	290,700	263,800	236,900
リビア	1,180,000	1,140,000	1,051,600	986,900	889,300	786,000	689,000	610,600	545,900	496,400	467,100	434,700	402,400	370,100
リベリア	1,120,000	1,080,000	1,000,500	939,500	847,900	749,500	657,900	583,200	522,100	477,500	447,000	416,500	385,900	355,400
ルワンダ	1,080,000	1,060,000	975,000	914,800	824,600	728,100	687,900	565,000	504,800	462,400	432,400	402,300	372,200	342,200
レソト	890,000	870,000	782,300	739,900	661,300	579,900	501,300	443,500	391,100	359,400	333,200	307,100	280,900	254,700

外(号)報(宣)

二 総領事館

号

別

地 域	所 在 地	総領事	号										
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アシア	カルカタ ボンベイ マドラス ウジュン・バンダ ジャカルタ スラバヤ メダン ホーチミン バンコック 釜山 広州 上海 瀋陽 カラチ マニラ ペナン 香港	720,000 690,000 690,000 750,000 670,000 670,000 700,000 830,000 660,000 770,000 820,000 850,000 660,000 770,000 820,000 710,000 710,000 650,000 800,000	660,200 630,600 630,600 632,800 692,700 698,700 542,700 572,300 685,000 603,700 639,200 745,800 666,600 820,100 740,800 630,600 577,500 591,800 675,200	569,300 569,700 569,700 616,900 542,700 542,700 474,300 502,500 604,100 537,400 592,000 514,800 584,500 584,500 656,200 575,800 569,700 507,000 526,800 519,400	532,200 508,800 443,100 443,100 477,800 474,300 407,300 435,500 529,200 469,700 487,600 386,100 505,200 447,000 394,100 382,200 505,200 443,100 439,400 385,900 389,600	471,400 443,100 382,500 382,500 428,300 428,300 377,500 352,000 322,100 311,800 386,400 386,400 384,600 384,600 382,200 382,200 382,500 382,500 382,500 382,500 382,500 382,500	418,000 382,500 382,500 382,500 428,300 428,300 377,500 352,000 322,100 311,800 386,400 386,400 384,600 384,600 382,200 382,200 382,500 382,500 382,500 382,500	344,900 322,100 301,800 301,800 346,700 346,700 324,400 302,100 281,800 281,800 280,700 280,700 269,400 269,400 282,200 282,200 282,200 282,200 282,200 282,200	324,600 301,800 281,800 281,800 324,400 324,400 302,100 281,800 269,400 269,400 268,400 268,400 256,400 256,400 282,200 282,200 282,200 282,200 282,200 282,200	304,400 281,800 261,800 261,800 280,700 280,700 267,500 245,200 245,200 245,200 245,200 245,200 223,700 223,700 222,800 222,800 222,800 222,800	284,100 261,800 241,000 241,000 279,700 279,700 267,500 245,200 245,200 245,200 245,200 245,200 200,500 200,500 200,500 200,500 200,500 200,500	263,800 241,000 241,000 241,000 257,400 257,400 200,500 200,500 200,500 200,500 200,500 200,500 180,500 180,500 180,500 180,500 180,500 180,500	
北米	アガナ アトランタ アンカレッジ カンザス・シティ サン・フランシスコ シアトル シカゴ	750,000 680,000 750,000 680,000 680,000 680,000 680,000	681,100 592,800 631,100 592,800 592,800 592,800 592,800	602,500 528,900 602,500 523,900 455,600 455,600 455,600	528,900 485,600 528,900 485,600 387,800 387,800 387,800	445,300 387,800 445,300 387,800 341,700 341,700 341,700	382,300 341,700 382,300 341,700 298,100 298,100 298,100	340,500 341,700 340,500 340,500 298,100 298,100 298,100	314,800 298,100 314,800 298,100 278,400 278,400 278,400	288,100 288,100 288,100 288,100 286,100 286,100 286,100	262,000 258,100 258,100 258,100 256,600 256,600 256,600	255,800 252,000 252,000 252,000 251,800 251,800 251,800	209,600 209,600 209,600 209,600 182,200 182,200 182,200

(外) 号 報

地 域	所 在 地	号 别											
		總領事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
アトロイト ニューオーリンズ ニューヨーク ヒューストン ポートランド ボストン ホノルル マイアミ ロス・アンジエルス サンクーヴィー ¹ ウェニペッグ エドモントン トロント モントリオール		660,000 680,000 850,000 680,000 660,000 750,000 750,000 660,000 680,000 740,000 720,000 720,000 740,000 720,000	592,300 592,300 523,900 523,900 523,900 651,600 651,600 523,900 523,900 576,400 571,100 496,600 496,600 571,100 645,600 645,600	523,900 523,900 455,800 455,800 455,800 576,400 576,400 523,900 523,900 496,600 496,600 496,600 496,600 496,600 571,100 571,100	455,800 455,800 426,000 426,000 426,000 501,200 501,200 455,800 455,800 422,100 422,100 422,100 422,100 422,100 496,600 496,600	387,300 387,300 341,700 341,700 341,700 426,000 426,000 387,300 387,300 422,100 422,100 422,100 422,100 422,100 571,100 571,100	341,700 341,700 296,100 296,100 296,100 375,900 375,900 341,700 341,700 372,500 372,500 372,500 372,500 372,500 496,600 496,600	296,100 296,100 273,400 273,400 273,400 375,900 375,900 341,700 341,700 372,500 372,500 372,500 372,500 372,500 571,100 571,100	273,400 273,400 250,600 250,600 250,600 375,900 375,900 296,100 296,100 372,500 372,500 372,500 372,500 372,500 571,100 571,100	227,800 227,800 227,800 227,800 227,800 300,700 300,700 296,100 296,100 372,500 372,500 372,500 372,500 372,500 571,100 571,100	205,000 205,000 205,000 205,000 205,000 250,600 250,600 227,800 227,800 273,400 273,400 273,400 273,400 273,400 571,100 571,100	182,200 182,200 182,200 182,200 182,200 200,500 200,500 182,200 182,200 227,800 227,800 227,800 227,800 227,800 571,100 571,100	
中南米	クリチバ サンパウロ ベレーン ボルト・アレグレ マナオス リオ・デ・ジャネイロ レシフェ リヤ	880,000 860,000 880,000 880,000 880,000 860,000 860,000	746,300 746,300 746,300 746,300 746,300 746,300 775,500	680,200 680,200 680,200 680,200 680,200 680,200 686,400	574,100 574,100 574,100 574,100 574,100 574,100 601,900	488,000 488,000 488,000 488,000 488,000 488,000 515,800	420,600 420,600 420,600 420,600 420,600 420,600 455,200	373,200 373,200 373,200 373,200 373,200 373,200 397,200	344,500 344,500 344,500 344,500 344,500 344,500 373,200	315,800 315,800 315,800 315,800 315,800 315,800 344,500	287,100 287,100 287,100 287,100 287,100 287,100 315,800	258,300 258,300 258,300 258,300 258,300 258,300 287,100	229,600 229,600 229,600 229,600 229,600 229,600 258,300
歐州	ミラノ ジュネーヴ ベルセロナ ラス・バルマス	980,000 1,010,000 880,000 870,000	885,100 912,100 798,600 781,800	788,800 808,800 701,600 601,400	642,400 642,400 596,400 596,400	546,000 546,000 526,200 526,200	481,800 481,800 456,000 456,000	417,600 417,600 421,000 421,000	385,400 385,400 385,400 385,400	353,900 353,900 353,900 353,900	321,200 321,200 321,200 321,200	289,100 289,100 289,100 289,100	257,000 257,000 280,600 280,600

外(号)報用

地 域	所 在 地	用 号											
		総額	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
	デュッセルドルフ	970,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	293,200	260,600
	ハノーフルグ	940,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	288,200	260,600
	フランクフルト	940,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	288,200	260,600
	ベルリン	970,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	288,200	260,600
	ボン	940,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	288,200	260,600
	ミュンヘン	940,000	347,000	748,200	651,500	553,300	488,600	423,500	390,900	388,300	325,300	288,200	260,600
	ストラスブール	890,000	788,600	707,400	615,100	522,800	461,300	398,800	369,100	358,300	307,600	276,800	246,000
	パリ	890,000	788,600	707,400	615,100	522,800	461,300	398,800	369,100	358,300	307,600	276,800	246,000
	マルセイユ	890,000	788,600	707,400	615,100	522,800	461,300	398,800	369,100	358,300	307,600	276,800	246,000
	エティンバラ	950,000	352,900	754,600	656,100	557,700	492,100	428,500	393,700	360,900	323,100	295,200	263,400
	ロンドン	950,000	352,900	754,600	656,100	557,700	492,100	428,500	393,700	360,900	323,100	295,200	263,400
	サンクトペテルブルク	940,000	352,500	760,800	668,500	574,900	508,500	447,400	411,400	380,900	350,400	318,800	289,300
	チホトカ	1,120,000	1,000,500	805,500	712,600	681,900	599,900	520,800	489,800	458,300	427,300	393,300	363,600
	ハバロフスク	1,000,000	988,900	815,900	718,000	625,100	583,100	491,100	450,600	419,600	388,600	357,600	326,600
大洋州	シドニー	770,000	639,200	592,000	514,800	437,600	384,100	334,800	305,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	ベース	740,000	688,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	288,100	257,400	231,700	205,900
	ブリスベン	740,000	689,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	288,100	257,400	231,700	205,900
	メルボルン	770,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	288,100	257,400	231,700	205,900
	オーカ蘭ド	750,000	675,200	597,300	519,400	441,500	389,600	337,600	311,600	285,700	258,700	233,700	207,800
	ポートモレスビー	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
中近東	ホラムシャヘル	960,000	880,200	795,400	708,900	619,200	549,000	492,500	450,100	421,900	393,700	365,400	337,200
	ジェッダ	850,000	784,600	709,400	627,900	552,700	489,800	439,700	402,300	377,300	352,200	327,100	302,100
	イスタンブル	840,000	757,700	673,700	588,200	504,100	444,900	388,900	368,100	330,100	302,100	274,100	246,100
アフリカ	ブレトリア	870,000	781,800	691,800	601,400	511,200	451,100	390,900	360,800	300,700	270,600	240,600	

三 領事館

地 域	所 在 地	領事館 長	号 别										
			1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アシア	コタ・キナバル	640,000	597,800	532,200	465,200	389,600	352,700	308,900	284,300	262,500	240,600	218,700	196,900
中南米	エソカルナシオン	820,000	769,500	687,500	602,700	520,700	460,600	406,000	373,100	345,800	318,500	291,100	263,800

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 别													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
北米	ニューヨーク (国際連合)	1,000,000	770,000	701,700	651,800	578,400	501,200	426,000	375,900	325,800	300,700	275,700	250,600	225,500	200,500
歐州	ウェーン (ウェーン国際機関) (在ウェーン国際機関) (在ジュネーヴ国際機関) (東欧会議) バリ (経済協力開発機構) プラッセル (欧洲共同体)	1,150,000 1,400,000 1,120,000 1,280,000 1,090,000	1,056,000 1,080,000 1,080,000 960,000 940,000	860,300 882,200 882,200 861,100 884,700	882,400 912,100 912,100 799,600 783,700	780,600 806,800 806,800 797,400 702,100	678,500 701,600 701,600 615,100 610,500	577,000 596,400 596,400 522,800 518,900	569,100 596,400 596,400 451,300 457,900	441,200 421,000 421,000 399,800 393,500	407,300 385,900 385,900 369,100 366,300	373,300 356,800 356,800 338,300 335,300	338,400 356,800 356,800 307,600 305,300	305,500 315,700 315,700 276,800 274,700	271,500 280,800 280,800 245,000 244,200

附 則

1 本法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定のうち、総領事館の表歐州の項中、「在ハバロフスク日本国総領事館」と「在トムスク日本国総領事館」並びに「在ホーチミン、在ドンレイト及び在サイゴン、在アルメニア、在ウクライナ、在ウズベキスタン、在エストニア、在カザフスタン、在トルクメニスタン、在ペルシャ、在モルドヴァ、

2 在ラトヴィア及び在リトアニアの各日本大使館並びに「在ボーチミン、在ドンレイト及び在ウニエバクの各日本国総領事館」に關する部分は、政令で定める日から施行する。

3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八号)の一部を次のとおり改正する。

在トムスク日本国総領事館
ノガイヨト連邦
ハバロフスク
お削り、同表歐州の項に次のとおり
加える。

在ハバロフスク日本国総領事館
ロシア
ハバロフスク

官 報 (号) 外)

○大鷹瀬子君答弁、拍手】
○大鷹瀬子君ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、旧ソ連邦構成国の独立に伴い、バトル三カ国、ウクライナなど十三カ国に大使館を新設するとともに、在ソ連邦大使館の名称を在ロシア大使館に変更すること、ベトナムのホーチミン及び米国のデトロイトに総領事館を新設すること、在外職員の在勤基本手当の基準額及び女子教育手当の加算限度額を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、在外公館及び在留邦人の安全性確保、当面兼館とされる新設大使館の実館化の見通し、旧ソ連の動向とこれに対する我が国の支援策、日越関係の今後の展望等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩谷政光君。

〔審査報告書提出、衆議院送付〕

並びに本日委員長から報告書が提出されました。輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔御異議ございませんか。〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長岩谷政光君。

一、費用

本案施行に要する経費として、平成四年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計石炭勘定に、三十三億八千十五万円が計上されている。

二、附帯決議

政府は、本法施行に当たり、関係法律の目的が十分実現されるよう最大限の努力を払うとともに、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、稼行炭鉱に対し今後とも所要の支援を講じつつ、需要業界の国内炭の引取りについての協力が円滑に得られるよう努めるとともに、均衡点を設定するに当たっては、国内炭の安定供給性等にも留意しつつエネルギー政策上合理的かつ健全なものとなるよう努力すること。

二、石炭会社のコスト引下げ努力が保安の確保に支障をきたさないよう、保安対策には万全を期すること。

三、石炭会社等が実施する新分野開拓事業について、積極的に支援するとともに、炭鉱労働者が当該事業に円滑に職種転換できるよう、教育訓練等を十分実施すること。

また、雇用安定計画についても、地元での職

図るため、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置並びに石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措置を講じ、あわせて炭鉱労働者の雇用の安定のための措置、石炭鉱害を速やかに復旧するための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

また、今後とも炭鉱離職者に対する再就職援護措置及び職業訓練を的確に実施すること。

四、旧産炭地域における就労事業の実施については、炭鉱離職者の雇用確保に重要な役割を果たしていることからかんがみ、特段の配慮を行うこと。

五、石炭鉱業構造調整補助金の運用に当たっては、下請労働者の退職金の改善について支援制度の検討を加えること。

六、累積鉱害の早期復旧を図るために、滞留案件及び効用未回復案件についての認定作業等が可及的速やかに進められるよう鉱害処理体制の改善を図ること。

また、遅延している有資力鉱害の早期復旧が

図られるよう実効ある措置を講ずること。

七、施行困難な案件等の鉱害処理については、主務大臣等による調整が円滑に行われるよう努力すること。

また、運送している有資力鉱害の早期復旧が

図られるよう実効ある措置を講ずること。

八、特定鉱害復旧事業を行う法人を指定するに當たっては、浅所陥没の発生実態等を考慮して当該事業が適正かつ確實に実施されるよう十分配慮すること。

九、新石炭政策を計画的かつ着実に実施するため

に、必要な財源の確保に努めるとともに、産炭地域における地方公共団体への財政支援の強化を図ること。

また、産炭地域振興実施計画の実効性を確保するため、関係各省庁・地方公共団体間の連

携・協力を強化し最大限の努力を払うこと。
右決議する。

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月十二日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案
石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石炭鉱業構造調整臨時措置法

目次中「石炭鉱業合理化計画」を「石炭鉱業構造調整基本計画等」と、「第六条」を「第二十四条」に、「合理化等」を「構造調整」に、「第七条」を「第二十五条」に、「販売価格等」を「販売価格」に改め、「第五章の二 未開発炭田の開発(第六十八条の二一第六十八条の八)」及び「第五章の三 鉱区の調整(第六十八条の九一第六十八条

の十五)」を削り、「第八十三条の二」を「第八十一条に改める。

第一条を次のように改める。

(目的) 第一条 この法律は、石炭鉱業の合理化及び安定のための措置を講ずるとともに、石炭会社等の事業の新分野の開拓を促進するための措

置を講ずることにより、エネルギー事情その他内外の経済事情に応じた石炭鉱業の構造調整の円滑な推進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条に次の二項を加える。

3 この法律で「石炭会社」とは、石炭会社を含む会社をいい、「親会社」とは、石炭会社に対する経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持ついる会社をいい、「関係事業者」とは、次に掲げる事業者であつて石炭会社以外のものをいう。

一 石炭会社又はその親会社がその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

(石炭鉱業合理化臨時措置法)

第一条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

(石炭鉱業合理化計画)

第一条 石炭鉱業合理化計画(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

(石炭鉱業合理化計画)

第一条 石炭鉱業合理化計画(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

(石炭鉱業構造調整基本計画等)

第一条 石炭鉱業構造調整基本計画等(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

二 石炭会社又はその親会社が他の石炭会社又はその親会社と共同してその経営を実質的に支配することが可能なものとして通商産業省令で定める関係を持つている事業者

第三条の見出しを「(石炭鉱業構造調整基本計画)」に改め、同条第一項中「きて、石炭鉱業構造調整基本計画」を「聴いて、石炭鉱業構造調整

基本計画(以下「基本計画」という。)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 石炭鉱業の構造調整の基本的な目標

二 石炭鉱業の合理化及び安定の基本となるべき事項

三 石炭会社、親会社及び関係事業者の事業の新分野の開拓(以下単に「新分野の開拓」という。)について基本的な指針となるべき事項

四 鉱山労働者の雇用の安定、産炭地域における鉱工業等の振興その他の石炭鉱業の構造調整に際し配慮すべき重要な事項

五 第三条第三項を削り、同条第四項中「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改め、同項を同条第三項とする。

四 第四条第一項中「きいて、石炭鉱業合理化基本計画」を「聴いて、基本計画に基づいて石炭鉱業の合理化」に改め、同条第二項第一号

中「石炭の生産数量、生産能力、生産費等の他」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の二 石炭の生産数量に関する事項

四 第四条第二項第四号を次のように改める。

二 新分野の開拓の内容及び実施時期

三 新分野の開拓の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 新分野の開拓に伴う労務に関する事項

五 その他通商産業省令で定める事項

三 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野開拓計画が次

の各号に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

第三十六条の八及び第三十六条の九第一項中「又は開発資金」を削る。

第三十六条の中「又は開発資金」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十六条の十一中「又は開発資金」を削る。
第三十六条の二十八の次に次の二条を加える。

(新分野開拓資金の貸付け)

第三十六条の二十九 第二十五条第一項第十六号の四に規定する資金の貸付けは、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓に必要な資金について行うものとする。

2 前項に規定する資金のうち設備資金及び海外開発資金の貸付けに係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、十年（据置期間を含む。）を超えない範囲内において政令で定める期間とする。

3 第三十六条の六、第三十六条の八、第二十一条の九及び第三十六条の十一の規定は、第一項に規定する資金の貸付けを受けた者について適用する。

(海外開拓資金の出資)
第三十六条の三十 海外炭開発資金の出資は、海外炭開発事業を行う承認事業者等に対してもうるものとする。

第四十条の二中「あてる」を「充てる」に改め、「開発資金」を削り、「又は同項第十三号に規定する資金」を「同項第十三号に規定する資金又は同項第十六号の四に規定する資金（設備資金及び海外開発資金に限る。）」に改める。

第五十三条第二号中「第二十五条第一項第九号の三」を「第一条第三項、第二十五条第一項第一号の二」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第一条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法

九号の一）に、「第四項まで」を「第三項まで」に改める。

第五十七条第一項ただし書及び第二項を削る。

「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第五章の章名中「販売価格等」を「販売価格」に改める。

第六十一条第一項中「石炭鉱業合理化基本計画」を「基本計画」に改める。

第六十二条から第六十八条までを次のように改める。

第六十二条から第六十八条まで 削除
第五章の二及び第五章の三を削る。

第七十条中「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十一年法律第四十九号）」を削り、「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第七十九条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓の実施状況に關し報告をさせることができる。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十一条とする。

第八十五条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第六十六条、第六十八条の七第一項又は」を削り、同条第一号の二を削る。

第八十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則第二条中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)
第一条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法

律第一百九十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法

目次中「第二章 職業紹介等（第三条—第七条）を「第二章 雇用の安定のための措置（第二章の二—第二条の五）」に、「第二章の一 石炭鉱業の合理化に伴う離職者に対する特別措置」を

第六十二条から第六十八条までを次のように改める。

第六十二条から第六十八条まで 削除
第五章の二及び第五章の三を削る。

第七十条中「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十一年法律第四十九号）」を削り、「合理化及び安定」を「構造調整」に改める。

第七十九条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、承認事業者等に対し、承認計画に係る新分野の開拓の実施状況に關し報告をさせることができる。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十一条とする。

第八十五条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構による石炭を目的とする採掘権若しくは石炭鉱業に使用する施設の買収」を削る。

第二章を第二章の二とし、第一章の次に次の二章を加える。

第二章 履用の安定のための措置

第三条 労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る雇用安定計画

で定める措置の内容が円滑な職業の転換を図る上で適當ないと認めるときは、当該鉱業権者等に対し、その変更を求めることがで

きる。その変更を求めた場合において、当該

項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧の目的としたこととした場合にあつては、当該変更前の復旧基本計画に記載された見込納付金額)」を加える。

第五十六条第一項中「指示」の下に「(次条第四項の指示を含む。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二 前条第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、復旧の目的となつている土地物件に関する権利についての争いがあること、その作成した実施計画に被害者の同意を得ることができないことその他の事由により、復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、主務大臣に当該事由を記載した書面を提出することができる。

2 主務大臣は、前項の書面の提出があつた場合においては、当該事由を除去するため、関係者に対し、指導及び助言をし、又は必要に応じ勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前項の場合においては、都道府県知事又は関係市町村長に対し、当該事由を除去するため必要な協力を求めることができる。

4 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由によつては復旧工事の施行が困難又は不適当であるとは認められないときは、当該復旧工事の施行者に対し、前条第一項の認可を受けるべき旨の指示をするものとする。当該事由が除去されたと認めるときも、同様とする。

5 主務大臣は、第一項の書面の提出があつた場合において、当該事由を除去することが著しく困難であり、かつ、当該事由を除去しなければ復旧工事の施行が困難又は不適当であると認めるときは、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

6 通商産業大臣は、前項の通知を受けた場合において、第四十八条第一項の認可をした復旧基本計画(以下この条において「復旧基本計画」という。)を変更することにより当該事由を除去することができ、かつ、当該変更をすることが適當であると認めるときは、同条第四項の規定により復旧基本計画を変更するものとする。

7 通商産業大臣は、第五項の通知を受けた場合において、第四十八条第四項の規定により復旧基本計画を変更して、その通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等を復旧の目的としないものとするときは、被害者の意向に十分配慮するよう努めるものとする。

第五十七条第一項及び第四項中「前条第一項前段」を「第五十六条第一項前段」に改める。

第七十九条の前の見出しを「(復旧の目的としない農地等の処理)」に改める。

第三章第四節中第七十九条の三の次に次の二条を加える。

第七十九条の四 事業団は、通商産業大臣が第五十六条の二第五項の通知を受けた場合において、第四十八条第四項の規定により同条第一項の認可をした復旧基本計画を変更してその通知に係る農地、農業用施設、公共施設又は家屋等(以下この条において「農地等」とい

う。)を復旧の目的としないこととしたときは、は、主務大臣が主務省令、通商産業省令で定める算定基準に従いその農地等について支払うべき金額として定めた金額を、その農地等に係る被害者に対し、支払わなければならぬ。

第四章を次のように改める。

第四章 指定法人

(指定)

第八十条 第四十八条の三の指定は、特定鉱害復旧事業を行おうとする者の申請により行なわれる。

2 通商産業大臣は、第四十八条の三の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特定鉱害復旧事業を適正かつ確實に実施することができるものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であること。

三 第四条の二第一項の規定により公示された地域において特定鉱害復旧事業を行おるものであること。

四 その指定をすることによって申請に係る地域の特定鉱害復旧事業の円滑な実施を阻害することとならないこと。

第八十二条 指定法人は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第八十三条 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正かつ確実な実施のため必要があると

所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程)

第八十二条 指定法人は、特定鉱害復旧事業に係る業務に関する規程(以下「業務規程」といいう。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

認めるときは、指定法人に対し、当該業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
 第八十四条 通商産業大臣は、指定法人が次の各事項のいずれかに該当するときは、第四十八条の三の指定を取り消すことができる。

一 特定鉱害復旧事業を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 この章の規定に違反したとき。

三 第八十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定鉱害復旧事業に係る業務を行つたとき。

四 第八十一条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十八条の三の指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八十五条から第八十九条まで 削除

第九十三条に次の一号を加える。

五 第七十九条の四の規定による被害者に対する支払に要する費用

第九十四条第二項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改め、「費用」の下に「(同条第五号に掲げる費用にあつては、農地、農業用施設又は家屋等に係るものに限る。)」を加え、同条第七項中「若しくは第七十九条の三第一項を「、第七十九条の三第一項若しくは第七十九条の四」に改め、「規定により事業団が支払う金額」の下に「(同条の規定により支払う金額にあつては、農地、農業用施設又は家屋等に係るものに

限る。)」を、「復旧不適農地等の下に「若しくは第七十九条の四に規定する農地、農業用施設若しくは家屋等」を加える。

第八十一条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、特定鉱害復旧事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人から当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を徵し、又はその職員に指定法人の業務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第一百一条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第一百二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「第九十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同項」を「同条第一項若しくは第二項」に改める。

第一百四条中「一万円」を「十万円」に改める。

第一百六条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二項中「昭和六十七年七月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第六条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

3 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十条第一項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第四号中「より行なう」を「より行なう」に、「復旧不適農地等」を「復旧の目的としない農地等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二項を加える。

五 鉱害の復旧等の事業を行なう者に対するその経費の補助

第三十条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第三章第三節中第三十三条の二の次に次の二項を加える。

(補助の対象)

第三十三条の三 第三十条第一項第五号の補助

は、復旧法第四十八条の三の指定を受けた法人に対し、同条の特定鉱害復旧事業及び鉱害が生じている地域の整備に係る事業について行うものとする。

第三十六条に次の二項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表を各業務所に備えて置かなければならぬ。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(交付金)

第三十九条の二 政府は、予算の範囲内で、事業団に対し、第三十条第一項第五号の業務に必要な経費の財源に充てるため交付金を交付することができる。

第三十九条の三 第二十一条第三項を次のように改める。

3 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十条第一項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第四号中「より行なう」を「より行なう」に、「復旧不適農地等」を「復旧の目的としない農地等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二項を加える。

五 鉱害の復旧等の事業を行なう者に対するその経費の補助

第三十条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第三章第三節中第三十三条の二の次に次の二項を加える。

(補助の対象)

第三十三条の三 第三十条第一項第五号の補助

第四十一条の二 補助金等に係る予算の執行の法律の適用

第四十一条の二 補助金等に係る予算の執行の法律の適用

適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第三十条第一項第五号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、あるのは「石炭鉱害事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「石炭鉱害事業団の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「石炭鉱害事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第五十条及び第五十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条の二及び第五十二条中「一万円」を「二十一万円」に改める。

第五十三条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を行つたに改める。

第五十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第二条中「昭和六十七年七月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正）

第七条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「合理化及び安定」を「構造調整」と、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改め、「石炭鉱業再建準備臨時措置法（昭和四十九号）」

を削り、同号イ中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」と、「石炭鉱業合理化基本計画」を「石炭鉱業構造調整基本計画」と改め、「生産の合理化」の下に「若しくは経営の改善若しくは安定又は石炭会社等の事業の新分野の開拓」を加え、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」と、「職業訓練」を「若しくは炭鉱労働者若しくは炭鉱離職者のための職業訓練」に、「再就職援助業務」を「援助業務」に改め、「援助」の下に「同法第二条の四の規定に基づく助成」を加え、同項第四号中「援助」の下に「石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七条）第三十九条の二の規定に基づく石炭鉱害事業団に対する交付金の交付」を加える。

第五十三条第一項第一号を削り、同項中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項

第一号中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改め、同項第三号中「石炭鉱業再建準備臨時措置法（昭和四十九号）」とし、附則第十二項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、附則第十五項として、第十三項を第十四項とし、附則第十六項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、附則第十一項を附則第七項とし、附則第十項中「附則第七項」とし、附則第十二項とし、附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、附則第十一項を附則第七項の下に「及び第九項」を加え、同項を附則第十三項とし、附則第十一項中「附則第七項」の下に「及び第九項」を加え、同項を附則第十三項とし、附則第十一項を附則第七項とし、附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、附則第十一項とし、附則第九項中「附則第七項」の下に「又は前項」を加え、「昭和六十三年度」を「平成十年度」に「平成元年度」を「平成十一年度」に改め、「二年」の下に「平成十二年度に借り入れた借入金にあつては一年」を加え、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 平成四年度から平成十二年度までに限り、各年度の石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱業構造調整臨時措置法第三十五条の規定に基づく石炭鉱山整理促進交付金、同法第三十五条の五の二の規定に基づく石炭鉱山規模縮小交付金、同法第三十五条の十三の規定に基づく支払金その他石炭鉱山における鉱業の廃止又は規模の縮小に伴う支払金の財源として新エネルギー・産業技術総合開発機構に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第四条の二第五項に規定する再建交付金交付契約に基づく交付金、同法第十条第一項の規定による補償金その他のを削り、同項第六号中「又は第四号」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 第一条第二項第四号の補助金、交付金及び出資金

附則第二条中「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、附則第七項中

「昭和六十二年度から平成元年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、附則第十五項から第十八項までを削り、附則中第十四項を第十五項として、第十三項を第十四項とし、附則第十二項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、同項を附則第十三項とし、附則第十一項を附則第七項の下に「及び第九項」を加え、同項を附則第十三項とし、附則第十一項を附則第七項とし、附則第十項中「附則第七項」の下に「及び第九項」とし、附則第十一項とし、附則第九項中「附則第七項」の下に「又は前項」を加え、「昭和六十三年度」を「平成十年度」に「平成元年度」を「平成十一年度」に改め、「二年」の下に「平成十二年度に借り入れた借入金にあつては一年」を加え、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 平成四年度から平成十二年度までに限り、各年度の石炭勘定の当初予算に見込まれた石炭鉱業構造調整臨時措置法第三十五条の規定に基づく石炭鉱山整理促進交付金、同法第三十五条の五の二の規定に基づく石炭鉱山規模縮小交付金、同法第三十五条の十三の規定に基づく支払金その他石炭鉱山における鉱業の廃止又は規模の縮小に伴う支払金の財源として新エネルギー・産業技術総合開発機構に規定する元利補給契約に基づく元利補給金、同法第十条第一項の規定による補償金その他のを削り、同項第六号中「又は第四号」を削り、同号の次に次の一号を加える。

（以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。）額が、当該年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

（石炭鉱業再建準備臨時措置法の廃止）第八条 石炭鉱業再建準備臨時措置法（昭和四十年法律第四十九号）は、廃止する。

（施行期日）附 則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 新エネルギー・産業技術総合開発機構に作成する第一条の規定による改正後の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「構造調整法」という。）第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画、保証計画及び出資計画について（以下「機構」という。）がこの法律の施行後最初は、同項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付については、なお従前の例によること。

3 構造調整法第三十五条の十三の規定は、この法律の施行後にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付については、なお従前の例によること。

（以下「炭鉱整理促進費補助金等」という。）額が、当該年度における炭鉱整理促進費補助金等の交付又は支給に要する経費の額に不足するときは、当該不足する金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

（石炭鉱業再建準備臨時措置法の廃止）第八条 石炭鉱業再建準備臨時措置法（昭和四十年法律第四十九号）は、廃止する。

（施行期日）附 則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 新エネルギー・産業技術総合開発機構に作成する第一条の規定による改正後の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「構造調整法」という。）第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画、保証計画及び出資計画について（以下「機構」という。）がこの法律の施行後最初は、同項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付については、なお従前の例によること。

3 構造調整法第三十五条の十三の規定は、この法律の施行後にされた交付の申請に係る石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山規模縮小交付金の交付については、なお従前の例によること。

(労働省設置法の一部改正)

第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十五条を次のように改める。

四十五 削除
第四条第五十一号中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

第五条第五十七条を次のように改める。

五十七 削除
第十条第一項中「炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」に改める。

第六条 第五十九号を次のように改める。

第六十一条を次のように改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十七条を次のように改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十九条を次のように改める。

第七十条を次のように改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十二条を次のように改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十五条を次のように改める。

社に対する出資等の諸措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に、産業基盤整備基金に対する出資金として十二億円が計上されている。

一、費用

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、輸入促進地域の整備を円滑に進めるため、主務大臣間の密接な連携の下で各省の施策の一体制的な活用を図ることとし、本法施行後速やかに地域輸入促進指針を公表するとともに、地域輸入促進計画の承認を行つよう努めること。

二、「輸入促進基盤整備事業」の地域指定に当たつて、海上貨物の荷扱いを行う物流ターミナルの設置については、その効率性から考えて港湾に整備することが適当であるとの観点から、必要な措置を講ずること。

三、地域輸入促進計画の作成に当たつて、都道府県が関係者の意見に十分配慮するよう努力すること。

四、海上貨物の荷扱いを行う物流ターミナルにおいて行われる港湾運送事業について港湾運送の認可料金が遵守されるよう運輸省は港湾運送事業者の指導に努めるとともに、通商産業省は運輸省との連絡を密にし、適切な対応を図ること。

五、港湾労働者の雇用の安定を図るために、ILO第一三七号条約の批准に向けて、できる限り速

やかに必要な条件整備に努めること。

六、輸入関連の各種行政手続きの簡素化・迅速化を図ること。

七、対内直接投資の拡大については、今後ともこれを推進するとの基本的姿勢を維持するところに、本法による施策についても海外も含め十分な広報を行つよう努めること。

八、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

九、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十一、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十二、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十三、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十四、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十五、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十六、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十七、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十八、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

十九、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十一、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十二、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十三、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十四、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十五、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十六、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十七、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十八、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

二十九、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

三十、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

三十一、本法に基づく輸入及び対内投資事業に関する措置等は、臨時的なものであることにかんがみ、限られた期間内に十分な効果を上げるよう円滑に推進するとともに、国民生活の向上・地域社会の健全な発展にも資するものとなるよう努めること。

(定義)

第一条 この法律において「輸入促進基盤整備事業」とは、港湾又は空港及びその周辺の地域(以下「港湾・空港地域」という。)において行われる

事業であつて、輸入された貨物(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第五十六条第一項に規定する保税作業に係る貨物を含む。以下「輸入貨物」という。)の貯蔵、加工、展示又は運送の

事業その他の輸入貨物を取り扱う事業を行つて、輸入促進基盤整備事業に係る施設の設置及び運営を行つものうち、輸入の促進に寄与する

事業であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

第二条 この法律において「輸入貨物流通促進事業」とは、港湾・空港地域において行われる事業であつて、輸入促進基盤整備事業に係る施設を利

用して行われる輸入貨物を取り扱うもののうち、輸入の促進に寄与すると認められるものと

して政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「特定製品輸入事業」とは、機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち、国際経済環境その他の状況からみて、

特にその輸入を促進することが必要かつ適切なものとして政令で定めるものの輸入を行う事業

をいう。

4 この法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 外国の法令に基づいて設立された法人（次号において「外国企業」という。）であつて、我が国に支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）を設置しているもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの。

二 我が國の法令に基づいて設立された法人であつて、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額のその発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が三分の一を超えるものその他の外国企業と特別の関係にあるものとして主務省令で定めるもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの（以下「子会社等」という。）。

5 この法律において「特定対内投資事業」とは、対内投資事業者により我が國において行われる事業（以下「対内投資事業」という。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとして政令で定めるものをいう。

一 國民經濟の國際經濟環境と調和のある健全な發展を圖る上で、當該対内投資事業を支援することが必要かつ適切なものと認められること。

二 当該対内投資事業を行うことにより、商品又は役務の品質その他の内容の向上を通じて、国民の消費生活の向上に資するものと認められること。

三 当該対内投資事業を行うことにより、當該対内投資事業者が我が國の事業者との事業分野に関する技術又は知識の交流を行うことを通じて、當該事業分野における國際經濟交

成の法律において「対内投資事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 外国の法令に基づいて設立された法人（次号において「外国企業」という。）であつて、我が国に支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）を設置しているもののうち、主務省令で定める基準に適合するもの。

6 この法律において「特定対内投資事業」とは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる要件に該当することについて主務大臣の認定を受けた者をいう。

一 対内投資事業者であること。

2 地域輸入促進指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の地域輸入促進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 輸入促進基盤整備事業及び輸入貨物流通促進事業を支援するための措置を講じようとする地域（以下「輸入促進地域」という。）の設定に關する事項

2 地域輸入促進計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第五号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

一 輸入促進地域の区域

号に掲げる特定施設に係る特定施設整備法第四条第一項に規定する整備計画を作成し、同項の規定による認定を受けようとする者が存するとときは、第二項第三号に掲げる事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聞くものとする。

6 都道府県は、地域輸入促進計画につき第一項の承認を申請しようとするときは、第二項各号に掲げる事項について、関係港湾管理者又は関係空港管理者に協議するものとする。

7 主務大臣は、地域輸入促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その地域輸入促進計画に係る輸入促進地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、地域輸入促進指針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあっては、地域輸入促進指針に適合するものであること。

三 その地域輸入促進計画を達成するための措置が関係地方公共団体の財政の健全性の確保にとつて適切なものであること。

四 その他地域輸入促進指針に照らして適切なものであること。

8 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたとき、又は前項の規定による承認をしたときは、当該地域輸入促進計画につき、大蔵大臣に通知するものとする。

9 都道府県は、地域輸入促進計画が第七項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係港湾管理者又は関係

空港管理者及び関係市町村に通知しなければならない。

(地域輸入促進計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第三項の港湾管理者は、同条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画に關し、同条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のうち港湾に係るものについて変更の必要があると認める場合は、当該地域輸入促進計画を作成した都道府県に対し、その変更を求めることができる。

4 前項の規定は、空港管理者が前条第四項に規定する当該空港の施設の整備及び管理に関し策定する計画を変更した場合について準用する。

(特定施設整備法の整備計画との関係)

第七条 第五条第七項の規定による承認を受けた地域輸入促進計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)にとつて適切なものであること。

5 特定対内投資事業者に対し、当該特定対内投資事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

6 特定対内投資事業者に対し、当該特定対内投資事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

7 第十一条 基金は、第八条第二号に掲げる業務に

に必要な資金を充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出资することができる。

第八条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、特定施設整備法第四十条第一項に規定する業務のほか、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、次の業務を行う。

一 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進基盤整備事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 承認地域輸入促進計画に基づいて輸入促進基盤整備事業を行う者に対し、当該輸入促進基盤整備事業に必要な資金の出資を行うこと。

(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)

第九条 基金は、第八条第二号に掲げる業務及び

これに附帯する業務に係る経理については、そこの他の経理と区分し、特別の勘定(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうち、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 基金は、第八条第二号に掲げる業務に

関して、輸入促進基盤整備出資資金を設け、第九条の規定により政府が出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 輸入促進基盤整備出資資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額又は損失の額により増加し、又は減少するものとする。

(特定施設整備法の特例等)

第十一条 基金は、第八条第二号に掲げる業務に

かかる場合に、特定施設整備法第十九条中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、特定施設整備法第四十条第一項中「同条

(政府の出資)

第九条 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務

2 普通保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定

対内投資関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十」(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険)あつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、輸入貨物流通促進関連保証、特定製品輸入関連保証及び特定対内投資関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

官報(号外)

(課税の特例)

第十四条 特定対内投資事業者が当該特定対内投資事業の用に供するために新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附屬設備並びに機械及び装置については、租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)で定めることにより、特別償却を行うことができる。

2 特定対内投資事業者がその事業(第二条第四項第一号に掲げる者にあっては、同条第六項の認定に係る支店等の事業に限る。)により欠損金を生じたときは、租税特別措置法で定めることにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一

十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認地域輸入促進計画に基づく輸入促進基盤整備事業により設置される施設のうち自治省令で定めるものを設置し

た者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に係るこれらの措置による減収額については、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち

2 地方公共団体が承認地域輸入促進計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起きた地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。(関係者の理解と協力)

第十九条 国は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、我が国を取り巻く国際経済環境の変化等を考慮し、輸入促進基盤整備事業を行いう者、輸入貨物流通促進事業を行いう者、特定製品輸入事業を行いう者及び特定対内投資事業者がそれぞれの事業を円滑に行うことができるようこれらの事業者と取引関係にある者その他の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

2 第二十二条 第五条及び第六条の規定により第五条及び第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

に努めるものとする。

(施設の整備)

第十七条 国及び地方公共団体は、承認地域輸入促進計画の達成に資するため、必要な港湾、空港その他の施設の整備の促進に努めるものとする。

第六十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

(国の援助等)

第十八条 国及び地方公共団体は、輸入の促進及び対内投資事業の実施の円滑化に資するため、輸入促進基盤整備事業を行う者、輸入貨物流通促進事業を行う者、特定製品輸入事業を行う者、特定対内投資事業者その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

2 前項の場合においては、第五条及び第六条の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として当該指定都市に適用があるものとする。

(主務大臣等)

(大都市の特例)

第二十二条 第五条及び第六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、輸入促進地域の全部が地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

第六十七条)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域に含まれる場合においては、当該指定都市が処理する。

2 國は、対内投資事業の実施を円滑に進めるために必要な資金の確保又はその融通のあつせんせんに努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めなければならない。

一 第二条第四項に規定する対内投資事業者に係る事項に関しては、当該対内投資事業を所管する大臣の発する命令

二 第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に係る事項に関しては、当該特定対内投資事業を所管する大臣の発する命令

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成八年五月二十九日までに廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があったときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定施設整備法の一部改正)

第五条 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十五 輸入の促進を図るために多様な機能を有する一群の施設であつて、第十号イ又

は口に掲げる施設と一体的に設置されるもので、かつ、次に掲げる施設から構成されるもの

イ 輸入貨物の貯蔵、加工、展示又は運送の事業その他の輸入貨物を取り扱う事業の業務を支援する事業の事業場として相

当数の企業等に利用させるための施設

ロ 輸入の促進に寄与する新商品（部品を含む）の開発又は輸入貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設であつて、相当数の企業等に利用させるためのもの

ハ 展示施設、研修施設その他の共同利用施設

第三条第三項中「第十四号まで」を「第十五号まで」に、「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第九条中「及び第十号から第十二号まで」を「第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九条ただし書中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

第五十九条ただし書中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に

「、第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九条ただし書中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に

「、第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

第五十九条ただし書中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改め、同条に

「、第十号から第十二号まで及び第十五号」に改める。

九 第二条第一項第十五号に掲げる特定施設大臣、通商産業大臣及び運輸大臣

(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六条 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

十五 輸入の促進を図るために多様な機能を有する一群の施設であつて、第十号イ又

に「及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第号）」に規定する臨時措置法（平成四年法律第号）

第十条第一項に規定する特別勘定」を加える。

（産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正）

第七条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九条第七項中「及び伝統的工芸品産業振興法第十一条の」を「伝統的工芸品産業振興法第十一条及び輸入・対内投資法第八条の」に、「及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝統的工芸品産業振興法」という。）第十二条」を「伝統的工芸品産業振興法」という。第十二条

第一号を「伝統的工芸品産業振興法」という。第十二条

5 基金は、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第号）

に政府が第十七条の規定により出資した額に相

当する金額の一部を輸入・対内投資法第八条第

五号に掲げる業務に必要な資金に充てることが

できる。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十四号の二の次に次

の一号を加える。

十四の三 輸入の促進及び対内投資事業の円

滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第号）第二条第六項に規定する特定対

内投資事業者で政令で定めるものが該特

定対内投資事業者の同項に規定する認定に

係る同条第五項に規定する特定対内投資事

業の用に供する工場用の建物（工業再配置

促進法第二条第二項に規定する誘導地域に

おいて建設された建物で政令で定めるもの

に限る。）の敷地の用に供する土地（これと

一體的に使用される土地で政令で定めるも

のを含む。）

（印紙税法の一部改正）

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）

の一部を次のように改正する。

第七条第一号（産業基盤整備基金の行う解消促進業務）の業務を削り、「の業務並びに」を「の

業務」に改め、「（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務」の下に「並びに

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第百二号)第八条第一号、第三号及び第四号(産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務)の業務」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十三号の二の次に次の一号を加える。

八十三の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第百四号から第八十六号まで)に改める。

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号の次に次の一号を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

(運輸省設置法の一部改正)

第四条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

第十三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二百四号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

第五条第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づき、地域輸入促進指針を定め、及び地域輸入促進計画を承認すること。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、航行炭鉱の維持と均衡点、新分野開拓の方向と可能性、鉱害復旧と地域振興、雇用安定対策の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(長田裕二君) これより本案を一括して採決いたします。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よつて、兩案は可決されました。

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより本案を一括して採決いたします。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よつて、兩案は可決されました。

参議院議長 長田 裕二殿

沖縄及び北方問題に
關する特別委員長 福田 宏一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るために、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長することともに、現行の施策の充実を図り、新たに沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成四年度一般会計予算に約千八百六十一億四千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興開発の推進に遺憾なきを期すべきである。

一、沖縄の経済社会の発展と各種の格差是正に引き続き努めるとともに、沖縄の有する地理的、自然的、歴史的特性を活用した振興開発を推進することとし、所要の予算の確保に努めること。

一、平成六年度以降については、沖縄の振興開発の現状にかんがみ、沖縄県及び市町村の財政の厳しい実情を踏まえた適正な負担となるよう特段の配慮をすること。

一、産業の振興開発を進めるため、引き続き産業

一、基盤の整備を推進するとともに、工業等開発地区及び自由貿易地域制度の新たな施策の効果的な展開を図ること。

一、米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組むとともに、返還合意されたものについて、その早期かつ円滑な返還に努めるとともに、返還跡地の利用については、返還の方法等につき地元の意向を十分に尊重して対処すること。

一、離島・過疎地域の均衡ある発展を図るため、交通通信施設の整備等定住条件の改善に努めるとともに、豊かな自然と調和し、伝統文化等地域特性を活かした離島・過疎地域振興対策を講ずること。

一、地元から強い要請のあるいわゆる戦後処理及び復帰処理に係る諸問題について改善を検討するとともに、沖縄の厚生年金について、従来の経緯を踏まえ、本土との格差問題について検討すること。

一、この法律において「工業等」とは、工業、道

路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業

右決議する。

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

政府は、本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月十二日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同条第四項及び第五項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に改め、同条第六項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に、「あわ」を「あわさ」に改め、同条第七項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に改める。

同条第百三十一号の一部を次のように改正する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3、この法律において「工業等」とは、工業、道

路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業

をいう。

第三条第二項中「昭和五十七年度」を「平成四年度」に改める。

第五条に次の二項を加える。

7、沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で國が行うものにしき土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九

十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、

当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額(以下この項において「負担額」という。)とする。ただし、同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源と

する場合その他政令で定める場合にあっては、負担額に当該借入金についての利息の額

その他の政令で定める額を加えた額とする。

第十一条の見出し中「工業開発地区」を「工業

等開発地区」に改め、同条第一項中「工業の」を

「工業等の」に、「そなえている」を「備えている」に、「工業開発地区」を「工業等開発地区」に改め、

同条第四項及び第五項中「工業開発地区」を「工

業等開発地区」に改め、同条第六項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に、「あわ」を「あわさ」に改め、同条第七項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に改める。

同条第百三十一号の一部を次のように改正す

る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)
第一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正す

る。

第二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3、この法律において「工業等」とは、工業、道

路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業

をいう。

第三条第二項中「昭和五十七年度」を「平成四年度」に改める。

第五条に次の二項を加える。

7、沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で國が行うものにしき土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九

十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、

当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額(以下この項において「負担額」という。)とする。ただし、同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源と

する場合その他政令で定める場合にあっては、負担額に当該借入金についての利息の額

その他の政令で定める額を加えた額とする。

第十一条の見出し中「工業開発地区」を「工業

」に改める。

第十八条第一項中「工業開発地区」を「工業等開発地区」とし、「工業の」を「工業等の」と改める。

第二十二条中「行なう工業開発地区」を「行う工業等開発地区」とし、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第二十四条第一項中「事業を行なおう」を「次に掲げる事業を行おう」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 貿易の振興に資するための施設として政令で定めるものの設置又は運営に係る事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

第三十五条第二項中「前条第一項の認定」を「前条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)」に、「施設」を「土地又は施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 税關長は、前条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が自由貿易地域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(以下この項において「施設等」という。)において当該認定に係る施設の集積の程度が高くかつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。

第二十六条中「認定後」を「認定の日以後」に改める。

第四十八条を前に「外号報官」を置く。

第四十九条第一項第五号中「公的」を削り、同項に次の二項を加える。

7 国及び沖縄県は、沖縄県の市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第七章中第四十九条を第四十八条とし、同条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「平成四年度」を「平成十四年度」に、「第四十九条」を「第四十八条」に、「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第五十条の次に次の二項を加える。

(離島の地域の小規模校における教育の充実) 第五十一条

他の者が振興開発計画に基づいて老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第五十一条中「沖縄県が」を「地方公共団体

が、離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、そ

に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくはは「に」、「又は薪炭製造業」を「若しくは薪炭製造業」に、「事業税」を「これらの者について、これらの地方税に」に、「政令」を「自治省令」に改め、同条後段を削る。

附則第三条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第一項の表中「平成四年度」を「平成十四年度」に、「第四十九条」を「第四十八条」に、「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第二項の表中「平成四年度」を「平成十四年度」に、「第四十九条」を「第四十八条」に、「平成四年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備をしようとするときは、当該施設の整備が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

附則第八条中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第六条の前を見出し中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同条第二項中「平成三年度」を「平成三年度から平成五年度までの各年度」に改める。

附則第八条中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

別表土地改良の項中「(昭和二十四年法律第百九十五号)」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同表老人福祉施設の項中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削り、同表高等学校教育施設等の項中「規定する建物」の下に「公立養護学校整備特別措置法第一条第一項に規定する建物で高等部に係るもの」を加える。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のようにより改正する。

第八十条第一項第一号及び第三号並びに第三項、第八十二条、第八十三条第一項及び第二

項、第八十四条第一項並びに第八十五条第一項中「二十年」を「二十五年」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中沖縄振興開発特別措置法附則第三条第一項の改正規定、同条第二項の

表の改正規定(「第四十九条」を「第四十八条」とする。)及び第二条の規定は、公布改める部分を除く。)及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法(第三項において「旧沖縄振興開発特別措置法」という。)第三条の沖縄振興開発計画に基づいて「新沖縄振興開発特別措置法」という。)第三条の沖縄振興開発計画に基づく事業で、平成四年度以降の年度に繰り越される国の負担又は補助に係るものは、第

一条の規定による改正後の沖縄振興開発特別措置法(以下この条において「新沖縄振興開発特別措置法」という。)第三条の沖縄振興開発計画(次項において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新沖縄振興開発特別措置法第五条から第八条まで及び第四十八条の規定を適用する。

2 平成四年度の予算に係る国の負担又は補助に係る事業で、新計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新沖縄振

興開発特別措置法の規定を適用する。

3 この法律の施行前に旧沖縄振興開発特別措置法第十一條の規定により指定された工業開発地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業の事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業

区は、新沖縄振興開発特別措置法第十二条の規定により指定された工業等開発地区とみなす。

4 この法律の施行の日から平成五年三月三十一日までの間における新沖縄振興開発特別措置法第十九条の規定の適用については、同条中

「第十一条の四第一項第二号」とあるのは、「第十一条の三第一項第二号」とする。

(沖縄開発庁設置法一部改正)

第三条 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第

二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「行ない」を「行い」に改め、「ものに関する経費」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七条第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

[福田宏一君登壇、拍手]

○福田宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今年は沖縄が本土に復帰して二十周年に当たりますが、本法律案は、沖縄県の経済社会が依然として厳しい状況にあることから、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、工業等開発地区及び総合保税地域の活用等により現行の施策の充実を図り、新たに平成四年度から十カ年にわたる沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進するほか、沖縄の復帰に伴う特例措置のうち、内国消費税及び関税に関する特別措置をそれぞれ五年延長しようとするもの

であります。

委員会におきましては、沖縄振興開発の現状と

今後の方針、沖縄の厚生年金の格差、八重山のマ

ラリア問題など戦後処理・復帰処理の問題、高率

補助の継続の問題、米軍基地をめぐる問題、総理の沖縄訪問などについて、宮澤内閣総理大臣、伊

江沖縄開発庁長官及び関係当局に対し質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕一君) これより採決をいたしま

す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長田裕一君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

平成四年三月二十七日
参議院議長 長田 裕一殿
通信委員長 細谷 照美

郵便法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕一殿
通信委員長 細谷 照美

郵便法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕一殿
通信委員長 細谷 照美

を求めるの件(衆議院送付)

以上三件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕一君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長細谷照美君。

平成四年三月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次
第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 郵便物及びその料金
第一節 通則(第十四条—第二十条)

第二節 通常郵便物(第二十一条—第二十九条)
第三節 小包郵便物(第三十条・第三十一条)
第四章 郵便に關する料金の納付及び還付(第三十二条—第三十九条)

第五章 郵便物の特殊取扱等(第五十七条—第六十七条)

第六章 損害賠償(第六十八条—第七十五条)
第六章の二 指定調査機関(第七十五条の二—第七十五条の十六)

第七章罰則(第七十六条—第八十五条の四)
附則

第十九条の三の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条に次の二項を加える。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、公社の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものにあつた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とす

る費用
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
二、費用
郵便法の一部を改正する法律案
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認(いざれも内閣提出)

郵便法の一部を改正する法律案
國会に提出する。

る寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む）を免除することができる。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二（定期刊行物の提出） 前条第二項

の認可を受けた定期刊行物の発行人は、省令の定めるところにより、郵政大臣に当該認可を受けた日以後に発行する当該認可に係る定期刊行物を提出しなければならない。

第二十三条の三（監査） 郵政大臣は、省令の定めるところにより、定期に、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うものとする。

郵政大臣は、前項の監査のほか、特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができるとする。

官報 第二十三条第一項の認可を受けた定期刊行物の發行人に対し、前二項の監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「前条第二項の認可をした」を「第二十三条第二項の認可を受けた」に、「同条第三項の条件を具備しなくなつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十三条第三項各号の条件を具備しなかつたとき。
二 定期刊行物の発行人から、正当な理由がない場合、第二十三条の二の規定による定期刊行物の提出がなかつたとき。

三 定期刊行物の発行人から、正当な理由がない場合、当該定期刊行物に関する前条第三項の規定による報告又は資料の提出がなかつたとき。

四 第四章の章名中「取扱」を「取扱い」に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 指定調査機関

（指定調査機関の指定）

第七十五条の二 郵政大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、第二十三条第一項の認可の申請又は第二十三条の三第一項若しくは第二項の監査に係る定期刊行物が第二十三条第三項各号の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査であつて省令で定めるもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができるとする者の申請により行う。

（指定期間）

第七十五条の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

（指定期間の基準）

第七十五条の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

（前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。）

正になるおそれがないこと。

四 その指定することによって調査業務の適正かつ確實な実施を阻害することとならないこと。

五 郵政大臣は、前条第一項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

（調査業務の実施義務）

第七十五条の五 指定調査機関は、郵政大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、その正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（役員の選任及び解任）

第七十五条の六 指定調査機関の役員の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その若しくは第二項の監査に係る定期刊行物が第二十三条第三項各号の条件を具備するかどうかの判断に必要な調査であつて省令で定めるもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

（前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。）

ない。

三 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（調査業務の実施義務）

第七十五条の五 指定調査機関は、郵政大臣から調査業務を行おうべきことを求められたときは、その正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（役員の選任及び解任）

第七十五条の六 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（秘密保持義務等）

第七十五条の七 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（秘密保持義務等）

第七十五条の八 指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務規程）

第七十五条の八 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

（業務規程）

官報(号外)

2

業務規程で定めるべき事項は、省令で定め
る。

3 郵政大臣は、第一項の認可をした業務規程が
調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつ
たと認めるときは、指定調査機関に対し、これ
を変更すべきことを命ずることができる。
(事業計画等)

第七十五条の九 指定調査機関は、毎事業年度、
事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度
の開始前に(第七十五条の二第一項の規定によ
る指定を受けた日の属する事業年度にあつて
は、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣
の認可を受けなければならない。これを変更し
ようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及
び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後
三月以内に、郵政大臣に提出しなければならな
い。
(帳簿の備付け等)

第七十五条の十 指定調査機関は、帳簿を備え、
調査業務に関し省令で定める事項を記載し、こ
れを保存しなければならない。
2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及
び保存に關し必要な事項は、省令で定める。
(監督命令)

第七十五条の十一 郵政大臣は、この法律を施行
するため必要があると認めるときは、指定調査
機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令
をすることができる。
(報告及び立入検査)

第七十五条の十二 郵政大臣は、この法律を施行
するため必要があると認めるときは、指定調査

機関に対し、調査業務の状況に關し報告をさ
せ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に
立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類
その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質
問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の
請求があるときは、これを提示しなければなら
ない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪搜
査のために認められたものと解釈してはならな
い。
(業務の休廻止)

第七十五条の十三 指定調査機関は、郵政大臣の
許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部
を休止し、又は廻止してはならない。
2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その
旨を公示しなければならない。
(指定の取消し等)

第七十五条の十四 郵政大臣は、指定調査機関が
第七十五条の三第二項各号(第三号を除く。)の
いずれかに該当するに至つたときは、その指定
を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定調査機関が次の各号のいず
れかに該当するときは、その指定を取り消し、
又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部
の停止を命ずることができる。
一 この章の規定に違反したとき。

一 第七十五条の三第一項第一号から第三号ま
でのいづれかに適合しなくなつたと認められ
るとき。

三 第七十五条の六第二項、第七十五条の八第
三項又は第七十五条の十一の規定による命令
に違反したとき。

四 第七十五条の八第一項の規定により認可を
受けた業務規程によらないで調査業務を行つ
たとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定によ
り指定を取り消し、又は同項の規定により調査
業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき
は、その旨を公示しなければならない。
(聴聞)

第七十五条の十五 郵政大臣は、第七十五条の六
第二項又は前項若しくは第二項の規定に
よる処分をしようとするときは、当該処分に係
る者に對し、相当な期間を置いて予告した上、
聽聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案
の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者
及び利害關係人に對し、当該事案について証拠
を提示し、意見述べる機会を与えることによ
る。
(省令への委任)

第七十五条の十六 この章に規定するもののは
か、指定調査機関及び調査業務に關し必要な事
項は、省令で定める。
第七章中第八十五条の次に次の三条を加える。
第八十五条の二(指定調査機関の役員等の罪) 第
七十五条の七第一項の規定に違反した者は、一
年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處す
る。

第八十五条の三 第七十五条の十四第二項の規定
による調査業務の停止の命令に違反したとき

は、その違反行為をした指定調査機関の役員又
は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の
罰金に處する。

第八十五条の四 次の各号の一に該当するとき
は、その行為をした指定調査機関の役員又は職
員は、十万円以下の罰金に處する。

一 第七十五条の十の規定に違反し、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、若しくは同項の規定による質問に對し
て陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二 第七十五条の十二第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避し、若しくは同項の規定による質問に對し
て陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第七十五条の十三第一項の許可を受けない
で調査業務の全部を廻止したとき。

この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行す
る。ただし、第十九条の三の改正規程は、公布の
日から施行する。

審査報告書

お年玉付郵便葉書等に關する法律の一部を改
正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕二殿
通信委員長 紹谷 照美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会情勢の推移にかかるがみ、寄附金の配分を受けることができる団体に地球環境の保全を図るために行う事業を行なう団体を加えようとするものであつて、委員会の措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

右 国会に提出する。
平成四年三月七日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

右 国会に提出する。

平成四年三月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改

正する法律案

審査報告書

一、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

通信委員長 細谷 照美

参議院議長 長田 裕二殿

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の不偏不党と表現の自由を確保し、公共放送に対する国民の信頼を一層高めるよう努力するべし。

一、協会は、その経営が受信料制度を基盤とする以上にかんがみ、経営内容を積極的に開示するべし。また、効果的な営業体制を確保しつゝ、衛星契約を含む受信契約の締結と受信料の収納に努め、負担の公平を期すべし。

一、協会は、放送環境の変化に対応した経営方針を確立し、業務運営の一層の効率化を推進するとともに、職員の待遇改善についても配意するべし。

一、衛星放送については、難視聴解消のために必要な放送を確保しつゝ、衛星放送の特質を生かした放送番組の充実・向上を図るとともに、補完衛星の打上げにより衛星放送の継続的・安定

放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認する」とを認決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右 国会に提出する。

平成四年三月二十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改

正する法律案

的な実施に万全を期し、衛星放送の普及を促進するべし。

一、激動する国際情勢において放送の果たす役割が増大していることからかんがみ、国際放送については海外中継局の充実による受信改善、交付金の確保等に努めるとともに、映像メディアによる諸外国との放送番組の交流を推進すること。

一、協会は、地域文化の向上に資するよう、地域に密着した放送サービスの充実・強化に努めるべし。

一、協会は、地域文化の向上に資するよう、地域に密着した放送サービスの充実・強化に努めるべし。

一、協会は、難視聴解消のために必要な放送を確保しつゝ、衛星放送の特質を生かした放送番組の充実・向上を図るとともに、補完衛星の打上げにより衛星放送の継続的・安定

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認する」とを認決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

右 国会に提出する。

平成四年三月二十六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改

正する法律案

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成4年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支

予算総則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常預貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会の指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する支払期日まで継続して払込することによって行う支払をいう。

1 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において領收する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5余による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比較増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その增加額を本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に收支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができるものとされる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

第13条 建設積立資産入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産入れの額を増減する。

別義第

平成4年賀状文

(一) 段勘定

(專業收支)

事 業 収 入		金額	
		540,372,666	
事 業 支 出		金額	
国 國 契 受 広 調 給 退 一 滅 財 特 予			
内 國 約 信 息	付 次 事 務	料 入 金	516,532,840
送 納 施	取 収 取 収	入 金	1,866,274
費 費 費 費	費 費 費 費	入 金	8,249,000
送 納 施	費 費 費 費	入 金	9,648,552
費 費 費 費	費 費 費 費	入 金	380,000
送 納 施	費 費 費 費	入 金	3,696,000
送 納 施	費 費 費 費	入 金	513,183,501
事 業 収 支 差 金		金額	
事業収支差金の内訳		(単位 千円)	
資 本	支 出	当	20,831,000
資 本	支 充	當	17,131,000
設 建	資 產	購 入	3,140,000
翌 年 度 以 降 の 取 安 定 の た め の 繰 越 金			6,868,165

資本收支

(单机)
额

95,151,00

20,321,00

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,386億7,886万6千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,121億150万1千円であり、経常収支差金は、245億7,516万

5千円である。
(受託業務等勘定)

(事業收支)

(单行)

事 業 収 支 差 金	費 出 費	支 備 別	財 特 予
			27,189,165

事業収支差金の内訳

（單位：千萬）

事 業 収 支 差 金	受 費	託 業 務 等 費 用	541,000
			16,000

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	1,370円	7,800円	15,200円
	口座振込	1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金	880円	5,100円	9,940円
	口座振込	840円	4,810円	9,370円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	2,300円	13,140円	25,610円
	口座振込	2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問集金	1,820円	10,440円	20,350円
	口座振込	1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪問集金	1,040円	5,920円	11,540円
	口座振込	990円	5,630円	10,970円

(六) 支払

平成4年1月1日～平成4年6月30日

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーキャンペーン	すべての契約件数を対象に、50件未満の場合は、1件あたり月額200円
衛星普通契約	50件以上100件未満の場合は、1件あたり月額230円
特 別 契 約	100件以上の場合は、1件あたり月額300円

ただし、衛星カラーキャンペーンの契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引額
衛星カラーキャンペーン	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額250円
衛星普通契約	契約件数1件あたり月額300円

平成4年度事業計画

1 計画概説

世界が歴史的な変革を迎えており、我が国においても、社会・経済のさまざまな面での変化が急速に進んでいます。また、人々の価値観や生活様式も多様化が進み、放送を取り巻く環境は、多媒体・多チャネル時代に向けて大きく変化している。

こうした状況のもと、平成4年度における日本放送協会の事業運営は、視聴者の期待と希望にこたえ、調和のとれた多様で豊かな放送サービスを行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとする。

- (1) 衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手する。
- (2) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
- (3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止め、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に従事し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努める。

また、第25回オリソビック・バルセロナ大会及び第16回参議院議員通常選挙の放送番組を特別編成する。

別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラーキャンペーン	訪問集金	1,220円	6,880円	13,600円
	口座振込	1,170円	6,690円	13,030円
普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円
	口座振込	690円	3,990円	7,770円
衛星カラーキャンペーン	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円
	口座振込	2,110円	12,030円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口座振込	1,630円	9,330円	18,180円

平成4年1月1日～平成4年6月30日

- (4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて國際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との經濟・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。
- (5) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
- (6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。
- (7) 調査研究については、新しい技術の開発研究はじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に活かすとともに、広く一般に公開して、我が國の放送文化の發展に資する。
- (8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。
- (10) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。
- 2 建設計画
- 建設計画について、新放送施設の整備に90億7,100万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に129億9,700万円、演奏所の整備に129億3,400万円、放送番組設備の整備に251億円、研究設備等の整備に76億9,800万円、総額678億円をもって施行する。
- (1) 新放送施設整備計画
- 衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手するほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。
- (2) テレビジョン放送網整備計画
- これらに要する経費は、90億7,100万円である。
- 県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
- これらに要する経費は、83億6,800万円である。
- (3) ラジオ放送網整備計画
- 受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、国際放送の受信改善を図るために、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。
- (4) 演奏所整備計画
- 放送会館については、福岡放送会館及び千代田分館を完成し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の整備のための諸準備を取り進める。
- これらに要する経費は、129億3,400万円である。

- (5) 放送番組設備整備計画
- 非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行いうとともに、安全確保のための機器の整備を行う。また、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新整備等を行う。
- (6) 研究設備、一般施設整備計画
- 新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。
- (7) 建設管理
- 建設計画の施行に共通して要する経費は、29億円である。
- 3 事業運営計画
- (1) 国内放送
- ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、彈力的な放送時間とする。番組内容については、激動する内外の諸情勢に的確に対応して、グローバルな情報や、くらしにかかわる情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の充実を図るとともに、大型企画番組を積極的に編成する。また、新しい教養・娛樂番組等の開拓を推進し、特に夜間の番組を充実するなど、視聴者の要望にこたえて共感を得る多様な番組の編成を行う。なお、音声多重放送において、聴力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において、聴力障害者向けの字幕番組を拡充する。
- 教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を中心とする幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的開心や心の豊かさを求める時代の要請にこたえ、新たな番組を開発して充実刷新を図るとともに、障害者向け番組を編成する。
- 衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報やスポーツを中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米キアジアのニュースを中心的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある独自番組を開発するなど文化・娛樂番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。
- ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活雑談の多様化に則応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な音楽番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。
- 地域から全国への情報発信を一層強化するとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間60分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

また、日本から世界に向かって映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

なお、ハイビジョンについては、試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的に行い、普及促進に努める。

これらに要する経費は、番組制作に1,321億7,688万8千円、番組の編成企画等に108億7,724万7千円で、総額1,430億6,418万5千円である。

1 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、430億3,624万4千円である。

以上により、国内放送費総額は、1,861億5,056万9千円となり、前年度1,661億9,322万7千円に対して、109億5,783万2千円の増額となる。

(2) 國際放送

国際放送については、放送時間を1日4時間30分拡充して52時間30分とし、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

このため、総額42億3,475万4千円となり、前年度37億8,960万2千円に対して、4億4,515万2千円の増額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・積極的な營業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、総額479億7,449万4千円となり、前年度469億7,262万8千円に対して、10億186万6千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、総額15億6,426万1千円となり、前年度14億5,637万2千円に対して、1億788万9千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、積極的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額24億3,961万9千円となり、前年度22億6,612万9千円に対して、1億7,349万円の増額となる。

(6) 調査研究

調査研究については、放送の発展を図るために、視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放

送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額56億4,861万5千円となり、前年度53億71万3千円に対して、3億4,790万2千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,378億4,705万円である。

退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生にあっては、退職者の増等により、総額529億1,245万9千円となり、前年度489億4,454万3千円に対して、38億6,791万6千円の増額となる。

(8) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額120億1,466万5千円となり、前年度112億3,988万7千円に対して、7億5,527万8千円の増額となる。

(9) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は6億4,000万円、支出は5億5,700万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	28,166,000	29,106,000	△ 940,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	2,092,000	2,048,000	44,000
年 度 内 解 約 件 数	3,102,000	2,988,000	114,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 1,010,000	△ 940,000	△ 70,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年 度 初 頭 免 除 件 数	716,000	721,000	△ 5,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	33,000	31,000	2,000
年 度 内 解 約 件 数	35,000	36,000	△ 1,000
年 度 内 增 加 免 除 件 数	△ 2,000	△ 5,000	△ 3,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数		1,078,000	1,188,000	△ 110,000
年度内新規契約件数		88,000	88,000	0
年度内解約件数		198,000	188,000	0
年度内増加契約件数	△	110,000	△ 110,000	0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数		167,000	170,000	△ 3,000
年度内新規契約件数		15,000	14,000	1,000
年度内解約件数		17,000	17,000	0
年度内増加契約件数	△	2,000	△ 3,000	1,000

ア 有料契約見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数		3,777,000	2,938,000	1,439,000
年度内新規契約件数		1,726,000	1,617,000	109,000
年度内解約件数		217,000	178,000	39,000
年度内増加契約件数		1,509,000	1,439,000	70,000

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数		28,166,000	1,078,000	3,777,000	22,000	3,000	33,046,000
年度内増加契約件数	△	1,010,000	△ 110,000	1,509,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数		27,156,000	968,000	5,286,000	32,000	4,000	35,446,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭免除件数		9,000	6,000	3,000
年度内新規免除件数		4,000	3,000	1,000
年度内解約件数		1,000	0	1,000
年度内増加免除件数		3,000	3,000	0

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数		22,000	12,000	10,000
年度内新規契約件数		13,000	12,000	1,000
年度内解約件数		3,000	2,000	1,000
年度内増加契約件数		10,000	10,000	0

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		5,405,000	22,208,000	553,000	28,166,000
年度内増加契約件数	△	1,088,000	△ 431,000	509,000	△ 1,010,000
年度末契約件数		4,317,000	21,777,000	1,062,000	27,156,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		4,000	11,000	0	15,000
年度内増加契約件数	△	1,000	4,000	1,000	4,000
年度末契約件数		3,000	15,000	1,000	19,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		5,000	17,000	22,000
年度内増加契約件数	△	1,000	9,000	10,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		3,000	3,000	6,000
年度内増加契約件数		1,000	1,000	2,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		434,000	622,000	22,000
年度内増加契約件数	△	81,000	△ 39,000	10,000
年度末契約件数		353,000	583,000	32,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		11,000	1,000	12,000
年度内増加契約件数	△	1,000	0	1,000
年度末契約件数		10,000	1,000	11,000

(3) 簡易カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合計
年度初頭契約件数		386,000	3,332,000	59,000	3,777,000
年度内増加契約件数	△	32,000	1,360,000	184,000	1,509,000
年度末契約件数		354,000	4,692,000	240,000	5,286,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合計
年度初頭契約件数		4,000	11,000	15,000
年度内増加契約件数	△	1,000	4,000	4,000
年度末契約件数		3,000	15,000	19,000

5 要員計画

区	分	要員員数
事業運営専門係		13,762人

6 合計

区	分	要員員数
事業運営専門係		13,762人

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内330人の範囲を見込んだものである。

平成4年度資金計画

1 資金計画の概要

平成4年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金額6,186億1,320万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金額6,170億3,880万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,165億3,284万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入予算5,165億7,165万1千円を予定する。

3 放送債券について

放送債券について、60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、44億3,400万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億8,600万円、放送債券償還積立資産の戻入れ69億円、建設積立資産の戻入れ126億700万円、国際放送関係等交付金収入18億6,627万4千円、有価証券の売却442億円、受取利息その他の入金280億7,228万4千円を見込む。

4 以上により入金額は、総額6,186億1,320万9千円を見込む。

5 出金の部

事業経費4,443億5,407万2千円、建設経費678億円、放送債券の償還69億円、長期借入金の返還122億円、出資1億3,000万円、放送債券償還積立資産への戻入れ49億8,100万円、建設積立資産への戻入れ31億4,000万円、有価証券の購入572億円、支払利息その他の出金203億3,373万1千円を合わせ出金額は、総額6,170億3,880万3千円を見込む。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計	
1 前期末資金有高	35,971,000	39,592,275	38,647,794	39,499,374	35,971,000	
2 入 受 信 放 送 機 長 期 借 入 固定資産売却収入 放送債券償還積立 資産戻入れ 建設積立資産戻入れ	161,857,209 152,352,580 0 3,750 0 0	114,751,223 99,003,529 0 353,750 0 0	173,664,864 166,715,787 0 143,750 0 0	168,339,913 94,899,755 0 4,434,000 0 0	618,613,209 512,971,651 5,976,000 4,434,000 586,000 6,900,000	158,235,934 10,543,574 0 59,760 0 12,607,000
交付金収入 有価証券売却 受取利息その他の入金	412,310 100,000 8,988,569	617,820 10,000 3,676,124	416,922 33,900,000 45,200,000	1,866,274 9,119,186 28,072,284	120,695,704 0 0	

加

(参考) 計

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見は次のとおりである。
平成4年2月

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見
郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)は、おもむね適当なものと認める。

平成4年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2~6年度経営計画」(以下、「経営計画」という。)の中間年度にあたるが、協会は、受信料額を予定どおり据え置くとともに経営計画を上回る事業収支等により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとしている。協会は、収支予算等の実施に当たっては、我が国の放送の多メディア・多チャネル化の進展及び激動する国際情勢における放送の役割の増大という情勢の下において協会の役割が高まっていること、協会の財政が受信者の負担する受信料を基盤としていることなどを改めて認識し、国民の理解と信赖を得る事業運営を行っていくことが必要である。

なお、特記すべき事項は、次のとおりである。

1 収支予算
(1) 一般勘定

事業収支における事業収入5,404億円のうち、受信料収入は5,165億円(事業収入全体の95.6%)であって、前年度収支予算に比して176億円(3.5%)増加している。これは、平成4年度初頭の有

3 出 事 業 経 費 費	158,235,934	120,695,704	167,813,284	170,933,881	617,038,803
建 設 経 費 費	101,347,538	12,278,972	14,416,313	30,556,141	44,354,072
放 送 債 債	10,543,574	0	0	6,900,000	6,900,000
長期借入金返還	12,200,000	0	0	0	12,200,000
出 放送債券償還積立 資産繰入れ	50,000	30,000	50,000	130,000	
建設積立資産繰入	0	0	0	0	
有価証券購入 支払利息その他の支出金	28,720,000	240,000	27,583,000	657,000	57,200,000
4 期 末 資 金 有 高	39,592,275	38,647,794	39,499,374	37,545,406	37,545,406

料製紙件数を3,905万件、平成4年度内増加件数を40万件と見込んだものを基礎とし、過去における契約総数及び新規契約の増加傾向に照らして計上されたものであるが、経営計画に比して事業収入で3億円、受信料収入で84億円下回っており、協会は、この受信料収入を確保することが必要である。

他方、事業収支における事業支出5,132億円は、前年度収支予算に比して263億円(5.4%)増加しており、特に、国内放送費については、放送番組の充実・向上に対応するための番組制作費等の増加により、200億円(12.0%)増加している。しかしながら、事業支出総額としては、業務の効率化及び減価償却費・財務費の減額により、経営計画に比して115億円下回っており、また、前年度収支予算における事業支出の伸び(8.7%)に比してその伸びが抑えられているものであり、妥当な計上と認められる。協会は、その財政を長期的に安定させるためにも、業務の効率化及び組織・要員の見直し等により経費の節減に努めることが必要である。

事業収支差益は2億円を計上しており、前年度収支予算に比して250億円減少している。これは、前年度収支予算においては名古屋放送会館新設に伴う特別収入があったこと、収入全体の9割以上を占める受信料収入の伸びに対し番組制作費・契約収納費・調査研究費等全般的な事業経費の伸びが大きいことによるものである。

なお、経営計画に比した場合は、事業収支差金は112億円増加している。
また、事業収支差金の処分予定の内訳については、債務償還充当・建設積立資産繰入れのための資本支出充当に203億円、翌年度以降の財政安定のための譲融金に69億円となっており、予当

な計上と認められる。
資本収支においては、資本収入及び資本支出とも 951 億円を計上しており、衛星放送の継続的・安定的実施のための補完衛星の製作・打上げの着手金として建設預立資産から 50 億円戻し入れ、建設費に充当することとしている。資本収入のうち、放送債券発行による収入は、前年度収支予算と同額の 60 億円であり、長期借入金は、前年度収支予算に比して 47 億円減の 44 億円である。他方、資本支出のうち、建設費は前年度収支予算に比して 50 億円増の 678 億円であり、資本収支は妥当な計上と認められる。

補完衛星の運用開始を予定している平成6年度以降は、受信料算定の基礎となる事業収支における補完衛星の減価償却費等の費用が計上されることとなる。現在の衛星付加料金の算定に当たっては、平成2年2月に打ち上げに失敗した補完衛星(BS-2X)の製作・打ち上げにかかる経費が見込まれており、協会は、これを平成6年度以後の補完衛星の費用として充てるとともに、業務の効率化等に努めることにより、補完衛星の打上げが受信者の負担増とならないようとすることが必要である。

(2) 受託業務等勘定

受託業務等勘定においては、放送法第9条第3項に係る協会の保有する設備の賃貸及び放送番組制作の受託等の業務の收支として、事業収入6億4千万円、事業支出5億6千万円、事業収支差金8千万円を計上している。本業務を行うに当たっては、營利目的としてはならないとされているが、これは、妥当な計上と認められる。

2

11

協会は、テレビジョン放送・ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、衛星放送設備・テレビジョン放送網・ラジオ放送網の整備を進むこととしている。

衛星放送設備について、衛星放送の統一的・安定的実施をより確実にするための補完衛星の打ち上げ(平成6年目途)に関する準備を取り進めることとしている。我が国の衛星放送は平成2年

今後、衛星放送が高変化・多様化する国民の情報ニーズにこたえていく基幹的放送メディアのひとつとして発展することともに、難視聴解消のためのメディアとしての役割を果たしていくためには、協会においても継続的・安定的な衛星放送の実施を図りその充実・普及に資するよう努めることが必要である。

協会は、福岡放送会館及び千代田分館の建設を完了し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の建設のための諸準備を行うなど演奏所の整備を進めることとしている。全国の放送会館については、その整備を計画的に行うとともに、地域の情報発信・文化活動の拠点として、今後とも、より一層聴覚者に親しまれる開かれた放送会館づくりを推進していくことが必要である。

(3) 国内放送

ア 放送番組の充実

協会注、放送番

卷之三

り、公衆放送の使用に敵し、国際的施設と社会的連絡を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努め、また、第25回オリソピック・パルセロナ大会及び第16回参議院議員通常選挙が終了する。

放送の販売権を専門的組織が編成することとしている。

のほか、テレシヨン文字多重放送・テレシヨン音声多重放送を行うこととしている。
放送時間(1日平均)は、前年度事業計画とほぼ同様で、総合放送8時間、教育放送18時間、
第1放送19時間、第2放送18時間30分、FM放送19時間、衛星第1放送24時間及び衛星第2放送
送22時間20分(ハイビジョン実験放送終了に伴い1時間増加)であり、総合放送及び第1放送は
弾力的な運用を行うこととしている。

地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、テレビとする放送時間により地域情報番組を提供することとしている。

障害者向け番組については、音声多重放送において視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において聴力障害者向けの字幕番組を拡充することとしている。

今後、我が国の放送の多メディア・多チャネル化は一層進展すると考えられ、放送のもつ大きな社会的・文化的影響からも放送番組の質的な充実・向上が望まれている。放送番組については、今後とも、公共放送としての使命にかんがみ、聴聴者会議等の聴聴者関係業務を通じて聴聴者の意向を十分に把握するとともに、協会の保有メディアの特質を生かした豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努めることが必要である。

また、衛星第2放送においては、今後とも、放送普及基本計画に定める難視聴解消を目的とする放送を十分確保していくことが必要である。

イ 國際化への対応

協会は、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供することとしている。

映像による諸外国との相互理解は我が国的重要な課題であり、協会は、今後とも、できるだけ外國語による映像の放送番組の提供に努めるなどして、映像による諸外国との放送番組の交流を積極的に推進することが必要である。

ウ ハイビジョン

ハイビジョンは、我が国が世界に先駆け開発した高精細度テレビジョンであり、平成3年11月25日から(社)ハイビジョン推進協会により世界初のハイビジョン試験放送が1日8時間程度開始されたところである。

協会は、このハイビジョン試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的に行い、ハイビジョンの普及促進に努めることとし、ハイビジョン試験放送に対する番組提供及びソフト開発・制作を行うこととしている。

協会は、今後とも、ハイビジョンの円滑な発達・普及を図るために、これまでのハイビジョン実験放送等で蓄積した技術的経験・番組制作ノウハウを生かし、試験放送に番組を提供するとともにその番組の充実に努め、積極的にハイビジョンソフトの開発・制作を行うことが必要である。

エ 國際放送

協会は、茨城県八俣送信所の送信設備を整備・拡充するための負担を行ふとともに、欧洲地域の受信改善に資するため、新たにイギリスの中継局を活用して欧洲向けの国際放送を充実することとしている。この結果、我が国の国際放送の放送時間は、前年度末には1日48時間であったものが平成4年度末には1日52時間30分に拡充されることとなる。

(外) 呼 印 釋

激動する国際情勢の中で諸外国の日本に対する正しい理解を促進し、併せて海外在留の日本人に対して必要な情報を提供するため、国際放送の果たす役割は増大しており、協会は、今後とも、国際放送の一層の充実・強化に努めることが必要である。

(5) 営業活動

協会は、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図ることとともに、効果的・積極的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ることとしており、有料受信契約の平成4年度内増加は、契約総数は40万件、衛星契約は152万件を計画している。これは、前年度事業計画に比して契約総数の増加は同数であるが、衛星契約の増加は7万件上回るものである。

口座振替及び継続振込制度の利用件数は、平成4年度内に160万件の増加を図り、平成4年度末利用率で85.0%を計画しており、前年度事業計画の80.7%を上回っている。

協会は、受信料がその財政の基盤であることから、今後とも、口座振替及び継続振込制度の利用を促進するなどの効率的な営業活動を行うことが必要である。

また、受信料の公平負担と経営の安定化の観点から、受信者の移動管理の徹底、契約の締結及び受信料の収納の促進を図ることが必要である。特に、衛星契約については、今後とも、受信者の確実な把握と契約の締結に努め、契約件数の増加を図り、契約率を高めることが必要である。

(6) 調査研究

協会は、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組・放送技術の向上に寄与する調査研究を推進することとしている。

協会は、今後とも、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を積極的に行うことが必要である。

(7) 経営管理

協会は、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図ることとしており、要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、平成4年度内330人の減員を見込んでいる。これは、前年度事業計画に比して30人上回るものである。

協会は、今後とも、組織及び要員の見直し等を含む効率化施策について、主体的に取り組み、経営管理について効率的な運営と活性化を図ることが必要である。

また、協会は、今後とも、放送等の方法により、受信者に対して、効率化の実施状況を含む経営内容の周知に努めることが必要である。

なお、協会は、今後とも、放送番組の制作を関連団体へ委託するに当たっては、効率化の観点その他、公共放送としての番組の質の維持・向上、協会における番組制作能力の維持・向上に配慮することが必要である。

(8) 出資

協会は、前年度に引き続き、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行ふこととしている。

出資については、放送法第9条の2の規定に基づき、今後とも、公共放送としての協会の在り方にふさわしいものとする必要がある。

3 資金計画

協会は、收支予算及び事業計画に基づいて、平成4年度中における資金の出入に關する計画として、受信料・放送廣告・長期借入金等による入金総額6,186億円、事業経費・建設経費・放送債券の償還・長期借入金の返還等による出金総額6,170億円をもって施行することとしている。

これは、受信料の収納状況・事業の運営状況・建設計画等からみて妥当が計上と認められる。

〔鈴谷照美君着壇、拍手〕

○鈴谷照美君 ただいま議題となりました三案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便法の一部を改正する法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金を免除することができるようになります。第三種郵便物の制度の改定を講じようとするものであります。田浦な運営を図るため、郵政大臣が定期に監査を行うほか、指定調査機関に調査業務を委託する等、所要の改正を講じようとするものであります。次に、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金を受けることができる団体に地球環境の保全事業を行なう団体を加えようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、第三種郵便物に対する監査の充実強化、指定調査機関の必要性とその規模、再生紙を利用した寄附金付葉書の発行計画、時代に対応した寄附金分配団体の見直し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成四

年度收支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、一般勘定事業収支におきましては、事業収入五千四百三億七千万円、事業支出五千百三十一億八千万円となるおり、この事業収支差一百七十一億九千万円のうち二百三億一千万円を資本支出に充当し、残余の六十八億七千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金としております。

事業計画につきましては、その重点を衛星放送の充実、補完衛星の製作・打ち上げへの着手、国際放送の番組充実と受信改善、ハイビジョン試験放送への参画、効率的な受信契約・収納活動、業務運営の改革による経費の節減などに置いております。

なお、本件には、おおむね適切である旨の郵政大臣の意見が付されております。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認するに決しました。

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。
○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。
よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。
次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたしました。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認するに決しました。

○議長(長田裕二君) 参議院議長 長田 裕二殿
内閣委員長 梶原 清
○議長(長田裕二君) 附帯決議
○議長(長田裕二君) 附帯決議
恩給法等の一部を改正する法律案
地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案
(以下三案を一括して議題とすることに御異議)
〔「されど内閣提出、衆議院送付」
以上三案を一括して議題とすることに御異議〕
○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長梶原清君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべしとの議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成四年三月二十七日

内閣委員長 梶原 清

○議長(長田裕二君) 附帯決議
政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。
一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配意し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をするべし。
一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長梶原清君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長梶原清君。

一　外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

二　恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 横山 長田裕二殿 參議院議長

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の

第六十五条第二項中「五万四千円」を「六万六千円」に、「十二万六千円」を「十三万一千円」に改める。

別表第二号表中「五、〇一四、〇〇〇円」を
「五、一一七、〇〇〇円」に、「四、一八六、〇
〇〇円」を「四、三四七、〇〇〇円」に、「三、四
四九、〇〇〇円」を「三、五八一、〇〇〇円」に、
「二、七八八、〇〇〇円」を「二、八三三、〇〇
〇円」に、「二、一一〇六、〇〇〇円」を「二、一九
三、〇〇〇円」に、「一、七八四、〇〇〇円」を
「一、八五三、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、七一八、〇〇〇円」を
「四、八九九、一〇〇円」に、「四、三五八、三
〇〇円」を「四、五一五、七〇〇円」に、「四、一
七六、八〇〇円」を「四、三三七、一〇〇円」に
「四、〇三三三、〇〇〇円」を「四、一八七、九〇
〇円」に、「一、八四五、五〇〇円」を「一、九五
四、八〇〇円」に、「一、七一三、九〇〇円」を
「一、八一七、七〇〇円」に、「一、四四六、九
〇〇円」を「一、五四〇、九〇〇円」に、「一、九

〇円」に、「一、七九八、四〇〇円」を「一、八六

七、五〇〇円」に、「一、七四八、七〇〇円」を
「一、八一五、九〇〇円」に、「一、六九七、七

國語一千七百三十頁

「ア、アーヴィング、アーヴィング」などアーヴィング、アーヴィング

八、八〇〇社」「一、一〇七〇〇社」を

一九〇〇年六月一日

八九「一〇〇匁」を「一、一〇〇匁」、「一、一〇〇匁」を「一、一八六、七〇〇匁」、「一、五九一〇〇〇匁」を「一、六五三〇〇〇匁」に改める。

別表第五号表中「四、七一八、〇〇〇円」を

附則別表第一(附則第十三條關係)

階	級	板	定	俸	給	年	額
大將				七、〇八五、	四〇〇円		
中將				六、三一四、	七〇〇円		
少將				五、〇一六、	六〇〇円		
大佐				四、三三一七、	二〇〇円		
中佐				四、一五〇、	一一〇円		
少佐				三、一四三、	一一〇円		
大尉				二、七四六、	四〇〇円		
中尉				二、一八一、	一一〇円		
少尉				一、八六七、	五〇〇円		
准士官				一、七二一、	八〇〇円		
曹長又は上等兵曹				一、四一九、	一〇〇円		

「西」八九九、「一〇〇円」を「西」三五八、「三〇〇円」を「西」五一五、「七〇〇円」を「西」一七六、「八〇〇円」を「西」三三七、「一〇〇円」を「西」〇三三〇〇〇円」を「西」一八七、「九〇〇円」を「西」一八四五、「五〇〇円」を「西」一九五、「八〇〇円」を「西」四四六、「九〇〇円」を「西」一五四〇、「九〇〇円」を「西」一三三〇七、「〇〇〇円」を「西」一九〇〇円」を「西」一九九七、「五〇〇円」を「西」一七九八、「四〇〇円」を「西」一六九七、「七〇〇円」を「西」一七六〇。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二八年法律第二百五十五号）の一部を次のように
正す。

附則第一「二十七条」に書中「百五十九万二
円」を「百六十五万三千円」に、「百一十三万八
円」を「百一十八万六千円」に改める。

官報(号外)

軍曹又は一等兵曹

伍長又は二等兵曹

兵

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

一、三一八、八〇〇円

一、二九四、九〇〇円

一、一八六、七〇〇円

一、八六七、五〇〇円

一、七二一、八〇〇円

一、四一九、一〇〇円

一、三一八、八〇〇円

一、二九四、九〇〇円

一、一八六、七〇〇円

一、三一八、八〇〇円

一、二九四、九〇〇円

一、一八六、七〇〇円

一、〇四五、五〇〇円

附則別表第四中「一、六一七、〇〇〇円」を「一、六八九、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、四七九、〇〇〇円」を「一、五三六、〇〇〇円」に、「一、一八七、〇〇〇円」
を「一、一三三、〇〇〇円」と、「九五五、〇〇〇円」を「九九一、〇〇〇円」に、「八四五、〇〇〇円」
を「八七七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
七、〇八五、四〇〇円	六、九一四、七〇〇円
六、三一四、七〇〇円	六、二〇〇、七〇〇円
五、〇一六、六〇〇円	四、八九九、二〇〇円
四、三三七、二〇〇円	四、一八七、九〇〇円
四、一五〇、一〇〇円	三、九五八、一〇〇円
三、一四三、三〇〇円	三、一二九、一〇〇円
二、七四六、四〇〇円	二、五四〇、九〇〇円
二、一八一、二〇〇円	一、九九七、五〇〇円
一、八六七、五〇〇円	一、七六二、九〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、五五二、五〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、二九四、九〇〇円
一、三一八、八〇〇円	一、七二一、八〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、〇四五、五〇〇円

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

一、九六九、九〇〇円

一、六〇四、三〇〇円

一、五〇五、二〇〇円

一、四五七、九〇〇円

一、三一八、八〇〇円

一、二九四、九〇〇円

一、一八六、七〇〇円

一、三一八、八〇〇円

一、二九四、九〇〇円

一、一八六、七〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金額
二、七四六、四〇〇円	二、九五四、八〇〇円
二、一八一、二〇〇円	二、三五六、四〇〇円
一、八六七、五〇〇円	一、〇七六、四〇〇円
一、七二一、八〇〇円	一、八六七、五〇〇円
一、四一九、一〇〇円	一、七二一、八〇〇円
一、三一八、八〇〇円	一、一三四、八〇〇円
一、二九四、九〇〇円	一、一八六、七〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、〇四五、五〇〇円

官 報 (号 外)

といふ。)附則第十四条第一項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成四年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

第十二条 傷病者遺族特別年金については、平成四年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によつて算出して得た年額で改定する。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)

を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（法律第百五十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については当該板定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三条第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる

規定する普通恩給又は扶助料については当該仮額を定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七（七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八）の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）に改定する。

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。
（多額所得による恩給停止についての経過措置）

第十四条 平成四年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第一条又は第十二条の規定による改定を行わないとした場合に受けされることとなる普通恩給の年額をもって恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

仮定俸給年額	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額
一、〇四五、五〇〇円	一、〇〇六、八〇〇円
一、〇九一、八〇〇円	一、〇五一、四〇〇円
一、二三九、五〇〇円	一、〇九七、四〇〇円
一、一八六、七〇〇円	一、一四一、八〇〇円
一、二三四、八〇〇円	一、一八九、一〇〇円

官報(号外)

一、七二三、五〇〇円	一、八一七、七〇〇円	六、二七五、五〇〇円	六、五一六、五〇〇円
一、八四五、五〇〇円	一、九五四、八〇〇円	六、四七一、七〇〇円	六、七二〇、一一〇円
一、九七八、六〇〇円	一、〇九三、〇〇〇円	六、五〇八、三〇〇円	六、七五八、一一〇円
一、〇一三、四〇〇円	一、二九、一〇〇円	六、五四三、〇〇〇円	六、七九四、三〇〇円
一、一三三、四〇〇円	一、四三、三〇〇円	六、五七七、七〇〇円	六、八三〇、三〇〇円
一、二七九、五〇〇円	一、四〇五、四〇〇円	六、六五九、〇〇〇円	六、九一四、七〇〇円
一、四三四、〇〇〇円	一、五六五、九〇〇円	六、八二三、四〇〇円	七、〇八五、四〇〇円
一、五二九、六〇〇円	一、六六五、一〇〇円	六、九八七、八〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、六二二、七〇〇円	一、七六一、八〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、三四〇、四〇〇円
一、八一、七〇〇円	一、九五八、一〇〇円	七、一五一、三〇〇円	七、四二六、九〇〇円
一、九九六、七〇〇円	一、一五〇、二〇〇円	六、八二三、四〇〇円	七、〇八五、四〇〇円
一、〇三三、〇〇〇円	一、一八七、九〇〇円	六、九八七、八〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、一七六、八〇〇円	一、三三七、一〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、三四〇、四〇〇円
一、三五八、三〇〇円	一、五二五、七〇〇円	七、一五一、三〇〇円	七、四二六、九〇〇円
一、五三八、七〇〇円	一、七一三、〇〇〇円	六、八二三、四〇〇円	七、〇八五、四〇〇円
一、七一八、〇〇〇円	一、八九九、二〇〇円	六、九八七、八〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、八三一、一〇〇円	一、〇一六、六〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、九五一、六〇〇円	一、一四一、七〇〇円	七、一五一、三〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、八三一、八〇〇円	一、三八一、九〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、四一八、六〇〇円	一、六一六、七〇〇円	七、一五一、三〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、五、五三七、〇〇〇円	一、七四九、六〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、五、六四九、二〇〇円	一、八六六、一〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、五、八七二、〇〇〇円	一、九七、五〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、五、九七一、四〇〇円	一、一一〇、七〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円
一、六〇八一、二〇〇円	一、三一四、七〇〇円	七、〇六九、〇〇〇円	七、一五六、一〇〇円

審査報告書

地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決すべきものと認決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、〇〇六、八〇〇円未満の場合又は一、一五二、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三八四を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる)を仮定俸給年額とする。

参議院議長 長田 裕二殿
内閣委員長 梶原 清

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成三年度以前の事業の実施状況等にかんがみ、地域改善対策特定事業のうち

平成四年度以後において引き続き実施することが特に必要と認められるものについて、その円滑かつ迅速な遂行を図るために、当該事業に係る経費に対する特別の助成等國の財政上の特別措置を継続して講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法律施行に要する経費は、約千三百八億円であり、平成四年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。

附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずる
よう努力すべきである。

地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、改めて国民的課題としての展開が重要であり、人権尊重の視点に立った取組みが引き続き必要であることにかんがみ、同協議会の中に、心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進、行政運営の適正化等、基本的な課題を審議するための仕組みが設けられるよう、特段の配慮が行われるよう留意すること。
右決議する。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄
平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

審査報告書

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

運輸委員長 長田 裕二殿

参議院議長 峯山 昭範

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止することとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により交付する。

平成四年三月二十一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案

特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十年法律第二百五号)第十九条の二第一項の規定による廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年三月三十一日から施行する。

(債務保証業務に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に契約が締結された旧法第十一条第一号の債務の保証に係る造船業基盤整備事業協会の業務については、同条及び旧法第十二条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、同項中「前二条」とあるのは「前一条」と、「特定船舶製造業経営安定臨時措置法」という。」とあるのは「特定船舶製造業経営安定臨時措置法」という。」とあるのは「特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二十

五年法律第二百五号)第七条の規定の適用については、同条中「政府」とあるのは、「政

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(別表第三特定船舶製造業経営安定臨時措置法)

(昭和六十二年法律第二十五号)第十一条第一号(協会の行う債務保証業務)の業務に関する文書の項を削る。

(造船業基盤整備事業協会法の一部改正)

第六条 造船業基盤整備事業協会法の一部を次のように改正する。

(附則第六条中「特定船舶製造業経営安定臨時措置法」を特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律(平成四年法律第二百五号)附則第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二十五号)第十一条第一号(協会の行う債務保証業務)の業務に関する文書の項を削る。

〔峯山昭範君登壇、拍手〕

○峯山昭範君　ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

第三条の二第一項第四十四号の二を削り、第十六号の四の三を第十六号の四の二とする。

第四条第一項中第十六号の四の二を削り、第十六号の四の三を第十六号の四の二とする。

第三条 旧法附則第四条第一項の規定により日本銀行が行つた出資(次項において「開銀出資」という。)に関する日本開発銀行(昭和二十一年法律第二百八号)第十八条の二第二項の規定の適用については、同項中「出資」とあるのは、

特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十一年法律第二百五号)以下「旧法」という。)は、廃止する。

「出資及び特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律による廃止前の特定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二百五号)附則第四条第一項の規定により行つた出資」とする。

2 開銀出資に関する造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第二百三号)第七条の規定の適用については、同条中「政府」とあるのは、「政

府及び日本開発銀行」とする。

定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和六十二年法律第二百五号)。以下この条において「旧経営安定法」という。」と、「同法」を「廃止法附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた旧経営安定法」に改め、同条第二項中「特定船舶製造業経営安定臨時措置法」を「廃止法附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた旧経営安定法」に改める。

定船舶製造業経営安定臨時措置法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第四十四号の二を削り、第十七号の一部を次のように改正する。

第八条 運輸省設置法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の四の二を削り、第十七号の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第四十四号の二を削り、第十七号の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十六号の四の二を削り、第十六号の四の三を第十六号の四の二とする。

○峯山昭範君　ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたしました。

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止することとするものであります。

委員会におきましては、造船業の経営状況と需給見通し、これから造船業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止することとするものであります。

したが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

変化対応設備」を「エネルギー需給構造改革推進基
準」に、「第一号又は第三号」を「第一号」に、「第二
号イ若しくはハ又は第四号イ」を「第一号イ又は第
三号」に改め、同項第一号を次のように改める。

から第四項まで、第六項及び第九項中「エネルギー環境変化対応設備」を「エネルギー需給構造改革推進設備」に改める。

改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等の構成員（同法第一条第二項に規定する構成員をいう。）である同法第二条第一項に規定する中小企業者（前二号に掲げ

第十一項 第六項 第十項及び第十二項中「事業」を「事業」に改める。

次に掲げる機械その他の消耗器具を算定してエネルギーの有効利用に著しく資するもののうち政令で定めるもの

平成六年三月三十日)に改める。

四 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法(平成四年法律第二号)第八条第二項

に「及び第七号」を加え、同表の第八号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場

力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産
ハ 廃熱の有効利用等により地域の熱供給の高度化を図る機械その他の減価償却資産
ニ その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。
一 特定農産加工業經營改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する特定農産加工業者（第十条第三項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）で同法第三条第一項に規定する經營改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた個人 当該

「事業」に改め 同条第四項中「対象事業」を「事業」に、「その用」を「その事業の用」に改め、同条第五項に、前号に規定する政令

中「前号」を「第五号」に改め、同号を同表の第七号とし、同表の第五号の次に次の一号を加える。

二 原油の精製工程における常圧蒸留残油その二

業（政令で定める事業を除く。）を営む個人又はサービス業でその基盤の強化を通じて消費

鉱採が掘る所が行政所であります。市町村の地図を区別する爲めに、次号に掲げる地図を用ひます。

の附屬設備その他政令で定める資産

うち政令で定めるもの
第十条の二第一項第四号を次のように改める。
四 電気の安定的な供給又は利用に著しく資する
る配電又は電源の設備で政令で定めるもの
第十条の二第一項第五号中「第一号から第三号
まで」を「第一号又は第二号」に改め、同条第二項

に器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

は「百分の六とする。」に相当する。」を「当該各号に定める割合を乗じて計算した。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。以下この号において「医療用機器」という。）百分の十五（医療用機器のうち医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第三十三条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては、百分の十

六）一看護業務の省力化に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の十一

三 昭和六十三年四月一日前に建築されたものとして政令で定める医療施設に係る消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるもの百分の二十一

四 第十二条の二の見出し中「構成員」を「構成員等」として政令で定める医療施設に係る消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるもの百分の三十二

第五条（農業用機械等の区分）第一項中「百分の一二十」の下に「（第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十二）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 当該個人が、平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に、農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）第九条第一項に規定する農業経営の規模の拡大を図るために、その計画（以下この号において「経営規模拡大計画」という。）に係る同項の認定を受けた者で、適用年の十一月三十一日において次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ又はロに定める要件を満たすことについて大蔵省

令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該経営規模拡大計画に係る農業を主として営む場合として

政令で定める場合 農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）建物及びその附属設備並びに生物（当該個人が当該経営規模拡大計画に係る認定前に他の同項に規定する農業経営の規模の拡大を図るための計画に係る同項の認定を受けたことのある者に該当する場合には、

これらに減価償却資産のうち当該経営規模拡大計画に係る認定の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

イ 新たに農業を開始しようとする者 当該経営規模拡大計画に従つて所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。）の取得（相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の関係がある者からの贈与によるものを除く。ロにおいて同じ。）をし、又は使用収益権の設定（当該個人と政令で定める特殊の関係がある者の所有する農用地利用増進法第二条第一項に規定する農用地（以下この号において「農用地」という。）に係るものその他の政令で定めるもの）を受けた農用地において農業を開始したこと。

ロ 現に農業を営む者でその規模を拡大しようとするもの 当該経営規模拡大計画に従つて所有権若しくは使用収益権の取得をし、又は使用収益権の設定を受けた農用地

の面積の合計が政令で定める面積を超えることとなり、かつ、当該農用地において農業を営むこととなつたこと。

第十三条の二第二項中「ついて」を「ついては」に改め、「限る」の下に「ものと」、同項第四号に掲げる場合は第十四条第一項の規定の適用を受ける年を除くを加える。

第十四条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「この項の下に及び次項」を加え、「百分の百二十四」を「百分の百二十」、「百分の百四十」を「百分の百三十四」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を、第三項に

「第十四条第二項本文」を「第十四条第三項本文」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「（昭和三十一年法律第八十三号）」及び「（昭和三十八年法律第二百二十九号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（前項において読み替えて適用する場合を含む。第六項及び第七項において同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 個人が、平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に、首都圏整備法（昭和三十年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成都市整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する都市整備区域のうち前項に規定する政令で定まる地域内にお

いて、新築された貸家住宅のうち優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの（以下この項において「優良貸家住宅」という。）を取得し、又は優良貸家住宅に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十四」とあるのは「百分の百七十一」とある。

第十五条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「百分の百二十」を「百分の百四十八」に改める。

第十七条中「百分の八十」を「百分の八十二」に改める。

「平成六年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百四十八」に改める。

第十八条第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項に次の一項を加える。

七 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第七条第一項に規定する進出計画（同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められておりるものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる者又は同法第九条第一項に規定する円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められておりるものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる

者又は同法第九条第一項に規定する円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められておりるものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる者又は同法第十六条第一項に規定する負担金八 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第七条第一項に

官 報 (号 外)

規定する活用計画（同項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同項の認定を受けた同項に規定する製造協同組合等 同法第十六

第二十一条の三第一項中「平成四年」を「平成六年」に改める。

第二十一条の四第一項の表に次の一号を加える。

消された場合」の下に又は鉱業権第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合」を加え、「当該登録又は当該許可」を「当該登

同様に次の名号を加え
る。
二 所得税法第二十六条第二項、第二十七条第
一 十万円

三 第二勅業法(昭和二十一年法律
第二百八十九号)第二十一条
に規定する許可又は同法第七
十七条に規定する認可を受け
た個人で藤田摘要による石炭の
採掘の事業を営むもの

露天掘による石炭の採掘を行う場所で政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）

第二十一条の四第二項に次の二号を加える。

された。該露天石炭採掘場に係る特定期間
第一回（金額）二金額

第二十一条第一項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の八」に改める。

現第二長において同上)又は山形月替の金額
の合計額

合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

ときは」を「超えるとき」、又は当該個人のその年十

年法律第二百八十九号)」を削る。

第二十四条第一項中「平成四年三月三十日」を

「平成九年三月三十日」に改める。

第二十五条第三項を削り、同条第四項中「第一

項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第五項中〔第三項の規定により認

み替えて適用する場合を含む。」を削り、同項を同

条第四項とし、同條第六項中（第三項の規定により）

り読み替えて適用する場合を含む。」を前り 同理

同條第五項とし、同條第七項を同條第六項と

「同条第八項中一から第三項まで」を及び第一項二から四項の同条第二項三から。

項」に改め 同項を同条第七項とする

第十五條の二を削る

第二十五條の二の見出しを「(青色申告特別控除)

「除」に改め、同條第一項中「年分」の下に「(第

「前項の規定の適用を受けた年分を除く」を加え

「前条の規定の適用を受ける場合を除き」を削除、「青色申告控除額」を「次に掲げる金額のうちいざ

一 三十五万円
二 所得税法第二十六条第二項又は第二十七条
類又は事業所得の金額の合計額

前項の規定により控除すべき金額は、不動産
所得の金額又は事業所得の金額から順次控除す
る。

第三項の規定は、確定申告書に同項の規定の
適用を受けようとする旨及び同項の規定による
控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並
びに同項に規定する帳簿書類に基づき大蔵省令
で定めるところにより作成された貸借対照表、
損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所
得の金額の計算に関する明細書の添付があり、
かつ、当該確定申告書をその提出期限までに提
出した場合に限り、適用する。この場合におい
て、同項の規定により控除される金額は、当該
金額として記載された金額に限るものとする。

第二十六条第二項第四号中「部分又は」を「部
分」に改め、「保る施設療養」の下に「又は同法の
規定によつて老人訪問看護療養費を支給すること
とされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問
看護」を加える。

第二十八条の二第一項中第四号を第五号とし、
第三号の次に次の一号を加える。

四 金属鉱業事業団に設けられた金属鉱業等鉱
害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害
防止事業基金に充てるための負担金

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平
成四年十二月三十一日」を「平成六年十二月三十一
日」に改める。

第三十一条の二第一項第一号を次のように改め
る。

一 國、地方公共団体その他これらに準ずる法
人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの

第三十四条の三第二項第二号中「昭和五十五年
六月三十日」を削り、同項第四号中「又は同
法第六十五号」を削り、同項第五号中「又は同
法第六十五号」を若しくは同項第三号に改め、「供す
る土地」の下に「又は同法第五十三条の三の二第一
項第一号に規定する農用地に供することを予定す
る土地」を加え、同項第五号中「又は同項第三号」
を若しくは同項第三号に改め、「供する土地」の
下に「又は農用地整備公団法第二十三条第二項に
おいて準用する土地改良法第五十三条の三の二第
一項第一号に規定する農用地に供することを予定す
る土地」を加え、同項第五号の下欄中「第三十四条の三第
三項第三号」を「第三十四条の三第三項第二号」に
改め、同表中第十六号を第十七号とし、第十五号
を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加え
る。

三項第二号」を「第三十四条の三第三項第二号」に
改め、同表中第十六号を第十七号とし、第十五号
を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加え
る。

三 第三十七条第一項の表以外の部分中「の第十六
号」を「第十七号」に改め、「内にあるもの」の下
に「又は同表の第十五号の下欄中「第三十四条の三第
三項第二号」を「第三十四条の三第三項第二号」に
改め、同表中第十六号を第十七号とし、第十五号
を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加え
る。

三 第三十七条第一項第三号中「対して」の下
に「商法第二百三十条ノ八ノ二第二項又は」を加
え、「同項」を「これらの規定に規定する端株又
は」に改め、同条第四項第二号中「又は新株引受権
付社債」を「新株引受権付社債又は日本国有鐵道
清算事業團特別債券」に改める。

三 第三十七条の十三の見出し中「非課税」を「課税引
受権付社債」を「新株引受権付社債及び日本国有
鐵道清算事業團特別債券」に改め、同条に次の二
項を加える。

三 個人が、その有する日本国有鐵道清算事業團
特別債券と日本国有鐵道清算事業團法第四十条
第二項に規定する特定株式（以下この条において
「特定株式」という。）との交換（政令で定める
ところにより行われるものに限る。）をした場合
(当該交換により取得した特定株式の価額と當
該交換により譲渡した日本国有鐵道清算事業團
特別債券の価額との差額を補うための金額を支
払った場合を含む。)には、所得税法第二十七
条、第三十三条若しくは第三十五条の規定又は
第三十七条の十から前条までの規定の適用につ
いては、当該日本国有鐵道清算事業團特別債券
の譲渡がなかつたものとみなす。

四 前項の規定の適用を受ける場合における特定
株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定
の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

四 第四十条の二を次のように改める。

第三十七条の三第二項第一号中「あるもの」の下
に「又は同表の第十五号の下欄に掲げる資産」を加
える。

四 日本国鉄道清算事業團法（昭和六十一年
法律第九十号）第四十条第二項に規定する特

別債券（次条第四項第二号及び第三十七条の
十三において「日本国有鐵道清算事業團特別
債券」という。）

三 第三十七条の十一第一項第三号中「対して」の下
に「商法第二百三十条ノ八ノ二第二項又は」を加
え、「同項」を「これらの規定に規定する端株又
は」に改め、同条第四項第二号中「又は新株引受権
付社債」を「新株引受権付社債又は日本国有鐵道
清算事業團特別債券」に改める。

三 第三十七条の十三の見出し中「非課税」を「課税引
受権付社債」を「新株引受権付社債及び日本国有
鐵道清算事業團特別債券」に改め、同条に次の二
項を加える。

三 個人が、その有する日本国有鐵道清算事業團
特別債券と日本国有鐵道清算事業團法第四十条
第二項に規定する特定株式（以下この条において
「特定株式」という。）との交換（政令で定める
ところにより行われるものに限る。）をした場合
(当該交換により取得した特定株式の価額と當
該交換により譲渡した日本国有鐵道清算事業團
特別債券の価額との差額を補うための金額を支
払った場合を含む。)には、所得税法第二十七
条、第三十三条若しくは第三十五条の規定又は
第三十七条の十から前条までの規定の適用につ
いては、当該日本国有鐵道清算事業團特別債券
の譲渡がなかつたものとみなす。

四 前項の規定の適用を受ける場合における特定
株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定
の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

四 第四十条の二を次のように改める。

(国等に對して重要文化財等を譲渡した場合の
譲渡所得の課税の特例)

第四十条の二 個人が平成四年四月一日から平成九年十二月三十一日までの間に、その有する資産（土地を除く。以下この条において同じ。）で、文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定されたものを国又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税を課さない。

個人が、平成四年四月一日から平成九年十二月三十一日までの間に、その有する資産で、前項の重要な文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの（以下この項において「対象資産」という。）を國に譲渡した場合の当該譲渡に係る譲渡所得に対する所得税法第三十三条の規定又は第三十一条若しくは第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

該残額の二分の一に相当する金額を控除した
金額とする。

二 第三十二条第一項及び第三十二条第一項中
「金額とし、」にあるのは、「金額の二分の一に
相当する金額とし、」とする。

第四十条の四第一項中「外国関係会社で、」を「外
国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在
する国又は地域におけるその所得に對して課され
税の負担が」に、「法人のすべての所得又は特定

の所得に対し課される税の負担が著しく低い國又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める國又は地域（以下この条において「軽課税國」という。）に本店又は主たる事務所を有するものを「著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの」に、「以後二月を経過した日」を「の翌日から二月を経過する日」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　外国関係会社　外国法人で、イに掲げる割合（議決権のない株式を発行している株式会社については、イ又はロに掲げる割合のいずれか多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ　その発行済株式等のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。ロにおいて同じ。）及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合

ロ　その議決権のある発行済株式のうちに居住者及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等（議決権のある株式に係るものに限る。）の総数の占める割合

第四十条の四第四項及び第五項を削り、同条第六項中「以後二月を経過した日」を「の翌日から二月を経過する日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

第四十条の六中「及び外国法人が特定外国子会社等に該当するかどうか」を削る。

第四十一条第一項中「平成三年十二月三十一日」を「平成五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「に第五項の規定により交付された証明書その他大蔵省令で定める書類を添付して、これ」を削り、同条第二項中「までに」の下に「大蔵省令で定めるところにより、第五項の規定により交付された証明書その他の書類を添付して、」を加える。

第四十一条の八第一項中「平成四年十二月三十日」を「平成六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第八項中「第六項」を「第七項」

に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、平成四年四月一日以後に発行された割引債である国債のうち政令で定めるものにつき、その発行者が外国法人に対し、償還差益で政令で定めるものの支払をする場合について適用する。

第四十二条中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第四十一条の十七と、同条の次に次の二条を加える。
（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬に係る源泉徴収の特例）
第四十二条 所得税法の施行地（以下この項において「国内」という。）において同法第百六十一号に規定する事業（映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供（以下この項において「芸能人等の役務提供」という。）を中心とする内容とする事業に限る。）を行う非居住者又は外国法人（国内に居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これに準ずるものを有するものを除く。）で、芸能

同法第百六十二条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により所得税が免除されるもの（国内に恒久的施設（当該租税条約に定める恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）を有しないこと又はその対価がその国内に有する恒久的施設に帰せられないことを要件として所得税が免除されるものに限る。以下この項において「免稅芸能法人等」という。）が、同法の施行地外の地域においてその所得税を免除される対価のうちから次の各号に掲げる者に対して当該各号に定める給与若しくは報酬又は対価（以下この条において「芸能人等の役務提供報酬」という。）を支払うときは、当該免稅芸能法人等は、その支払の際、当該芸能人等の役務提供報酬の額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

一 当該事業のために芸能人等の役務提供をする他の非居住者 その芸能人等の役務提供に係る所得税法第百六十二条第八号に掲げる給与又は報酬

二 当該事業のために芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業を行う他の非居住者又は外国法人 その芸能人等の役務提供に係る所得税法第百六十二条第二号に掲げる対価

前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。の場合において、所得税法及び法人税法の規定

の適用については、次に定めるところによる。

一 前項第二号に掲げる者が同号に定める対面につき同項の規定により所得税を徴収された場合における所得税法第二百十五条规定の適用については、同条中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条第一項(免税芸能法人等の役務提供報酬に係る源泉徴収の特例)と同項であるのは「これら」とする。

二 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が非居住者である場合における当該非居住者に対する所得税法第百七十二条及び第一百十四条规定の適用については、同法第百七十二条第一項中「源泉徴収」とあるのは「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収の特例」と、「同法第二百十五条」とあるのは「所得税法第二百十五条」と「同項」とあるのは「同法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条第一項」と、「同法第二百六十二条第八号」とあるのは「所得税法第二百六十一条第八号」とする。

3 第一項第二号に掲げる者が非居住者である場合における同項の規定により徴収された所得税の処理その他の変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

ハ 廃熱の有効利用等により地域の熱供給の高度化を図る機械その他の減価償却資産

二 その利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資する機械その他の減価償却資産

第四十二条の五第一項第二号を削り、同項第三号中「石油」を「太陽光、風力その他石油」た、「政令」を「政令」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「掲げる機械その他の減価償却資産」の下に「で石油資源の供給の安定化に著しく資するもののうち政令で定めるもの」を加え、同号中「で石油資源の供給の安定化に著しく資するもののうち政令で定めるもの」を削り、同号ロ及びハを削り、同号ニ中「でその取得をすることが本邦における石油の安定的な供給の確保に著しく資するものとして政令で定めるもの」を削り、同号ニを同号ロとし、同号ニを同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 電気の安定的な供給又は利用に著しく資する配電又は電源の設備で政令で定めるもの

二 鉄売業若しくは小売業を営む法人、飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む法人又はサービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む法人、機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄

ち政令で定めるもの

イ 製造工程が連続化された機械、廃熱を製造工程において有効利用する機械その他の製造方法又は加工方法の改良をした機械その他の減価償却資産

ロ 廃エネルギーを回収する機械、電気の動力、熱等への変換の合理化等をする機械その他の減価償却資産

二 二十六条の六第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十日」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に改める。

三 第四十二条の七第一項中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に、「の中欄に掲げる」を「に定める」に改め、「当該各号の下欄に掲げる」及び「(貸付けの用を除く。以下この条において「対象事業の用」という。)」を削り、「供した場合」の下に「(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)」を加え、「その対象事業」を「その事業」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 特定農産加工業改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者(第四十条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等に限る。)で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人、当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 「二」を「第四十六条の三」に、「前項第四号ニ」を「前項第三号ロ」に改め、同条第三項及び第八項中「エネルギー環境変化対応設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改める。

三 第四十二条の六第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十日」に改め、同条第二項中「第四十六条の三」に改め、同条第二項中「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に改める。

四 第四十二条の五第一項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「エネルギー環境変化対応設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に、「第四十六条

与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

二 中小企業における労働力の確保のための雇用に関するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

六項中「対象事業」を「事業」に改める。

六項中「対象事業」を「事業」に改め、同条第四項及び第五号の次に次の一号を加える。

中小企業における生産力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第二項に規定する改善事業を実施する同法第五

<p>六 前号に規定する政令で定める地区は石炭の採掘が行われる区域である政令で定める市町村の区域(次号に掲げる地を除く)。</p>	<p>七 製造の事業その他政令で定める事業</p>
	<p>八 工場用及び機械の附屬設備並びに工場用の附屬設備その他の政令で定める資産</p>
	<p>九 百分の二十の建物及びその附屬設備並びに工場用の附屬設備その他の政令で定める資産</p>

第四十五条の二第一項の表の第一号を次のように改める

規定する中小企業者（前二号に掲げる法人に該当する者を除く。）機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に事業の用に供するもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの

で定めるものについては、百分の二十)」に改め
る。

日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
第四十四条の二第一項中「八年以内の」を「十年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。
四 適用期間の開始の日から十年以内に取得等

置法第八条第二項に規定する承認進出計画に
従つて同法第七条第一項に規定する特定分野
への進出を行う同法第八条第一項に規定する

ては、百分の八

二三号に掲げる法人に該当する者を除く。) 当

日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「対象事業」を「事業」

六〇

卷之三

第二項に規定する認
百分の八

号進法第一二条第一項第六号に掲ぐるに係る定規政令で定められたるに付する。

卷之三

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の十六」を「百分の十五」に改め、同表の第五号中「次号」の下に「」及び第七号」を加え、同表の第八号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加え、同号を同表の第九号とし、同表の第七号中「工業開発地区」を「工業等開発地区」に改め、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加え、同号

かわらず、当該特定対内投資事業用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 前項に規定する指定期間とは、輸入・対内投資法の施行の日から平成七年三月三十一日までの期間のうち、同項に規定する法人が輸入・対内投資事業者の認定を受けている期間として政令で定める期間をいう。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「」の項の下に「及び次項」を加え、「百分の二十四」を「百分の二十」を「百分の三十四」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の四十」を「百分の三十四」と改め、同条

第四十九条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「第四十五条まで」の下に「若しくは第四十六条の三」を加える。

第五十一条第一項中「百分の十八」を「百分の十分」に改める。

第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項

第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項に次の二号を加える。

第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項

第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項に次の二号を加える。

七 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措

置法第七条第一項に規定する進出計画（同条

第二項第三号に規定する新商品又は新技術の

研究開発に関する事業について計画が定めら

れているものに限る。）に係る同条第四項の承

認を受けた同法第二条第一項第六号に掲げる

者又は同法第九条第一項に規定する円滑化計

画（同項に規定する新商品又は新技術の研究

開発に関する事業について計画が定められて

いるものに限る。）に係る同条第四項の承認を

受けた同条第一項に規定する商工組合等、同

法第十六条第一項に規定する負担金

八 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七

条第一項に規定する活用計画（同項に規定す

る新商品の開発に関する事業について計画が

定められているものに限る。）に係る同項の認

定を受けた同項に規定する製造協同組合等

同法第十六条第一項に規定する負担金

第五十二条の四中「百分の八十」を「百分の八

十」に改める。

第五十二条第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「第四十五条まで」の下に「若しくは第四十六条の三」を加える。

第五十五条第一項及び第五十五条の二第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第五十五条の四第一項中「平成四年三月三十一日」に改める。

第五十五条第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第五十五条の七第一項の表に次の一号を加え

三 鉱業法第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた法人による露天大掘による石炭の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭の採掘を行なう場所で政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）
四 第五十五条第一項及び第五十五条の二第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。	第五十五条第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
五 第五十五条の七第一項の表に次の一号を加える。	第五十五条の五第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
六 第五十五条の七第一項の表に次の一号を加える。	第五十五条の七第一項の表に次の一号を加える。
七 第五十五条の七第一項の表に次の一号を加える。	第五十五条の七第一項の表に次の一号を加える。

一 当該事業年度終了の時において、当該露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額	イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額
二 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額	ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額
三 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額	二 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額
四 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額	三 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額
五 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額	四 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘場の設置費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、当該事業年度終了の時における当該露天石炭採掘場に係る信託財産の額を控除した金額

官 報 (号 外)

止準備金の金額を控除した金額
れた当該露天石炭採掘場に係る特定災害防

止準備金の金額を控除した金額
れた当該露天石炭採掘場に係る特定災害防

第五十五条の七第二項中「又は」を削り、「超えるときは」を「超えるとき、又は当該法人の当該事業年度終了日のにおける当該露天石炭採掘場に係

「平成六年三月三十日」に、「百分の十二」を「百分の八」に改める。
第五十八条の二第一項及び第二項中「平成四年三月三十日」を「平成七年三月三十日」に改め
る。

第六十一条第一項第一号及び第二号中「百分の二十三」を「百分の二十一」と、「百分の十七」を「百分の十六」と、「百分の十三」を「百分の十二」と改め、同項第三号中「百分の十七」を「百分の十六」と改め、「百分の十三」を「百分の十二」と改め、同項第四号中「百分の十三」を「百分の十一」と改める。

第六十一条「条の三第一項中「第四十二条の七第六項」の下に「第七項」を加え、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前項」に改め、「第一項」の下に「又は第五項若しくは第七項」を加え、同項を同

条第十一項とし、同条第五項中「第一項の」を「第一項又は第七項の」に改め、「第六十二条の三第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「前項」を「第三項及び第四項(第五項において準用する場合を含む。)」に改め、「第六十六条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の

9
項を加える。

第六十二条の三第三項の次に次の四項を加え
る。

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、その有する土地等（法人税法第二条第二十一号に規定

第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの

六 大都市地域における優良宅地開発の促進に
関する緊急措置法第三条第一項の認定及び都
市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許
可（以下この項において「開発許可」という。）
を受けて一団の宅地の造成（大都市地域にお
ける優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業

として行われる一団の宅地の造成で政令で定めるものに限る。)を行ふ個人(同法第十三条に規定する計画の認定に基づく地位及び都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する

開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「認定等に基づく地位の承継」という。）があつた場合には、当該認定等に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該認定等に基づく地位の承継をした個人（又は法人）（認定等に基づく地位の承継があつた場合には、当該認定等に基づく地位の承継に係る

被承継人である法人又は当該認定等に基づく地位の承継をした法人)に対する土地等の譲渡(国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて行われるもの又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けないで行われるものに限る。)で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

官 告 (号 外)

6 7
大蔵省令で定めることにより証明がされたもの(をいう。)に該当するときについて準用する。
この場合において、前項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定期地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。
前項の規定の適用を受けた法人から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第七号若しくは第八号の造成又は同項第九号若しくは第十号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第七号から第十号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該前項の規定の適用を受けた法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつたことを証渡についてその該当することとなつたことを証する大蔵省令で定める書類を交付しなければならない。

第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第七号から第十号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人(当該法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人)に対して課する同日を含む事業年度の法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第一百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条、第一百十五条及び第一百四十九

第六項、第四十二条の七第六項、第一項、次条
第一項、第六十三条の二第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税
の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十
の割合を乗じて計算した金額として政令で定め
る金額を加算した金額とする。

第六十三条第一項中「前条第一項」の下に「及び
第七項」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前
条第八項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改
め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第十項」
に、「第六十二条の三第一項」を「第六十二」条の三
第一項又は第七項に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十二条の三第一
項」の下に「及び第七項」を加え、同条第四項中「第
六十二条の三第四項」を「第六十二条の三第八項」
に、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同条第
六項中「第六十二条の三第五項」を「第六十二」条の
三第十項に、「第六十二条の三第一項」を「第六十二
条の三第一項又は第七項」に改める。

第六十四条第六項中「第四十七条」を「第四十六
条の三」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第十一
七号」を「第十八号」に改め、「内にあるもの」の下
に「又は同表の第十六号の場合の同号の下欄に掲
げる資産」を加え、同表中第十七号を第十八号とし、
第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次
の一号を加える。

十六 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、イからニまでに掲げる法人物により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得(同日以後の合併による取得で政令で定めるものを含む)がされたもの(それぞれをいふからニまでに定めたもの)が事業の用に供されたりるものであることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。

イ 中小企業近代化促進特別措置法第二条第四項に規定する中小企業者で同法第二十条第一項に規定する特定企業種又は同法第五条第一項に規定する進出促進業種に属する事業を営む法人(当該特定業種又は当該進出促進業種に属する事業)

ロ 沖縄振興開発特別措置法第二条第四項に規定する中小企業者で同法第二十条第一項に規定する特定企業種に属する事業を営む法人(当該特定業種に属する事業)

ハ 織維工業構造改善臨時措置法(昭和三一年に規定する織維工業に属する事業を営む法人(当該織維工業に属する事業)

二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三一年法律第百五十六号)第七条第一項に規定した同号に規定する石炭第一号承認を受けた同号に規定した同号に規定する石炭鉱業(当該親会社にあつては親会社(その営む事業)

第六十五条の七第七項中「第四十七条」を「第四十六条の三」に改め、同条第十項第一号中「第一号」の下に「及び第十六号」を加える。

第六十五条の八第一項中「内にあるもの」の下に「又は同表の第十六号の場合の同号の下欄に掲げる資産」を加える。

第六十六条第一項中「出資を含む」の下に「第一号を除き、以下この条において同じ」を、「すべての要件」の下に「(当該適用法人が内国法人の場合には、第一号及び第二号に掲げるすべての要件)を加え、同項第一号中「事業年度」の下に「(以下「の条において「出資事業年度」という。)」を加え、同項第一号中「出資日を含む事業年度」を「出資事業年度」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該適用法人が出資日から出資事業年度終了の日までの間継続して事業継続要件(当該適用法人が法人税法第百四十二条第一号に掲げる外國法人に該当することをいう。第三項において同じ。)及び株式管理要件(当該適用法人の同法の施行地(以下この号において「国内」という。)における代表者が、当該出資により取得した株式をその国内において行う事業に係る資産として管理していることをいう。第三項において同じ。)を満たしており、かつ、その後においても継続して事業継続要件及び株式管理要件を満たすこととしていること。

第六十六条第二項中「(出資を含む。)」を削り、「(出資を含む。)」を削り、「前二項」を「前二項」と改め、「(出資を含む。)」を削り、「前二項」を「前二項」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた法人税法第百四

官 報 (号)

十一條第一号に掲げる外国法人が、出資事業年度後の事業年度において事業継続要件又は株式管理要件のいずれかを満たさないこととなつた場合には、同項の規定により同項に規定する出資により取得した株式につき損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該外国法人のその最初に満たさないこととなつた日(事業継続要件の場合には、その前日)を含む事業年度の所得の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の二及び第六十六条の三を削り、第三章第六節の二中第六十六条の次に次の二条を加える。

第六十六条の二 削除

第三章第七節中第六十六条の四を第六十六条の三とする。

第六十六条の五第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第六十六条の五第三項」を「第六十六条の四第三項」に改め、同条第十六項中「第六十六条の五第十六項」を「第六十六条の四第十六項」に改め、第三章第七節の二中同条を第六十六条の四とする。

第三章第七節の三を同章第七節の四とし、同節の前に次の二節を加える。

第七節の二 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)

例

第六十六条の五 内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、国外支配株主等に負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)を支払う場合において、当該事業年度の

株主等に対する負債(利子の支払の基因となるものに限る。)に係る平均負債残高が当該内国法人の当該事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「自己」資本の額)という。)の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

3 第一項の規定を適用する場合において、当該内

國法人は、国外支配株主等の資本持分及び自己

資本の額に係る各倍数に代えて、当該内国法人

と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他

の状況が類似するものの総負債の額の純資産の

額に対する比率として政令で定める比率に照ら

し妥当と認められる倍数を用いることができる。

4 第一項に規定する国外支配株主等とは、第二

条第一項第一号に規定する非居住者又は同項第二号に規定する外國法人(以下この条において「外國法人」という。)で、当該内国法人との間に、当該非居住者又は外國法人が当該内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上

の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

5 第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定

の適用を受ける旨を記載した書面を添付し、かつ、その用いる倍数が妥当なものであることを明瞭にする書類その他の資料(次項において

の総負債(利子の支払の基因となるものに限る。)に係る平均負債残高が当該内国法人の当該事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「自己」資本の額)という。)の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

6 税務署長は、第二項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なもので

あることを明らかにする資料等を保存していな

かつた場合においても、その添付又は保存がな

かれたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書面及び当該資料等の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。

7 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、法人税法の施行地(以下この項において「国内」という。)において事業を行なう外國法人が支払う負債の利子(国内において行なう事業に係るものに限る。)について準用する。この場合において、第一項中「(もの)を含む」とあるのは「(もの)を含むもの」とし、当該外國法人が法人税法の施行地において行なう事業(以下第二項までにおいて「国内事業」という。)に係るものに限る」と、「基

因となるもの」とあるのは「基因となるもので、かつ、国内事業に係るもの」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外國法人」と、「純資産に対する特分」とあるのは「純資産に対する特分のうち国内事業に係るもの」と、「純資産の額として」とあるのは「純資産の額のうち国内事業に係るもの」として」と、第二項中「当該内国法人」とあるのは「当該外國法人」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外國法人の国内事業と同種」とあるのは「当該外國法人の国内事業と同種」と、第三項中「同項第二号」とあるのは「他

の次に次の二節を加える。

第七節の二 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

所得の金額を含む。)の計算上、損金の額に算入するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額(同法第一百一条第一項第一号に規定する

所得の金額を含む。)の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度

「法人」と、「外国法人が」とあるのは、当該他の「國法人が」と読み替えるものとする。

8 第一項(前項において準用する場合を含む)
次項(おへて同じ)の規定の適用がある場合に

おける第六十二条の二第一項の規定の適用については、同項中「同じ。」の類」とあるのは、「同じ。」の額(第六十六条の五第一項(同条第七項)において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入されない金額を除く。以下この条において同じ。」とする。

第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の六第一項中「外国関係会社で、」を所在する国又は地域におけるその所得に対する課される税の負担が、「法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得との区分」として政令で定める国又は地域（以下この条において「軽課税率」という。）に本店又は主たる事務所を有するもの」を「著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの」と、「以後二月を経過した日」を「翌日から一月を経過する日」に、「百分の十」を「百分の五」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

のない株式を発行している株式会社について
は、イ又はロに掲げる割合のいずれか多い割
合)が百分の五十を超えるものをいう。
イ その発行済株式等のうちに居住者(第二
条第一項第一号に規定する居住者をいい、
当該居住者と法人税法第二条第十号に規定
する政令で定める特殊の関係のある第二条
第一項第一号に規定する非居住者を含む。
ロにおいて同じ。)及び内国法人の有する直
接及び間接保有の株式等の総数又は合計額
の占める割合
ロ その議決権のある発行済株式のうちに居
住者及び内国法人の有する直接及び間接保
有の株式等(議決権のある株式に係るもの
に限る。)の総数の占める割合
第六十六条の六第四項及び第五項を削り、同条
第六項中「以後二月を経過した日」を「の翌日から
一月を経過する日」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第七項を同条第五項とする。
第六十六条の八第四項中「(政令で定める金額を
除く。)」を削る。
第六十六条の九中「及び外國法人が特定外國子
会社等に該当するかどうか」を削る。
第六十六条の十第一項中第五号及び第六号を削
り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、
同項に次の二号を加える。
七 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措
置法第二条第一項第六号に掲げる者又は同法子
会社等に規定する商工組合等 同法第
七条第四項の承認に係る同条第一項の進出計
画において定められている同条第一項第三号
に規定する新商品若しくは新技術の研究開発

八 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項に規定する製造協同組合等 同項の認定に係る同項に規定する活用計画において定められている同項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十一第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 金属鉱業事業団に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金

第六十六条の十二の見出し中「特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る」を削る。

第六十六条の十三及び第六十六条の十四を次のように改める。

第六十六条の十三 青色申告書を提出する法人が輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行の日から平成七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。終了の日に同法第二条第六項に規定する特定対内投資事業者に該当する場合において、当該事業年度の法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額（設立の日として政令で定める日以後三年を経過する日までの間に終了する各事業年度（第四十六条の三又は同条の規定に係る第

五十二条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く)において生じたもので政令で定めるものに限る。以下この条において「特例欠損金額」という。があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「五年」とあるのは「七年」として同項の規定を適用し、同法第八十一条(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における特例欠損金額で当該事業年度において生じたものに係る更正(法人税法第二条第四十三号に規定する更正をいう。以下この項において同じ。)は、国税通則法第七十条第二項の規定及び第六十六条の四第十六項の規定にかかわらず、その更正に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限(同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日)から七年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十条第五項及び第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の十三第二項欠損金の繰越期間の特例」と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の十三第二項(欠損金の繰越期間の特例)」の規定とする。

3 第一項の規定は、法人の特例欠損金額が生じた事業年度について特例欠損金額の計算に関する明細書及び同項の規定に該当する旨を証する大蔵省令で定める書類を添付した青色申告書である確定申告書(法人税法第二条第三十一号に

規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)を提出し、かつ、その後において連續して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)
第六十六条の十四 法人税法第八十一条第一項(同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、法人の平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額(同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この条において同じ。)については、適用しない。ただし、同法第八十一条第四項(同法第百四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十一条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

官報(号外)

第六十七条の四第六項中「第四十七条」を「第十六条の三」と改める。

第六十七条の五第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第六十七条の六とし、第六十七条の四の次に次的一条を加える。

(日本国有鉄道清算事業団特別債券を交換した場合の課税の特例)

第六十七条の五 法人(清算中の法人を除く。)が、各事業年度において、その有する日本国有鉄道清算事業団法第四十条第二項に規定する特別債券(以下この項において「特別債券」という。)と同項に規定する特定株式(以下この項において「特定株式」という。)との交換(政令で定めるところにより行われるものに限る。)をした場合

(当該交換により取得した特定株式の価額と当

該交換により譲渡した特別債券の価額との差額を補うための金銭を支払った場合を含む。)において、当該特定株式につき、当該事業年度において、その交換により生じた差益の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

該事業年度の所得の金額は、当該記載をした書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十八条の四 内国法人に係る法人税法第六十九条第四項に規定する外国子会社(以下この条において「外国子会社」という。)が外国孫会社(第二条第一項第二号に規定する外国法人で、当該内国法人が当該外国子会社を通じてその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式の数又は出資の金額を直接に保有していることその他の政令で定める要件を備えているものをいう。以下この条において同じ。)から受けける利益の配当又は剰余金の分配の額(これらに準ずるものとして政令で定めるもの)を含む。以下この項において「配当等の額」といって「国内に恒久的施設を有する外国法人」といって「国内に恒久的施設を有する外國法人」を「第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外國法人」(以下この条において「外國法人」という。)と加え、「同法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外國法人」を「第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外國法人」といって「国内に恒久的施設を有する外國法人」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十八条の見出し中「発行差金」を「発行差金等」に改め、同条中「規定する外國法人」の下に「(次項において「外國法人」という。)」を加え、「同法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外國法人」を「第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外國法人」といって「国内に恒久的施設を有する外國法人」に改め、同条に次の二項を加える。

第六十九条の三 第一項中「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の六十」を「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の三十五」に、「百分の六十」を「百分の五十」、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

第六十九条の三 第一項中「八百万円」を「千万円」に、「平成三年十二月三十一日」を「平成五年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七 第一項中「税務署長」の下に「(相続税法第四十四条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項及び第七十条の九第一項において同じ。)」を加える。

第七十一条中「(昭和六十一年法律第九十号)」を

受けける同項に規定する償還差益については、法人税を課さない。ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する外國法人が支払を受けるもので当該国内に恒久的施設を有する外國法人の法人税法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第三章第八節に次の二条を加える。
(外国子会社の配当等に係る外國税額控除の特例)

第六十八条の四 第一項の規定により外国子会社の所得に対する課税される外國法人の税額のうち第一項の規定により外国子会社の所得に対する課税される外國法人税の額とみなされた部分の金額又は一部につき法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後において当該外國法人税の額が減額された場合における同条第一項に規定する控除対象外國法人税の額の計算その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

2 外國法人が平成四年四月一日以後に発行され

ある国債のうち政令で定めるものにつき支払を

法第二十八条の規定の適用については、同条中「外國法人税の額」とあるのは「外國法人税の額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八条の四第一項(外国子会社の配当等に係る外國税額控除の特例)の規定によりその外國子会社の所得に対する課税される外國法人税の額とみなされるものを含む。)」と、「同項の」とあるのは「第六十九条第四項の」とする。

3 外國孫会社の所得に対する課税される外國法人税の額のうち第一項の規定により外國子会社の所得に対する課税される外國法人税の額とみなされた部分の金額又は一部につき法人税法第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた後において当該外國法人税の額が減額された場合における同条第一項に規定する控除対象外國法人税の額の計算その他第一項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の三 第一項中「百分の四十」を「百分の三十五」に、「百分の六十」を「百分の五十」、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。

第七十条の三 第一項中「八百万円」を「千万円」に、「平成三年十二月三十一日」を「平成五年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七 第一項中「税務署長」の下に「(相続税法第四十四条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項及び第七十条の九第一項において同じ。)」を加える。

第七十一条中「(昭和六十一年法律第九十号)」を削る。

官 報 (号 外)

第七十六条第二項及び第三項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改める。
第七十七条の二第一項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては、千分の二」を削り、同条第二項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改め、「又は賃借権の設定若しくは移転」及び「又は賃借権の設定又は移転の登記にあつては、千分の二」を削り、「千分の二」に改める。
第七十七条の四第一項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三十五」に改める。
第七十八条の三及び第七十九条第一項中「平成六年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三十五」に改める。
第八十一条中「昭和四十九年四月一日から平成四年三月三十日まで」を「昭和四十九年四月一日から平成六年三月三十日まで」に、「昭和五十年三月三十日まで」を「昭和五十二年三月三十日まで」に改める。

表に次の一号を加える。
三 四 農地法第七十 条の二の規定 による土地の譲与
所有権の 保存
千分の三
号中「千分の十六」を「千分の二十」に改め、同表の 第二号中又は第七十四条の二及び「又は譲与」を 削り、「千分の二十」を「千分の二十五」に改め、同 表に次の一号を加える。

和五十一年四月一日から平成六年三月三十一日までにされたものに限る。)、中小企業近代化促進法」を「平成六年三月三十一日までの間にされたものに限る。)若しくは中小企業近代化促進法」に、「昭和四十四年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「昭和四十四年四月一日から平成六年三月三十一日までにされたものに限る。)」を承認(織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十九号))の施行の日の翌日から平成四年三月三十一日までの間にされたものに限る。)」を削り、同条第三号中「千分の三十」を「千分の三十五」に改め、同条第四号中の権利」を削り、「千分の一」を「千分の三」に改める。

第八十一条の三の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和六十三年四月一日から平成六年二月三十一日まで」に、「ついては」を「係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の六とする」に改める。

第八十二条の三の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条中「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「ついては」を「係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかるわらず、千分の一とする」に改める。

第八十三条の見出し「移転登記の税率の軽減等」に改め、同条第一項中「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十

第八十六条の五を削る。

第八十六条の四の見出し中「消費税」を「個人事業者に係る消費税」に改め、同条第一項を削り、「同条第二項中「平成三年」を「平成五年」に改め、「同法第十九条に規定する課税期間をいふ。」」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第六章第一節中同条を第八十六条の五とする。

第八十六条の三の次に次の一条を加える。

(普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例)

第八十六条の四 平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの間に国内(消費税法第二条第一項第一号に規定する国内をいふ。)において行われる普通乗用自動車の譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自動車に係る消費税の税額は、同法第二十九条の規定にかかわらず、当該普通乗用自動車の譲渡又は当該普通乗用自動車の引取りに係る消費税の課税標準である金額に百分の四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが二百三十三センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を立方式センチメートルを超える)で、初めて道路運送車を有しないものを除く。)で、初めて道路運送車

四・五」と、同法第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百四・五分の四・五」とする。

5 普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の平成四年四月一日の属する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）から平成六年三月三十日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る同法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なる」とに区分した課税標準額」とする。

6 前二項に定めるものほか、普通乗用自動車に対し消費税法を適用する場合における技術的読み替えその他普通乗用自動車に対する同法の規定の適用に関する事項は、政令で定める。第八十七条第一項中（以下この条において「清酒」という。）を削り、「この項」を「この条」に改め、「（清酒にあつては、平成四年四月一日）」を削り、「千キロリットル」を「千三百キロリットル」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に改め、同条第二項を削る。

第八十八条の二第一項中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「石油製品及びガス状炭化水素（以下この条及び第九十条の七第三項第一号において「石油製品等」という。）のうち、次の各号に掲げるものを「原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）に、「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「二一エチルヘキシルアルコール」を削り、同号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち温度十五度において〇・八〇一七を超えない比重を有するもので、政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

第九十条の四第二項中「受けた揮発油」を「受けた原油、揮発油」に、「揮発油等」を「石油製品等」に改める。

第九十条の五第一項中「平成四年三月三十一日」を平成六年三月三十一日に、「前条第一項第一号」を「前条第一項第二号」に改める。

第九十条の六第一項中「平成四年三月三十一日」を平成六年三月三十一日に改める。

第六章に次の二節を加える。

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第六節 取引所税法の特例

（取引所税の非課税）

第九十五条 平成四年十月一日から平成七年三月三十日までの間に行われる先物取引等（取引所税法第二条第六号に規定する先物取引等をいう。）のうち、次に掲げるものについては、取引所税を課さない。

一 取引所税法第二条第四号に掲げる取引に該当する先物取引（同号に規定する先物取引をいう。以下同じ。）のうち、アメリカ合衆国通貨を当該先物取引に係る売買の目的とするものであつて、その対価が本邦通貨をもつて支払われるもの

二 第二十五条の改正規定、第二十五条の二に削る改正規定、第二十五条の三の改正規定及び同条に三項を加え、第二章第二節第五款中の同条を第二十五条の二とする改正規定並びに

三 第十一条の四第一項に各号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、第十八条第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、第四十二条の七第一項に各号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、第五十二条第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、第四十二条の七第一項に各号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、第五十二条第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）及び第六十六条の十第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）及び第六十六条の十第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）並びに附則第四条第五項及び第二十条第五項の規定、特定中小企業集積の活性化に関する規定、臨時措置法（平成四年法律第六号）の施行の日

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第五節 有価証券取引税法の特例（第九十三条・第九十四条））を「第五節 有価証券取引税法の特例（第九十三条・第九十四条）」に改める部分に限る。）、第一条

二 第九十五条の改正規定及び第六章に一節を加える改正規定（第六章 取引所税法の特例（第九十三条・第九十四条））に改める部分に限る。）、第一条

三 第九十五条の改正規定、第二十五条の三の改正規定及び同条に三項を加え、第二章第二節第五款中の同条を第二十五条の二とする改正規定並びに

四 第十八条第一項に二号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）、第十八条第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）及び第六十六条の十第一項に二号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）並びに附則第四条第五項及び第二十条第五項の規定、特定中小企業集積の活性化に関する規定、臨時措置法（平成四年法律第六号）の施行の日

四 第十八条第一項に二号を加える改正規定（同項第八号に係る部分に限る。）、第五十二条第一項に二号を加える改正規定（同項第八号に係る部分に限る。）

号に係る部分に限る。)、第五十五条の四第一項の表の第一号から第三号までの改正規定及び第六十六条の十第一項に二号を加える改正規定(同項第八号に係る部分に限る。)伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行

し、第三号の次に一号を加える改正規定及び第六十六条の十一第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定^{金屬鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第号)}の施行の日、第四十二条の四から第四十二条の八までの改正規定(「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に改める部分に限る)、第四十六条の改正規定、第四十六条の二の次に一条を加える改正規定、第四十八条第一項の改正規定(「第四十五条まで」の下に「若しくは第四十六条の三」を加える部分に限る)、第四十九条の改正規定、第六十四条第六項の改正規定、第六十五条の七第七項の改正規定、第六十六条の十二の見出しの改正規定、第六十六条の十三及び第六十六条の十四の改正規定(第六十五条の十三に係る部分に限る)及び第六十七条の改正規定並びに附則第二十条第二項(「第四十六条の二」とあるのは「第四十六条の三」と読み替える部分に限る)、第三十九条の四の改正規定並びに附則第二十条第二項(「第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十二条若しくは昭和六十三年改正法附則第十二条第四項」との下に、「平成四年新法第四十六条の三第一項由

第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第一項に規定する個人が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定するエネルギー環境変化対応設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第二号)による改正後の租税特別措置法(以下「平成四年新法」という。)第十条の三」と、同条第三項中「次条」とあるのは「平成四年新法第十条の三」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第十三号)以下「平成二年改正法」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、「これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第二号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

五第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第二号。以下「平成四年改正法」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」と、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額(平成四年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合に、当該金額を控除した金額)を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第三項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに平成四年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。

第四条 個人が施行日前に取得若しくは製作又は
（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

算借をした旧法第十条の四第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお從前の例による。

2 旧法第十条の四第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる個人で平成五年一月二十四日までに特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法(昭和六十一年法律第四号)第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けたものが施行日から平成五年三月三十一日までの期間内に取得若しくは製作又は貯蔵をした同表の第二号の中欄に掲げる旧法第十条の四第一項の事業基盤強化設備については、同条(同号に係る部分に限る)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同号の上欄中「うち同項第三号に掲げるもので」とあるのは「のうち」と、「個人(前号に掲げる個人に該当する者を除く。)とあるのは「個人」と、同号の下欄中「指定業種以外の業種に属する」とあるのは「当該事業転換計画に定められた事業の転換によつて行うこととなる」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の四第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第五項中「控除される金額

3 前項の規定の適用がある場合における新法第三十一条から第十条の四まで、第二十八条の三、第三十三条の六又は第三十七条の三（新法第三十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二項の二号中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四（次条から第三十七条の三までにおいて「平成四年旧法第十条の四」という。）」と、新法第十条の二第一項及び第三項並びに第十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は平成四年旧法第十条の四」と、新法第十条の四第三項中「百分の二

第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の四第十一項」とする。

係る所得の額から控除される金額がある場合には、「これらの金額」と、新法第二十八条の三第一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第三項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに平成四年旧法第十条の四」とする。

4 新法第十条の四第一項第一号から第三号まで
の規定は、これらの規定に掲げる個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、日

四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合は、「これらの金額」と、同条第五項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは控除される金額がある場合又は平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十一条の四第三項から第五項までの規定によりその年分の総所得金額に

二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十二に相当する金額（平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項若しくは第

法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。この場合において、前項後段の規定は、当該個人が同日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする当該事業基盤強化設備について準用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

5 新法第十条の四第一項第四号の規定は、個人が特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置として、(既に該事業種に属する事業の用に供した場合を除いて同じ。)に属する事業の用に供した場合を含む」とする。

法第十条の四第一項の表の第三号から第五号までの上欄に掲げる個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。強化設備についても、新法第十条の四第一項第一号から第三号までに掲げる個人が施行日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備に係る同条の規定の適用については、同項に規定する用に供した場合を除く」とあるのは、又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備に係る同条の規定の適用については、同項に規定する用に供した場合を除く」とあるのは、

じ。)をする同号に掲げる減価償却資産について、同条の規定適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

4 新法第十四条の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

6 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

7 個人が、平成五年二月二十四日までに旧法第十八条第一項第五号に掲げる法人に対し支出し

た同号に定める負担金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六条 平成四年分の所得税に係る新法第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の八(次項第二号)」とあるのは、「平成四年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)」に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八(同号)と、「金額の合計額」とあるのは、「金額との合計額」とする。

(青色申告特別控除等に関する経過措置)

第七条 新法第二十五条の二の規定は、平成五年分以後の所得税について適用する。この場合に住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第二十五条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

8 新法第三十一条の二第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十一条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

9 新法第三十四条の三第二項第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

10 新法第三十七条第一項及び第三十七条第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

11 新法第四十条の四の規定は、同条第一項に規定する特定外國子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特定外國子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

2 平成四年分以前の所得税に係る旧法第二十五条の二第一項に規定する青色申告控除額については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八条 旧法第二十五条の二第一項の選択をした

2 平成四年分以前の所得税に係る旧法第二十五条の三第一項に規定する青色申告控除額については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条第一項及び第三十七条の三第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

3 平成四年分以前の所得税に係る旧法第二十二条第一項に規定する上場株式等の譲渡については、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第三十七条の十三第一項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧法第三十七条第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

10 第十二条 新法第三十七条の十三第一項第一号、第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する公社債の譲渡又は同条第三項に規定する交換について適用する。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十七条の十三第一項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する公社債の譲渡又は同条第三項に規定する交換について適用する。

(国等に重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第十三条 施行日前に個人が行った旧法第四十条の二に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の特定外國子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第四十条の四の規定は、同条第一項に規定する特定外國子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特定外國子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

び第三項並びに新法第五十二条の三第一項中
一条又は平成四年旧法第四十二条の五第一項
と、新法第六十二条の三第十項第二号中「とす
る」とあるのは「と」、平成四年改正法附則第十一
九条第一項の規定によりなおその効力を有するもの
とされる平成四年改正法による改正前の租税
特別措置法第四十二条の五の規定の適用につ
いては、同条第二項中「並びに第六十八条の二」
とあるのは、「第六十二条の三並びに第六十八条
条の二」とする」と、新法第六十四条第六項中
「第五十二条まで」とあるのは「第五十二条まで
並びに平成四年改正法附則第十九条第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされる平成
四年改正法による改正前の租税特別措置法第
四十二条の五（第六十五条の七第七項及び第六
十七条の四第六項において「平成四年旧法第四
十二条の五」という。）と、新法第六十五条の七
第七項及び第六十七条の四第六項中「第五十二
条まで」とあるのは「第五十二条まで並びに平成
四年旧法第四十二条の五」とする。
(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償
却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第二十条 法人が施行日前に取得若しくは製作又は
は賃借をした旧法第四十二条の七第一項の表の
第一号又は第二号の中欄に掲げる同項の事業基
盤強化設備については、なお従前の例による。
旧法第四十二条の七第一項の表の第一号又は
第二号の上欄に掲げる法人で平成五年二月二
四日までに特定中小企業者事業転換対策等臨時
措置法第三条第一項に規定する事業転換計画に
係る同項の承認を受けたものが施行日から同年
四月までに特定中小企業者事業転換対策等臨時

三月三十日までの期間内に取得若しくは製作又は貯蔵をした同号の中欄に掲げる旧法第四十二条の七第一項の事業基盤強化設備については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定はない。なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第四十二条の七、第四十二条の八第一項」と「第四十六条の二」とあるのは「第四十六条の三」と、「第五十二条の三第一項」とあるのは「平成四年新法第五十二条の三第一項」と、同号の上欄中「のうち同項第三号に掲げるもので」とあるのは「のうち」と、「法人(前号に掲げる法人に該当する者を除く。)」とあるのは「法人」と、同号の下欄中「指定業種以外の業種に属する」とあるのは「当該事業転換計画に定められた事業の転換によって行う」ととなる」と、同条第二項中「第十四条の四」と「前条第二項」とあるのは「第四十二条の六第二項」と、「次条第二項」とあるのは「第四十二条の七第二項から第四項まで及び第五项、第四十二条の八第一項」と、「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第四十二条の七、第四十二条の三第一項」とあるのは「平成四年新法第五十二条の三第一項」と、同条第一項中「場合に限る」とあるのは「場合に限り、金額がある場合又は平成四年新法第四十二条の七第二項の規定により当該事業年度の所得に

対する法人税の額から控除される金額がある場合には、「これらの金額」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第四十二条の七第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの中の金額」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第二号。以下「平成四年改正法」という。)附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」とあるのは「並びに平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」と、同条第十二項中「租税特別措置法第四十二条の七第六項」とあるのは「平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十二条の三(新法第六十三条第五項及び第六十三条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十四条(新法第六十四条の二第六項及び第六十五条

第五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六项（次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項」という。）と、同条第五項第二号中「第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七（次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の七」といいう。）と、新法第四十二条の五第一項中「第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは平成四年旧法第四十二条の七」と、同条第一項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六项」と、「第五十一条」とあるのは「第五十五条若しくは平成四年旧法第四十二条の七」と、同条第二項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六项」と、「第五十一条」とあるのは「第五十七条」とあるのは「第五十五条若しくは平成四年旧法第四十二条の七」と、新法第四十二条の六第一項中「第五十一条」とあるのは「第六十八条の二並びに平成四年旧法第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六项」と、「第五十一条」とあるのは「第五十五条若しくは平成四年旧法第四十二条の七」。

新法第四十二条の七第一項第一号から第三号までの規定は、これらの規定に掲げる法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧法第四十二条の七第一項の表の第三号から第五号までの上欄に掲げる法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。この場合において、新法第四十二条の七第一項第一号から第三号までに掲げる法人が施行日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備に係る同条の規定の適用については、同項中「貸付けの用に供した場合を除く」とあるのは、「貸付けの用及び指定業種(特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第二条第二項第一号の規定に基づき指定された業種又は同項第二号の規定に基づき地域を限つて指定された業種)をいう。以下この項において同じ。」に属する事業の用に供した場合を除くものとし、現に指定業種に属する事業を営む者として政令で定める法人にあつては当該指定業種に属する事業の用に供した場合を含むとする。

新法第四十二条の七第一項第四号の規定は、法人が特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。この場合において、前項後段の規定は、当該法人が同日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする当該事業基盤強化設備について準用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十一条 新法第四十三条第一項の表の第一号
の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の八第一項の表の第八号の規定は、法人が中小企業流通業務効率化促進法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

4 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

5 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新法第四十七条第一項、第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築する同条第一項に規定する賃家住宅について適用する。

し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

7 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

8 新法第五十二条第一項の規定は、施行日以後に同項の特定組合が新法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十二条第一項の特定組合が旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

9 法人が、平成五年二月二十四日までに旧法第五十二条第一項第五号に掲げる法人に対し支出した同号に定める負担金については、同条の規定は、なほその効力を有する。

10 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第二十三条 新法第六十二条の三の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

第二十四条 新法第六十六条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する出資に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた同項に規定する出資に係る法人税については、なお従前の例による。

(内国法人の特定外國子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十五条 新法第六十六条の六の規定は、同条第一項に規定する特定外國子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第六十六条の六第一項に規定する特定外國子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

3 新法第六十三条の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する短期所業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十三条の二の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新法第六十五条の七第一項及び第十項並びに第六十五条の八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

(土地等の現物出資をした場合の譲税の特例に関する経過措置)

第二十七条 法人が旧法第六十六条の十四第一項の規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として經理した金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(日本国有鉄道清算事業団特別債券を交換した場合の譲税の特例に関する経過措置)

第二十八条 新法第六十七条の五の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する交換に係る法人税について適用する。

(外國子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)

第二十九条 新法第六十八条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する外國子会社から受ける法人税法第六十九条第四項に規定する配当等の額に係る新法第六十八条の四第一項に規定する外國子会社の所得に対する課される同項に規定する外國法人税について適用す

(鉄工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第二十六条 旧法第六十六条の十第一項第五号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

掲げる法人が平成五年二月二十四日までに取得し、又は製作した同号に定める固定資産で同項に規定する試験研究用資産に該当するものについては、同条の規定は、なおその効力を有する。

(関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の譲税の特例に関する経過措置)

第二十七条 法人が旧法第六十六条の十四第一項の規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として經理した金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(外國子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)

第二十八条 新法第六十七条の五の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する交換に係る法人税について適用する。

(外國子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)

第二十九条 新法第六十八条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する外國子会社から受ける法人税法第六十九条第四項に規定する配当等の額に係る新法第六十八条の四第一項に規定する外國子会社の所得に対する課される同項に規定する外國法人税について適用す

六十三条の二までの規定の適用についても、

同様とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部)

卷之三

中華書局影印
新編全蜀王集

改正する。

附則第十八條第五項中「昭和六十七年三月三

十一日を「平成九年三月三十一日」に改め、同

条第六項を次のように改め、同条第七項及び第

八項を削る。

6 前項の規定の適用がある場合における租税

特別指摘江第六二条の二第三項 同注第六

三卷第四項之四乙第十一三卷之二第四項南北

外國文學研究

十日後の観察では、「六十日桑の観

定(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭

和五十七年法律第八號)附則第十八條第五項

の規定を含む。)」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部)

改正

第三十八条 租税特別措置法の一部を改正する法

律(昭和六十二年法律第十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第二十条第四項の表の第一号から第四号

までの規定中「平成四年三月三十日」を「平成

六年三月十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部)

第三十九条 税特措法の一部を改正する法

官 報 (号 外)

措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の平成三年改正法」という。)附則第七条第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた当該特定市街化区域農地等の譲渡については、なお従前の例による。

改正後の平成三年改正法附則第九条第二項の規定は、居住者が施行日以後に新法第四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)
第四十五条 租税条約の実施に伴う所得税法、法

人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第三条の二の見出し中の「特例」を削り、同条中「償還差益に対する」を「償還差益(同条第七項

に規定する外国法人が同項に規定する国債につき支払を受ける同項に規定する償還差益を除く。)に対する」に改め、同条を第三条の三とし、第三条第一項中「(昭和三十一年法律第二十六号)」を削り、同条を第三条の一とし、第一条の次に次の一条を加える。

（免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付）

第三条 稟稅特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条第一項に規定する免税

芸能法人等に該当する相手国の居住者が支払を受ける同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価(同項に規定する事由を要件として租税条約の規定により所得税を免除されるものに限る。)については、所得税法第二百二十二条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項の規定の適用があるものとする。

前項に規定する相手国の居住者が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価の支払を受けた場合には、税務署長は、当該相手国の居住者に対し、政令で定めるところにより、当該対価につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条第一項の規定により徴収された所得税の額に相当する金額を還付する。

前項に規定する相手国の居住者が同項に規定する芸能人等の役務提供に係る対価のうちから租税特別措置法第四十二条第一項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は租税特別措置法第四十二条第一項の規定により徴収すべき所得税がある場合に、前項の規定による還付は、その徴収すべき所得税が国に納付された後に行うものとする。

第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十五条(租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、所得税法第二百十五条中「徴収された場合」とあるのは「徴収された場合(当該非居住者は又は外国法人が租税条約の実施に伴う所得

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条 第二項(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)の規定により当該徴収された所得税の還付を受けることができる場合を除く。」と、「同項」とあるのは「第二百二十二条第一項」とする。

る法律の一部改正)
第四十七条 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第六十六条の四」を「第六十六条の三」に改める。

第二十条第三項中「第六十六条の五第十六項」

を「第六十六条の四第十六項」に改める。
(農地法施行法の一部改正)

第四十八条 農地法施行法（昭和二十七年法律第
二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「昭和六十七年十二月三十一日」を「平成九年十二月三十日」に改め

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄

物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十九条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

正する法律(平成三年法律第九十五号)の一部を
次のように改正する。

支那の税法改正案

五項第二号及び第五十五条の七第五項第二号の改正規定中「取り消された場合」を「許可が取

り消された場合」に、「取り消され、若しくは同法」を「許可が取り消され、若しくは同法」

に、「改め、「当該登録」の下に「が取り消された日」を加え、「取り消された日」を、当該許可が取り消された日」など、「取り消され、若しくは

効力を失つた日」を「当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日」と改める。

審査報告書 法人特別税法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕二殿
大蔵委員長 竹山 裕

要領書 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度の税制改正の一環として、我が国の財政の現状にかんがみ、臨時の措置として法人特別税を創設することとし、法人の各課税事業年度の基準法人税額を課税の対象とするほか、法人特別税の課税標準、税率等税額の計算の方法を定めるとともに、法人特別税の申告及び納付の手続その他納稅義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う平成四年度の租税増収見込額は、約四千四十億円である。

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

附帯決議

一 国民の理解と信頼に基づく税制を確立するため、今後とも、公平・公正の見地から税制全般にわたり不斷の見直しを行い、特に不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化に格段の努力を行うこと。

一 各種準備金・特別償却等の企業関係の租税特徴については、政策目的及び政策効果の観点から、從来にまして徹底した整理合理化を進めるとともに、各種引当金のあり方等について引き続き検討すること。併せて、赤字法人、公益法人課税について、社会的責任及び利益負担の側面等を踏まえ、その課税のあり方を引き続き検討すること。

一 相続税については、健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配意しつつ、今後とも相続税の基本的役割である富の再分配機能を重視し、人の各課税事業年度の基準法人税額を課税の対象とするほか、法人特別税の課税標準、税率等税額の計算の方法を定めるとともに、法人特別税の申告及び納付の手続その他納稅義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

一 土地基本法の基本理念を踏まえ、土地に対する適正・公平な課税を実現するよう努めること。

一 土地基本法の基本理念を踏まえ、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ土地政策に資する観点から、地価税をはじめとする土地税制改革の円滑な実施を図るとともに、地価税の創設に伴う増収分の用途について、地価税創設時の論議、その他の諸事情を踏まえ、引き続きその具体的検討を進めること。

一 複雑、困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

右決議する。

法人特別税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成四年三月十八日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

法人特別税法案

目次
第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 課税標準(第九条)

第三章 税額の計算(第十一条 第十五条)

第四章 申告及び納付等(第十二条 第十一条)

第五章 雑則(第十六条 第十八条)

第六章 罰則(第十九条 第二十四条)

附則

(趣旨)
第一章 総則

第一条 この法律は、我が国の財政の現状にかかる。

第一条 この法律は、我が国の財政の現状にかかる。
がみ、臨時の措置として法人特別税を課税するため、その納稅義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 法人税法(昭和四十年法律第三

十四号) 第二条第三号に規定する内国法人をいう。

二 外国法人 内国法人以外の法人をいう。

三 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

四 指定期間 平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの期間をいう。

五 事業年度 法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

六 法人特別税申告書 第十二条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)をいう。

七 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第二十条四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定をいう。

(人格のない社団等に対する適用)

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(納稅義務者)

第四条 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人特別税を納める義務がある。

(課税の対象)

第五条 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、法人特別税を課する。

(基準法人税額)

第六条 この法律において「基準法人税額」とは、法人的法人税の課税標準である各事業年度の所

得の金額(法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年

度の所得の金額を含む。)につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十七条から第七十条の二まで及び第一百四十四条の規定並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三章第五節の三及び第六十八条の二の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

第七条 この法律において「課税事業年度」とは、法人の指定期間内に終了する事業年度をいう。

2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

一 事業年度の変更その他の事由により、指定期間内に満たない法人及び当該月数の合計が二十四月を超える法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）これらの法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

二 指定期間内に新たに設立された法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）指定期間内に最初に終了する事業年度の月数の合計が二十四月に満たない法人及び当該月数の合計が二十四月を超える法人（次号から第五号までに掲げる法人を除く。）これらの法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度

三 法人税法第一条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間内に同条第一号に規定する収益事業を開始したもの（次号及び第五号に掲げる法人を除く。）その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

四 指定期間に内に法人税法第一百四十二条第一号から第三号までに掲げる外国法人又は同条第四号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）その該当する

こととなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度

五 指定期間に内に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間に内に合併により設立された法人第一号又は第二号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度

3 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（納税地）

第八条 法人の法人特別税の納税地は、当該法人の法人税法第一編第六章の規定による法人税の納税地とする。

第二章 課税標準

（各課税事業年度の法人特別税の課税標準）

第九条 法人特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年四百万円を控除した残額とする。

3 課税事業年度が一年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年四百

万円」とあるのは、「四百万円を十二で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した

金額」とする。

4 第七条第二項各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第二項の規定にかかわらず、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。

一 第七条第二項第一号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後二年を経過する日までの期間

二 第七条第二項第二号から第四号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間

3 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（課税標準及び税額の申告）

三 第七条第二項第五号に掲げる法人 前二号に定める期間に準ずるものとして政令で定め

る期間

4 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に

満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第三章 税額の計算

（税率）

2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課

税標準法人税額に百分の一・五の税率を乗じて計算した金額とする。

（外国税額の控除）

3 法人税法第七十五条及び第七十五条の二（こ

れに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した

課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項の控除限度額を超えるときは、

前項の規定を適用して計算した当該課税事業年度の法人特別税の額のうち当該内國法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに對応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の法人特別税の額から控除する。

2 法人税法第六十九条第六項、第七項及び第九項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（課税標準及び税額の申告等）

第十二条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に對し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額

二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前章の規定を適用して計算した法人特別税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 法人税法第一百四十五条において準用する同法第七十四条第一項の規定は、外国法人の前項の規定による申告書の提出期限について準用す

る。

3 法人税法第七十五条及び第七十五条の二（これらに當該課税事業年度の月数を乗じて計算した

る場合を含む。)の規定は、法人の第一項の規定による申告書の提出期限について準用する。

による申告書の提出期限について準用する。

租税特別措置法第六十六条の三の規定は、前項において準用する法人税法第七十五条の二（同法百四十五条において準用する場合を含

(法人特別税の期限内申告による納付)
による申告書に係る課税事業年度の法人特別税
について適用する。

二 法人特別税申告書に記載すべき第十二条第一項

一項第一号又は第二号に掲げる金額

一項第一号又は第二号に掲げる金額

(青色申告)

申告書及び当該申告書に係る修正申告書につい
ても、青色の申告書により提出することができる
る。

第十三条 前条第一項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人特別税を国に納付しなければならない。

(代表者等の自署押印)

次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、そ

（当該職員の質問検査権）
係る修正申告書について準用する。

の修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定

第十七条 国税庁の当該職員又は法人の納稅地を所轄する稅務署若しくは國稅局の當該職員は、

に係る事業年度後の課税事業年度の法人特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該課税

法人特別税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他

事業年度に係る第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の

の物件を検査することができる。

提出又は更正があった場合には、その申告又は
更生後の金額）が過大となるときについて準用

る税務署若しくは国税局の当該職員は、法人特別税に関する調査について必要があるときは、

一 法人税法第二条第三十一条に規定する確定申告書に記載すべき同法第七十四条第一項第一号から第五号まで（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）に属する金額

法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者は、その事業に関する帳簿書類を検査することができる。

		所得に対する法人		所得に対する法人特別税法及び当該各事業年度の法人特別税法に規定する課税標準	
国税通則法		第十五条规定第二項第三号		第十五条规定第二項第二十一項第二十二条	
二 前項に定めるもののほか、法人税又は法人特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。		法人税		法人税	
建物の区分所有等に関する法律(昭和三十九年法律第百九十九号)	(地方自治法(昭和二年法律第百七十七号))	第五十三条第九項	第五十三条规定第一項	第六十五条第三項	第二項
六十九号)	六十九号)	第八百二十一項	第八百二十一項	第七十五条第四項	第二号
第四十七条第十項	第二百六十条の二	法人税に	控除限度額及び 控除限度額と法人税法(平成四年法律第百二十六号)第十一條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	又は法人税法 、法人税法又は法人特別税法 、法人税、法人特別税	加算した金額 、加算した金額(法人特別税法(平成四年法律第百二十六号)第十一條第一項に規定する政令による控除をされたべき金額があるときは、当該金額を加算した金額)
		法人税に	控除限度額及び 控除限度額と法人税法(平成四年法律第百二十六号)第十一條第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額	又は法人税法 、法人税法又は法人特別税法 、法人税、法人特別税	加算した金額(法人特別税法(平成四年法律第百二十六号)第十一條第一項に規定する政令による控除をされたべき金額があるときは、当該金額を加算した金額)

二　法人税又は法人特別税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更生決定等(以下この号及び次項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされる場合において、当該法人税又は法人特別税と納稅義務者及び事業年度が同一である他の法人特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四十二条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の法人特別税又は法人税についてされた更生決定等は、当該法人税又は法人特別税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更生決定等とみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第十一條第一項に規定する内國法人の指定期間内に最初に終了する課税事業年度に係る法人臨時特別税の額がある場合における同項の規定により控除される金額の計算、法人特別税に係る税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の法令の規定の技術的読替えその他この法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第十九条 偽りその他不正の行為により、第十二条第一項第二号に規定する法人特別税の額につき法人特別税を免れた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この章において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

2 前項の免れた法人特別税の額が五百万元を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万元を超えてその免れた法人特別税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二十条 正当な理由がなくて第十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第一百五十二条第一項から第三項までの規定に違反した者は又はこれらの規定に違反する法人特別税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

二十二條 法人特別税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十九条、第二十条又は第二十二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第十九条第一項の違反行為

につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

八 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

九 附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制を確立するため、今後とも、公平・公正の見地から税制全般にわたり不斷の見直しを行い、特に不公平税制の是正、資産課税の一層の適正化に格段の努力を行うこと。

一 複雑、困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも待遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行なうこと。

十 決議する。

相続税法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

大蔵委員長 竹山 裕

一 委員会の決定の理由

本法律案は、相続税法上の土地の評価の適正化に伴う相続税等の負担調整等を図るため、遺産に係る基礎控除の引上げ、相続税の税率区分

一 相続税について、健全な個人資産の形成と國民生活の安定に配意しつつ、今後とも相続税の基本的役割である富の再分配機能を重視し、適正・公平な課税を実現するよう努めること。

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十八条」に改め、「第七章 削除」を削り、「第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第八章」に改める。

第十五条第一項中「四千万円」を「四千八百万円」に、「八百万円」を「九百五十万円」に改める。

第十六条の表を次のように改める。

一、費用

本法律施行に伴う平成四年度の租税減収見込額は、約二千九百九十億円である。なお、土地の相続税評価の適正化に伴う増収額は、約一千九百九十億円と見込まれている。

十一 決議する。

きその具体的検討を進めること。

一 複雑、困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、職務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも待遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行なうこと。

十二 決議する。

相続税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月十八日

参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 横内 義雄

七百万円以下の金額
七百万円を超える四百万円以下の金額
一千四百万円を超える二千五百万円以下の金額
二千五百万円を超える四千万円以下の金額
四千万円を超える六千五百万円以下の金額
六千五百万円を超える一億円以下の金額
一億円を超える一億五千万円以下の金額
一億五千万円を超える二億円以下の金額
二億円を超える二億七千万円以下の金額
二億七千万円を超える三億五千万円以下の金額
三億五千万円を超える四億五千万円以下の金額
四億五千万円を超える十億円以下の金額
十億円を超える金額

百分の十
百分の十五
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分的三十五
百分的四十
百分的四十五
百分的五十
百分的五十五
百分的六十
百分的六十五
百分的七十

第二十一条の七の表を次のように改める。

百五十万円以下の金額
二百五十万円を超える二百萬円以下の金額
二百萬円を超える三百五十万円以下の金額
三百五十万円を超える四百五十万円以下の金額
四百五十万円を超える六百万円以下の金額
六百万円を超える八百万円以下の金額
八百万円を超える千萬円以下の金額
千萬円を超える一千五百万円以下の金額
一千五百万円を超える二千五百万円以下の金額
二千五百万円を超える四千万円以下の金額
四千万円を超える一億円以下の金額
一億円を超える金額

百分の十 百分的十五 百分的二十 百分的二十五 百分的三十 百分的三十五 百分的四十 百分的四十五 百分的五十 百分的五十五 百分的六十 百分的六十五 百分的七十

第三十九条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、「者は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「贈与税」を「相続税」と、「政令の定めるところにより、金銭で一時に」「金銭で」と、「添え」を「添付し、当該納期限までに、又は納付すべき日に」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「前条第三項」を「前条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 前二項の規定は、前条第三項の納稅義務者が同項の規定による延納の許可を申請する場合及び税務署長が同項の延納に係る許可又は却下をする場合について準用する。この場合において、第一項中「相続税」とあるのは「贈与税」と、前項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第三項」と読み替えるものとする。

第三十九条第五項中「又は前項」を「前項において準用する場合を含む。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「因り」を「より」に、「前二項」を「この場合において、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「因り」を「より」に、「聞いた」を「聴いた」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第四十五条から第四十八条まで 削除
第五十二条第三項中「第三十九条第七項」を「第三十九条第六項」に、「取消」を「取消し」に改め、第八章を第七章とする。

第九章を第八章とする。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 改正後の相続税(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、平成四年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(相続税の申告書の提出期限等に関する経過措置)
第三条 平成四年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に相続又は遺贈により財産を得た者又はその者の相続人(包括受遺者を含む。次項において同じ。)が、新法第二十七条第

第二十三条中「借地権」の下に「又は民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権」を加える。
第二十七条第一項及び第二項、第二十九条第一項並びに第三十一条第二項中「六月」を「十月」に改める。
第三十五条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「六月」を「十月」に改める。

第三十八条第一項中「超える場合」を「超え、かかる場合」に改め、「申請により」の下に「その納付を困難とする金額を限度として」を加え、同条第三項中「金額で一時」とを「納期限までに、又は納付すべき日に金額で」に改める。

第四十一条第一項中「相続税額」の下に「延納」と改める。

第四十四条 国税通則法第四十三条第三項の規定により国税局長が延納又は物納に関する事務の引継ぎを受けた場合におけるこの章の規定の適用については、同章中「税務署長」とあるのは、「国税局長」とする。

一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、これらの規定中「十月以内」とあるのは、同条第一項の相続の開始が

あつた日が次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間	六月を経過する日又は平成四年十一月三十一日のいづれか遅い日まで
二 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間	七月を経過する日又は平成五年十月三十一日のいづれか遅い日
三 平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間	八月を経過する日又は平成六年十月三十一日のいづれか遅い日まで
四 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間	九月を経過する日又は平成七年十月三十一日のいづれか遅い日まで

2 前項の規定は、特例期間内に贈与により財産を取得した者の相続人が、新法第二十八条第二項により適用する新法第二十七条第二項の規定により申告書の提出期限について準用する。この場合において、前項中「これららの規定」とあるのは「新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項」と、「同条第一項の相続の開始」とあるのは「新法第二十九条第一項及び同条第二十八条规定の贈与」と読み替えるものとする。

3 新法第二十九条第一項及び同条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定によりなお前項の例によることとされる旧法第三条の二に規定する事由が生じた場合における新法第二十九条第一項及び同条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、これらの規定中「十月以内」とあるのは、これらの事由が生じた日が第一項の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 特例期間内に新法第三条の二に規定する事由が生じた場合における新法第二十九条第一項及び同条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、これらの規定によりなお前項の例によることとされる旧法第三条の二に規定する事由が生じた日が第一項の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 特例期間内に新法第三十五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事由（同項第一号の規定は、平成四年一月一日以後に新法第三条の二に規定する事由又は前条の規定によりなお前条の例によることとされる改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第三条の二に規定する事由が生じた場合について適用し、同日前に同条に規定する事由が生じた場合については、なお從前の例による。）が生じた場合は、新法第二十七条第一項の相続の開始（以下この項において同じ。）が生じた場合における新法第三十五条第二項に規定する決定又是更正については、同項中「十月」とあるのは、これらの事由が生じた日が次の表の上欄に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間	六月を経過する日又は平成四年十一月三十一日のいづれか遅い日
二 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間	七月を経過する日又は平成五年十月三十一日のいづれか遅い日
三 平成六年一月一日から同年十二月三十一日までの間	八月を経過する日又は平成六年十月三十一日のいづれか遅い日
四 平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの間	九月を経過する日又は平成七年十月三十一日のいづれか遅い日

（延納又は物納に関する事務の引継ぎに関する経過措置）

第四条 新法第四十四条の規定は、この法律の施行の日以後に同条の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受ける場合について適用する。

審査報告書

関税税率法等の一部を改正する法律案右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

大蔵委員長 竹山 裕

参考意見

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、原油等の関税率を引き下げる

ことともに、平成四年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るほか、保税地域制度について、輸入関連施設が集積した地域を対象と

一、費用

本法律施行に伴う平成四年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約八十五億円である。

一、附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、多角的自由貿易体制の維持・強化及び世界経済の安定的成長に引き続き貢献するとの観点から、ウルグアイ・ラウンドが成功裡に終結することと認めること。

二 一関税率の改正に当たっては、我が国の貿易動向等をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業への影響に十分配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

著しい国際化の進展等による貿易量及び出入
国者数の伸長等に伴い税関業務量が増大するな
かで、その迅速かつ的確な処理に加え、麻薬・
覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物
品等の水際における取締りの強化が、国際的・
社会的要請として一層強まっていることにかん
がみ、新たな業務処理体制による税関業務の一
層効率的、重点的な運用に努めるとともに、税
関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期
的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとよ
り、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の
努力を行うこと。
右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
関税定率法等の一部を改正する法律案
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成四年三月二十六日

衆議院議長 櫻内義雄
參議院議長 長田裕二殿

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

戻す」に改め、同条第三項中「記帳義務」を「保管庫についての記帳義務」に、「前項」を「前項」に改め、「貨物について」の下に「同法第六十二条の十二（総合保税地域についての記帳義務）」の規定は同項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ「を加える。

別表第一「一〇・〇〇円中」、「キロリットル
七〇九〇円」を「無税」に改める。
別表第二「一〇・〇〇円中」、「一〇〇円」を
「一〇〇円」、「一、九一〇円」を「一、八
六〇円」、「一、八四〇円」を「一、七九〇円」
、「一、七一〇円」を「一、六七〇円」、「六
七〇円」を「六五〇円」、「四八〇円」を「四六〇
円」、「四一〇円」を「四〇〇円」に改める。

第二条 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 保稅展示場(第六十二条の二—第六十二条の七)」を「第六節 保稅展示場 第七節 総合保稅地場(第六十二条の二—第六十二条の七)」に改める。

条第一号中「保税倉庫」を「保税倉庫又は総合保税地域」に、「第三十四条」を、総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号又は第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為がされたもの、第三十四条に「第二号」を「次号」に、「(外國貨物を置くことの承認)」を「(保税倉庫に外國貨物を置くことの承認)」又は第六十二条の十(総合保税地域に外國貨物を置くこと等の承認)に

料課税)」を「第六十条第一項(原料課税)(第六十一条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」に、「同項」を「第六十二条(保税工場)において準用する第六十条第一項」に、「外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用すること」を「外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第一号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をすること」に改め、同条第三号中「許可」の下に「(これら)の規定を第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。」を加え、「第三号の二」を「次号」に改め、同条第三号の二中「保税展示場に入れられた」を「保税展示場又は総合保税地域に入れられた」に、「保税展示場における」を「保税展示場又は貨物等を入れることの届出)の規定による届出」を加え、同条第四号中「若しくは保税展示場」を「保税展示場若しくは総合保税地域」に、「第五号」を「次号」に改め、同条第五号中「承認された時」の下に「(第六十三条第一項後段の規定により括して運送の承認を受けた場合にあつては、当該承認に係る外国貨物が発送された時)」を加える。

条第一号中「掲げる時」を「定める時」に改め、同様に「保稅倉庫若しくは総合保稅地域に置かれた外國貨物」を「保稅工場若しくは総合保稅地域に置かれた外國貨物又は保稅工場若しくは総合保稅地域における第五十六条第一項(保稅工場の許可)に規定する保稅作業による製品である外國貨物」に改める。

第六条の二第一項中「及び第六十条第一項(利子税)に規定する利子税」を削り、「当該各条」を「同条」に改める。

第十一条第二項中「及び利子税」を削り、「二条第一項ただし書」の下に「(延滞税の額の計算の特例)」を加え、同条第三項中「前条第一項第四号」を前条第一項において準用する国税通則法第五十条第六号(担保の種類)」に改める。

第十三条第二項中「次の各号の区分」を「次の各号に掲げる区分」に「掲げる日」を「定める日」に改め、「及び利子税」を削る。

第二十九条中「及び保稅展示場の五種」を「保稅展示場及び総合保稅地域の六種」に改める。
第三十一條第一項中「保稅展示場」の下に「総合保稅地域」を加える。

第三十三条中「保税工場」の下に「及び総合保税地域」を加える。

第三十四条中「但し、第四十五条第一項但書」を「ただし、第四十五条第一項ただし書」に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を「第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(保税地帯)」に改める。

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十一条第一項(貨物の出し入れ)の指定を受けた指定保税地域において、前項に規定する貨物につき同項第一号に掲げる行為を行ふ場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ税関長に届け出ることを要しない。

第四十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「保税上屋」を「保税地域」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第二号中「終り」を「終わり」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第三号中「禁」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第四号中「前三号の一」を「前三号のいずれか」に改め、同条第五号中「充分な」を「十分な」に改め、同条第七号中「見込」を「見込み」に、「少い」を「少ない」に改める。

官報(号外)

第七節 総合保税地域

(総合保税地域の許可)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設

(次項において「一団の土地等」という。)で、政令で定めるところにより、税関長が許可したものとし。

次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものとし。

次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものとし。

一 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ

二 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む。)

三 外國貨物の展示又はこれに関連する使用(これららの行為のうち政令で定めるものに限る。)

六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘査して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるること。

(外国貨物を置くことができる期間)

第六十二条の九 総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、当該総合保税地域に当該貨物を置くことが承認された日から二年とする。

(外国貨物を置くこと等の承認)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から一月を超えて当該総合保税地域に置こうとする場合又は当該貨物につきその入れた日から一月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超

越する場合は、該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外国貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保税地域に入れる。

第六十二条の十一 外國貨物のうち、総合保税

状況に照らし、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められること。

五 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人(当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合に、その者を含む。次号において同じ。)が

屋の許可の要件)に掲げる場合に該当しなは、その者を含む。

第四十三条第一号から第四号まで(保税上屋の許可の要件)に掲げる場合に該当しないこと。

六 当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘査して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるること。

(外国貨物を置くことができる期間)

第六十二条の十三 総合保税地域の許可を受けた法人が第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第四十五条第一項本文(保税上屋の許可を受けた者の閑税の納付義務)又は第六十二条第五項(保税工場の許可を受けた者の閑税の納付義務)の規定により外国貨物に係る閑税を納める義務を負うこととなつた場合において、当該貨物が消失し、若しくは滅却された時又は当該貨物が当該総合保税

地域から出された時に当該総合保税地域において当該貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該管理していた者は、当該法人と連帶して当該閑税を納める義務を負う。

(記帳義務)

第六十二条の十二 総合保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外國貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

(貨物の管理者の連帯納税義務)

第六十二条の十三 総合保税地域の許可を受けた法人が第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第四十五条第一項本文(保税上屋の許可を受けた者の閑税の納付義務)又は第六十二条第五項(保税工場の許可を受けた者の閑税の納付義務)の規定により外国貨物に係る閑税を納める義務を負うこととなつた場合において、当該貨物が消失し、若しくは滅却された時又は当該貨物が当該総合保税

地域から出された時に当該総合保税地域において当該貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該管理していた者は、当該法人と連帶して当該閑税を納める義務を負う。

(許可の取消し等)

第六十二条の十四 税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外国貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保税地域に入れる。

第六十二条の十一 外國貨物のうち、総合保税

地域において販売され、又は消費される貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるものを当該総合保税地域に入れようとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならない。

第六十二条第一項中「加工貿易」を「貿易」に、「且」を「かつ」に改め、同条第三項中「第五十九条の二第一項(原料課税)」を「前条第一項」に改める。

第四章に次の二節を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額に応じるための措置を講ずるとともに、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開発銀行に設けられる多数国間投資基金に対する拠出について所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴う国際金融公社への出資限度額は六千百三十八万ドル(約八十億円)であり、これを三年均等分割による国債で払い込む予定である。また、多数国間投資基金に対する拠出は、年間一億ドル(約百三十五億円)、五年間で計五億ドルであり、これを国債により払い込む予定である。なお、平成四年度における拠出については、平成四年度一般会計予算の予算総則において拠出限度額を百三十五億二千八百万円と定めている。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

平成四年三月二十七日
衆議院議長 櫻内 義雄

平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案外五件

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
第一条 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

5 前各項の規定により出資することができる金額のはか、政府は、公社に対し、六千百三十八万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(国債による出資等)
第二条 政府は、前条第五項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する國債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として國債を発行することができる。

(国債による出資等)
第二条 政府は、前条第五項の規定により公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する國債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として國債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第十条第三項から第七項まで(国債の発行条件、償還等)の規定は、前項の規定により発行する國債について準用す

る。この場合において、同条第三項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と読み替えるものとする。

(米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)
第二条 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5 前各項の規定により出資することができる金額のはか、政府は、公社に対し、六千百三十八万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案)
第二条 第二項中「特別業務基金」の下に「若しくは中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため銀行に設けられる多数国間の基金」を加える。

う融資等を返済原資とする短期資金融資制度の創設を行うほか、外国において円建て債券を発行できる等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う日本輸出入銀行の政府保証による平成四年度の外債における円建て債券発行額は、回収金等二千四百七十五億円の内数として計上されている。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月二十六日
参議院議長 長田 裕二殿

衆議院議長 櫻内 義雄

平成四年三月二十七日
参議院議長 長田 裕二殿

大蔵委員長 竹山 裕

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四号中「含む。以下「重要物資等」」に改め、「輸入」の

又は技術(以下「重要物資等」)に改め、「輸入」の

下に「又は受入れ」を加え、同条第六号中「又は本邦人」を「若しくは本邦人」に改め、「(次号に規定する外國法人を除く。)」を削り、「外國政府等」の

下に「若しくは外國の銀行」を加え、「又は貸し付ける」を「若しくは貸し付け」に改め、同条第六号中「又は本邦人」を「若しくは本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部

号中「本邦法人又は本邦人が株式又は持分の全部を所有している外國法人を含む。」を削り、同条

第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号中

円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

「資金の貸付」を「資金の貸付け」に、「受入」を「受け入れ」に、「重要物資の輸入」を「重要物資等の輸入」若しくは「受入れ」に、「基く」を「基づく」に、「第十八条第一号から第四号まで又は第九号」を「第十八条第一号から第四号まで又は第十号」に、「これ八条第一号から第四号まで又は第十号」に、「これ

る」を「超える」に改め、同条第四項中「同条第十一号から第十三号まで」を「同条第十一号から第十四号まで」に、「同条第十号」を「同条第十一号」に、「同条第十四号」を「同条第十五号」に、「同条第十三号又は第十四号」を「同条第十四号又は第十五号」に

改め、同条に次の一項を加える。

は、その貸付金の償還期限が一年以内である場合に限り、行うことができる。

第二十二条中「重要物資の品目」を「重要物資等の品目又は種類」に改める。

第二十四条第一項中「第十八条第十号」を「第十

第三十九条の二の見出しを「(外貨債券等の発
第八条第一号)に改める。

行」に改め、同条第一項中「次条第二項」を「第四十条第二項三、「以下「外貿債券等」を「又は外国

を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券

(次条第二項を除き、以降「外貨債券等」)に改め、

「外貨債券等」に改め、同条の次に次の二条を加え

(政府保証) る。

第三十九条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制度、開拓十ら法律（昭和二十二年三月三日法律）

政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算

をもつて定める金額（国際復興開発銀行等から

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は
外国との経済交流を促進するため、外国政府又
は外国の居住者において当該外国の国際收支
上の理由により輸入その他の対外取引を行な
ことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要
があると認められる場合において、国際通貨基
金その他の国際機関又は当該外国以外の二
以上の国の政府、政府機関若しくは銀行（次
条第三項において「国際通貨基金等」という。）
が当該外国の経済の発展を支援するための資
金（次条第三項において「経済支援資金」とい
う。）の供与を行うまでの間、当該外国の政
府、政府機関又は銀行に対して、大蔵大臣の
認可を受けて、当該輸入その他の対外取引の

報 (号外)

の次に次の二号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は
外国との経済交流を促進するため、外国政府又

は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行う

ことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要

があると認められる場合において 国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二

以上の国の政府、政府機関若しくは銀行（次
条第三項において「国際通貨基金等」という。）

が当該外国の経済の発展を支援するための資金（次条第三項において「経済支援資金」とい

う。)の供与を行うまでの間、当該外国の政

府 政府機関又は銀行に対して、大蔵大臣の認可を受けて、当該輸入その他の対外取引の

卷之三

(日本開発銀行法の一部改正)

3

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「債券」の下に「次条第三項を除き、」を加える。

第三十七条の三第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の二項を加える。

3 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第三十九条の三第一項の規定により同法第三十九条の二第一項に規定する外貨債券等につき政府が保証契約をする場合に

は、当該保証契約をする外貨債券等については、政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約ができる債券とみなして、第一項の規定を適用する。

(日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例

等に関する法律の一部改正)

4 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)」を「日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)」とし、「同法」を「旧日本輸出入銀行法」と改める。

第三条中「日本輸出入銀行法」及び「同法」を「旧日本輸出入銀行法」に改める。

〔竹山裕君登壇、拍手〕

○竹山裕君 ただいま議題となりました六法律案

につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、小規模宅地等についての相続税の課税の特例を拡充するとともに、普通乗用自動車の消費税の税率を二年間四・五%とするほか、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

次に、法人特別税法案は、二年間の措置として法人税額のうち四百万円を超える部分に対し二・五%の税率で課税することとしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案は、土地の相続税評価の適正化に伴い、相続税の課税最低限の引き上げ、相続税及び贈与税の税率適用区分の幅の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行の業務に技術の受け入れに整等を行おうとするものであり、相続税の課税最低限の引き上げ、相続税及び贈与税の税率適用区分の幅の拡大等、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社への追加出資及び米州開発銀行内に新設される多數国固投資基金への拠出について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行の業務に技術の受け入れに対する貸し付け等を追加するとともに、ユーロ円債を発行できることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

は、原油等の関税率を引き下げるとともに、暫定関税率の適用期限の延長等を図るほか、総合保税地域制度を新設する等の改正を行おうとするものであります。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、国際金融公社への追加出資及び米州開発銀行内に新設される多數国固投資基金への拠出について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、日本輸出入銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

次に、相続税法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

次に、相続税法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

次に、相続税法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院交付)

○議長(長田裕二君) 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

次に、相続税法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

次に、相続税法等の一部を改正する法律案、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を一括して採決いたしました。

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

○議長(長田裕二君) 以上、御報告申し上げます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長山本正和君。

審査報告書

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

参議院議長 長田 裕二殿 建設委員長 山本 正和

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを併せ増進するため、琵琶湖総合開発特別措置法の有効期限を平成九年三月三十一日まで、さらに五箇年間延長しようと認め、おおむね妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、五箇年間に要する国費として、おおむね二千二百億円が見込まれている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、水質の回復と保全、自然の生態系の復元と資源維

持に十分の配慮をするとともに、調和のとれた生活環境の整備、産業文化の創造に留意すること。

二、琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、事前に環境に与える影響等を十分を調査し、関係住民の意向が反映されるよう努めること。

三、琵琶湖総合開発事業の実施に当たっては、計画的な推進が図られるよう留意するとともに、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、交付税、地方債等の財源措置について十分な配慮を行うこと。

四、異常渇水時及び洪水時における洗堰の操作については、滋賀県知事の意向を尊重しつゝ関係府県知事との調整を図ること。

五、琵琶湖及びその流入河川の水質を保全するため、工場排水規制及び生活排水対策の推進、下水道の整備促進等、湖沼の水質の保全に関する措置の充実に努めること。

六、将来における近畿圏の水需要の均衡を図るために、工業用水の合理的利用、不水処理水の再利用等、水利用の合理化・高度化の促進を図ること。

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案

第六十四号の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」と、「平成四年度」を「平成九年度」に改める。

附則第六項の前見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第六項の前見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第六項の前見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第六項の前見出し並びに附則第七項及び第九項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(平成四年度の特例)

2 平成四年度の年度計画の作成については、琵琶湖総合開発特別措置法第四条第一項中「その年度の開始前まで」とあるのは、「琵琶湖総合開発計画の変更後遅滞なく」とする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

4 この法律は、公布の日から施行する。

(平成四年度の特例)

5 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

6 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

7 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

8 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

9 この法律は、公布の日から施行する。

振興臨時措置法に基づく対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を平成九年三月三十一日まで、五箇年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約一千六百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆三千億円の見込みである。

右の本院提出案をここに送付する。

平成四年三月二十六日

参議院議長 長田 裕二殿 衆議院議長 横内 義雄

○山本正和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案は、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁し

官報号外

た水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、同法の有効期限を五カ年間延長しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を五カ年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

○議長(長田裕二君) これより可決すべきものと決定する法律案の採決をいたします。

まず、琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたし

ます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

委員会を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法に基づく対策事業を引き続き実施するため、同法の有効期限を五カ年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 永田良雄君。

審査報告書
松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日 農林水産委員長 永田 良雄 参議院議長 長田 裕二殿

一、委員会の決定の理由
要領書
本法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松

林に異常な被害が依然として発生している状況

にかんがみ、特に保護すべき松林及びその松林と一体的に被害対策を進めるべき松林を明確に

するとともに、補完的な駆除措置の導入及び樹種転換の促進を図り、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成四年度一般会計予算に計上されている松林保全総合対策費八十一億九千二百五円のうちから支出される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するとともに、次の事項の実現に万全の意を期すべきである。

一 松くい虫等による異常な被害を早急に終息させるとともに、地域の被害状態を十分に把握した上で総合的な被害対策が適切かつ効果的に実施できるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制をさらに充実、強化するとともに必要な予算を確保し、本法の目的が達成されるよう万全の努力を行うこと。

五年間に、環境保全への国民的関心が高まつてることを重視し、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、樹幹注入、天敵利用等の方法を選択し、被害の終息に努めること。今後の制度運用に当たっては、その趣旨が地域の実施者へより一層徹底するよう努力すること。そのため、その運用基準を明確化すること。

三 国、都道府県及び市町村は、総合的に被害対策のため地域の自主的な取り組みを促進し、松林の重要性や被害の状況とその防除方法等について地域住民、松林所有者への普及啓発に努めるとともに、その支援に努めること。

四 特別防除については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺の松林においては、原則として、これを実施しないこと。

五 特別防除の実施に当たっては、地域住民の意見を十分反映できる構成員をもつて協議会を開催し、特別防除の必要性、薬剤の安全性、人畜への危険防止、環境への影響について周知徹底を図り、生活環境及び自然環境の保全に留意しつつ慎重に実施すること。

六 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めるとともに、その実施によって被害が発生した場合においては、直ちに特別防除を中止し、その原因究明に努め適切な措置をとることとすること。特別防除により被害が生じた場合は、国家賠償法等に基づく円滑な損害補償を行うこと。さらに、薬剤の飛散等が生活環境と自然環境に及ぼす影響について引き続き必要な調査を行うこと。

七 樹種転換については、新たな山造りを進める観点を含め長期的な視点に立つて計画的に行っていくものとし、都道府県、市町村、森林組合等が必要とする予算措置、技術指導及び労働力の確保に努めること。

八 松の枯損メカニズムについて、引き続いてその徹底究明に努めるとともに、天敵鳥類の活用による防除の推進を図るほか、誘引剤の利用

等、環境保全と調和しやすい新しい防除技術の早期実用化を図ること。また、選抜育種の一層導入による抵抗性品種の育成及びその供給体制の整備等育種事業の充実に努めること。さらに、松の枯損被害についても、手入れ不足等による松の不健全化や酸性雨等の影響について調査研究を推進すること。

第三条第一項中「昭和六十二年度」を「平成四年度」に改め、同条第二項第一号中「樹木」の下に「又は松くい虫が付着しているおそれがある松の樹木（枯死しているものに限る。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

三条第一項第一号の規定による命令(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に係るものに限る。)をするに際し、又は命令をした後において、松くい虫が運ぶ線虫類により當該松林に発生している被害の状況からみ

特別措置法第十条の二第一項」と読み替えるものとする。

四 樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換に関する基本的な事項

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

四 樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換に関する基本的な事項

第四条第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林の区域

第四条の二第二項中「松林群」の下に「の区域及び当該松林又は松林群」を加える。

第三条第一項「森林の面積」を「森林公有林」と規定する
松林又は被害拡大防止松林の面積がその面積の過半を占める」に「に掲げるもの」の規定による

る法律案

する法律

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「次に掲げる松林」を「高度公益

能松林」に改め、同項各号を削り、同項を同条

六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条三項の次に次の一項を加える。

この法律において「樹種転換」とは、松林を保護し、及びその有する機能を確保するために行

第九条の三の見出しへ「樹種転換を特に促進すべき松林の公表」に改め、同条中「第三条第二項第四号に規定する措置」を「樹種転換」に改め、同条を第九条の六とし、第九条の二の次に次の三条を加える。

森林病害虫等防除法第三条第二項から第八項まで及び第四条の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三条第二項中「第八条」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十条の二」と、同条第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同条第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第九条の三第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同条第七項中「左の」とあるのは「第一号」と、同項第一号イ中「第三項各号」とある

2 森林病害虫等防除法第三条第三項から第八項まで及び第四条の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三条第二項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同法第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第九条の四第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同法第七項中「左に」とあるのは「第一号」と、同法第一号イ中「第三項各号」と

補完戈到亟余命命等

○は「第二項第一号、第二項及び第三項一二」、同

あるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四条第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同条第二項中「第八条第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十条の二第一項」と読み替えるものとする。

(森林組合等に対する樹種転換に関する助言等)

第九条の五 都道府県知事は、都道府県実施計画の達成上必要があるときは、森林組合又は森林整備法人(分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号に掲げる森林整備法人をいう。)に対し、これらの者が行う樹種転換に関する規程の設定その他の樹種転換の促進に資する措置に関する必要な助言、指導及び勧告をすることができる。

第十一条の二第一項中「又は第四条の四第一項」を「第四条の四第一項、第九条の三第一項又は第九条の四第一項」に改め、「緊急伐倒駆除に要する費用」の下に「及び第九条の四第一項又は同条第二項において準用する同法第四条第一項の規定により都道府県知事が行う補完伐倒駆除に関する措置に要する費用」を加える。

第十二条中「又は第九条の二第一項」を「第九条の二第一項」に、「緊急伐倒駆除について、同法を「緊急伐倒駆除又は第九条の三第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四条第一項若しくは伐倒駆除に關する措置について、同法に「緊急

伐倒駆除について、それぞれを緊急伐倒駆除又は第九条の四第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四条第一項の規定による補完伐倒駆除に関する措置について、それぞれに、「又は同法第九条の二第一項」を「同法第九条の二第二項」に改め、「緊急伐倒駆除を行う場合」の下に又は同法第九条の三第一項若しくは同条第二項において準用する前条第一項若しくは同法第九条の四第一項若しくは同条第二項ごとに準用する前条

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
右は多數をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

また、森林・林業・林産業を活性化するため、流域を基本単位として、森林整備水準の向上、国産材产地形成等を図る流域管理システムを確立していく上で、森林組合に流域林業の中核的役割を担うことが期待されている。そのため、技術向上等に必要な教育、指導の推進によるとともに、地域振興のための技術者の養成に努めることともに、リーダーともなりうる森林組合職員の人材の確保に努めること。

二 林業後継者の育成に資するため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制・林業試験研究機関の整備、グループ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、その他有効な施策の充実を図ること。

林業労働者を確保するため雇用の安定、労働基準法の完全適用、社会保険への加入促進、福利厚生施設の整備等労働条件の向上、労働安全衛生の確保に努めるとともに、高性能林業機械の導入を図ること。

四 間伐対策については、その緊急性にかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、森林所有者等が共同して行う計画的な間伐の実施、間伐材の需要開拓等を努め

た
ること

手としての森林組合の組織経営基盤を強化するため、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。
一 森林組合の合併の促進に当たっては、組合の実態、地域の実情等に基づいた適切な助言、指導を行い、個々の森林組合自体が意欲をもつて取り組めるよう努めること。

手としての森林組合の組織經營基盤を強化するため、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林組合の合併の促進に当たっては、組合の実態、地域の実情等に基づいた適切な助言、指導を行い、個々の森林組合自体が意欲をもつて取り組めるよう努める」と。

五 森林災害共済については、対象森林の構成の変化、異常災害の発生、加入率が低いままに推移していること等を考慮し、林業経営の安定化を図るという観点から、共済加入の拡大と健全な運営を図るとともに、森林国营保険と併せて、長期的展望を踏まえつつ、将来の経営及び

平成四年三月二十七日 参議院会議録第七号

仕組みのあり方にについて引き続き検討を行うこと。

右決議する。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十

六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 合併後の組合に係る森林施業の共同化その

他森林施業の合理化に関する計画

第三条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、総代会を設けている組合にあつて

は、その総代の半数以上が出席する総代会において、その議決権の三分の二以上の多数による

議決によることができる。

第三条第三項中「昭和六十七年三月三十一日」を

「平成九年三月三十一日」に改める。

第四条第二項中「みだす」を「満たす」に改め、同項第二号中「適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができる」と認められること」を「適

当であること」に改め、同項に次の二号を加える。

る。

三 合併後の組合の事業経営に関する計画が、次に掲げる計画と調和したものであること。

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九

号）第五条第一項の地域森林計画

ロ 合併後の組合の地区内の森林の全部又は

一部が森林法第十条の八第一項の市町村森林整備計画の対象とする森林であるときには、当該市町村森林整備計画

四 合併後の組合がその事業経営に関する計画を確実に達成することができると認められる

こと。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年

十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項、第十八条第七項及び第二

十三条第十六項中「平成四年三月三十一日まで

の間に森林組合合併助成法」を「平成九年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法」に改め

る。

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（長田裕二君）これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。また、森林組合合併助成法改正案は、合併及び事業経営計画の提出期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査いたしましたが、その質疑の主なものは、松くい虫被害の発生状況、薬剤の空中散布についての見解、樹種転換による防除の推進、森林組合の合併推進のあり方、森林組合の現状と課題等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に対し必ず反対である旨の発言がありました。

続いて、採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に對しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上二案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

○議長（長田裕二君）御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山口哲夫君。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山口哲夫君。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

ます。

○議長（長田裕二君）御異議なし」と呼ぶ者あり

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長田裕二君）過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長（長田裕二君）過半数と認めます。

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかかるが、地方税負担の適正合理化を図るために個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかかるが、地方税負担の適正合理化を図るために個人住民税所得割の非課税限度額の引上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の

税率等の特例措置並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例措置の適用期限の延長等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、今後ますます増大する国際化・高齢化社会等に対応する行政需要、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一、地方団体の自主的かつ責任ある行政運営を推進するに重要な自主財源である地方税源の拡充を図るため、国と地方の機能分担に応じた税源の再配分を検討するとともに、総合課税への移行を展望しつつ利子課税・株式譲渡益課税等について適切な見直し等の措置を講ずること。また、地方団体の行政需要の増加にかんがみ、住民負担に配慮しつつ課税自主権の強化に努めること。

二、税制の簡素化・税負担の公正化を図るため、非課税等の特別措置については、引き続き積極的に整理・合理化等の見直しを推進すること。とりわけ、事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置については、所得課税との均衡を図るとともに、いわゆるマスコミ等七業種に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置についても、その適正化を図ること。

三、事業税の分割基準については、税収の地域間

格差の拡大に対応し、地方への配分を強化するため見直しを行うこと。また、法人事業税について税収の安定的確保を図るために、地方団体の要望も強い外形標準課税の導入を積極的に検討すること。

四、土地税制については、引き続き資産に対する適正な課税に努めるとともに、評価の適正化を図り財源の安定的確保に資すること。なお、固定資産税の評価替えに当たっては、住宅用地・居住用家屋等に対する負担軽減措置を講ずること。また、都市計画税についても、住宅用地に係る負担の軽減を検討すること。

五、国民健康保険会計に対する市町村の負担の増大の現状にかんがみ、国保財政の安定化並びに加入者負担の抑制に資するため、国はその責任を果たすべく一層の努力をするとともに、国保財政安定化支援事業等の趣旨に沿つて、一般会計からの適切な繰入れを推進すること。

六、個人住民税については、負担分担の性格を踏まえつつ、中低所得者の税負担の軽減を図るため、引き続き課税最低限の引上げ等の検討に一段の努力を行うこと。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月十二日
衆議院議長 櫻内 義雄

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の五第三項中「法人」を「道府県民税の利子割に係る更正、決定若しくは加算金の決定、法人に改める。

第二十三条第一項第四号中「百四十四条」の下に「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二百一十六号)第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「(昭和三十一年法律第二百六号)」を削る。

第三十四条第一項第五号の四中「同社」を「日本赤十字社」に改める。

第五十三条第三項中「第六十二条の三第一項」の下に「若しくは第七項」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「又は同法」を「同法」に改め、「係る施設療養」の下に「又は同法の規定によつて老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護」を加える。

第七十三条の二十七の五第一項中「商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会」を「若しくは商店街振興組合」に、「若しくは商工組合連合会」を「商工組合連合会若しくは商店街振興組合連合会」に、「又は商工組合連合会」を「商工組合連合会若しくは商店街振興組合連合会」に改める。

第七十三条の二十七の七の見出し中「土地改良区」を「土地改良区等」に改め、同条第二項中「又は若しくは」を「若しくは」に、「前項」を「第一項の換地を取扱した場合又は前項の法人が同項」に改め、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 道府県は、農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う營利を目的としない法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項(農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第三百九十二条第一項第四号中「百四十四条」の下に「租税特別措置法第四十二条第二項において読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

第三百四十九条の三第一項中「三分の一」の下に「(当該償却資産のうち物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の二分の一)」を、「三分の二」の下に「(当該償却資産のうち物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者がその用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の四分の三)」を加える。

同条第十五項中「又は改良」を「若しくは改良又はトネルの新設」に改め、同条第二十三項中「一分の一」を「四分の一」に改める。

五百八十六条第一項第一号中トを削り、チをトとし、リをチとし、同項第一号の九の次に次の一号を加える。

一の十 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一年号）第十二条第一項の規定

により工業等開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区及び同法第二十三条

第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域において、同法第二条第三項に規定する工業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するも

のを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政

令で定める建物の敷地の用に供する土地（こ

れと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）並びに同条第二項に規定する離島において、集会施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

第五百八十六条第二項第一号ホ中「井戸で」の下に「平成四年一月一日以後に」を加え、「指定地域」を「指定地域となつた地域」に改め、同号中リを削り、ヌをリとし、同項第十三号を次のように改める。

附則第三条の二中「第六十六条の四」を「第六十六条の三」に改める。

附則第三条の二中「十五万円」を「十九万円」に改める。

附則第六条第三項を削り、同条第四項中「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第二号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び」を「又は第六十三条の二第一項の規定」を「若しくは第六十三条の二第一項の規定」に改め、「規定中」の下に「第四十二条の七第六項」とあるのは

附則第八条の二中「第六十六条の四」を「第六十六条の三」に改める。

附則第八条の二中「第六十六条の三」を「第六十六条の二」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の二」を「第六十六条の一」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の一」を「第六十六条の零」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の零」を「第六十六条の一」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の一」を「第六十六条の零」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の零」を「第六十六条の一」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の一」を「第六十六条の零」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の零」を「第六十六条の一」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の一」を「第六十六条の零」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第八条の二中「第六十六条の零」を「第六十六条の一」に改め、「第一三項」とし、同条第五項を第四項とし、第六項を三項とし、同条第六项を第五項とし、第六項を六項とする。

附則第九条の二第一項中「附則第十五条第二十

項」を「附則第十五条第二十一項」に、「二十年」を「十五年」に、「十三年以内」を「十八年以内」に改める。

附則第十条第二項及び第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二中「平成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「昭和六十一年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「五分の二」を「五分の一」に改め、同条第三項及び第四項を「平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に改め、同条第五項中「平成二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年三月三十一日まで」に改め、「五分の一」を「五分の二」に改め、同条第六項を「平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「二分の一」に改め、同条第八項から第十一項まで及び第十三項中「平成四年三月三十一日を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第十七項中「昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日まで」に、「五分の二」を「五分の一」に改め。

附則第十二条の三第一項中「平成三年度分及び四年度分」を「同年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「及び第五項」を「第五項及び第七項」に、「適合する自動車で自治省令」を「適合する自動車又は同条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「昭和六十三年規制適合車」を「昭和六十三年規制適合車等」に、「適合しない自動車で自治省令で定めるもの」を「適合する自動車で政令で定めるもの（第五

項及び第七項において「昭和五十四年規制適合車」という。）に改め、「場合」の下に「（自治省令で定める場合を除く。）」を加え、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年年度分及び平成五年度分」に改め、同条第四項中「又は同条第三項各号」と、同条第五項を「若しくは同条第三項各号」と、同条第五項に改め、同条第五項中「適合する自動車で自

の一項を加える。

前項の規定は、第七十三条の二十七の六第一項の法人が中山間地域事業（同項に規定する農業者の経営の定着発展を促進することを目的とした実施計画に基づいて実施されるもの）。

により、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に第七十三条の二十七の六第一項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対する課する不動産取得税について準用する。

附則第十二条の三第一項中「平成三年度分及び四年度分」を「同年度分及び平成五年度分」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「及び第五項」を「第五項及び第七項」に、「適合する自動車で自治省令」を「適合する自動車又は同条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「昭和六十三年規制適合車」を「昭和六十三年規制適合車等」に、「適合しない自動車で自治省令で定めるもの」を「適合する自動車で政令で定めるもの（第五

項及び第七項において「昭和五十四年規制適合車」という。）に改め、「場合」の下に「（自治省令で定める場合を除く。）」を加え、「平成二年年度分及び平成三年度分」を「平成四年年度分及び平成五年度分」に改め、同条第四項中「又は同条第三項各号」と、同条第五項を「若しくは同条第三項各号」と、同条第五項に改め、同条第五項中「適合する自動車で自

治省令」を「適合する自動車、同条の規定により平成四年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成六年十月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で、政令」に、「平成元年規制適合車」を「平成元年規制適合車等」に、「同法第四十一条の規定により昭和五十四年四月一日以後に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるもの」を「昭和五十四年規制適合車」に改め、「場合」の下に「(自治省令で定める場合を除く)」を加え、「平成二年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条に次の二項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以後に適用されるべきものとし

て定められた排出ガス保安基準に適合する自動

車で政令で定めるもの(以下本項において「平成二年規制適合車」という。)に対し課する自動

車税の標準税率は、昭和五十四年規制適合車に

つき自治省令で定める期間内に同法第十五条第

一分の二」を「三分の一」に改め、同条第六項を次

一 営業用
二 自家用
年額 七千五百円
一万三百円

8

前項の規定のある場合における第百四

十七条第三項から第五項までの規定の適用について、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項又は附則第十二条の三第七項」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号又は同条第七項各号」と、同条第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項若しくは附則第十二条の三第七項又は第一項」とあるのは「前項(同条第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、

「第一項各号」とあるのは「第一項各号若しくは同条第七項各号」と、同条第五項中「自動車以外」とあるのは「自動車(附則第十二条の三第七項に規定する自動車を含む。)」と、「同項第一号」と、「前各項」とあるのは「第一項第一号」と、「前各項」とあるのは「前各項又は同条第七項」とする。

附則第十四条中「平成二年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改める。

附則第十五条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成三年度」を「平成五年度」に改め、同条第五項中「井戸」の下に「平成四年一月一日以後に」を加え、「指定地域内」を「指定地域となつた地域内」に、「平成二年度分及び平成三年度分」を「平成四年度分及び平成五年度分」に改め、同条中第三十

一項を第三十三項とし、第三十九項を第三十二項とし、同条第二十九項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「政令で定められるものの」の下に「(次項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の

一項を加える。

31 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する施設整備事業により平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に新設

した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で、令で定めるもの(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供するものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の二の規定にかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十五条第二十八項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に改め、「規定する道路」の下に「(以下本項において「許可」という。)」を、「許可」の下に「(以下本項において「道路」という。)」を、「代えて電線を」の下に「当該許可」という。」を、「代えて電線を」の下に「(以下本項において同じ。)」を、「電線を含む。」と、「電線を含む。」を、「(以下本項において同じ。)」又は「上空に電線(自治省令で定めるものを除く。)」を、「(以下本項において同じ。)」が「(以下本項において同じ。)」ではない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設した償却資産(これらの方が平成四年四月一日以後に許可を受けた者の用に供しているものに限る。)で、「に改め、「第三百四十九条の二第一項の規定」の下に「又は第二十一項、次項若しくは第三十一項の規定を、「四分の三」の下に「(当該償却資産のうち機械その他の設備のうち昭和六十一年三月三十一日までに工業用水法第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する当該井戸に代えて当該工場用水道又は水道を当該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一」を「三分の一」に改め、同条第六項を次のように改める。)

109

「三分の一」を「四分の三」と改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十五項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日から平成五年三月三十一日まで」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第一十二項中「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」を「平成三年四月一日（当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあっては、平成四年四月一日）から平成五年三月三十一日まで」に改め、「（当該機械その他の設備のうち自治省令で定めるものにあっては、五分の三）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「平成三年度」を「平成八年度」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「平成三年度分」を「平成三年度から平成五年度までの各年度分」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「平成三年一月一日」を「平成五年一月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「昭和六十四年一月一日から平成三年一月一日まで」を「平成三年一月一日から平成五年一月一日まで」に改め、「三分の一」を「四分の三」と改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」を加える。

8 公共の危害防止のために設置された前条各号に掲げる施設若しくは設備のうち既存の当該施設若しくは設備に代えて設置するもので公共の政令で定めるもの（昭和六十二年四月一日以後において設置されたものに限り、第三百四十九条の三第三項又は第十九項の規定の適用を受けたものを除く。）又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかるわらず、平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税に限り、当該施設又は設備に係る固定資産税額又は都市計画税額（第三項において「仮算定税額」という。）として課税するための施設で政令で定めるものに対して課するものとみなして当該市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市町村長が認める場合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（第三項において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後ににおいて、当該市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税の算定（以下本項及び次項において「本算定」という。）をした場合には、運営なく、その旨を納稅者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下本項及び次項において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは第十七条又は第十八条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納稅義務者の未納に係る地方税額とみなして当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区（次条第一項において「生産緑地地区」という。）の区域内の農地に該当することとなることその他の政令で定める事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市町村長が認める場合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（第三項において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収すること。

一 納稅通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るものは、附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の三、第十九条の四、第三項において「仮算定税額」として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、又は当該仮に算定した額を含むものであつたない場合においては本算定が行わたれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当

該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金

に充當するものであること。

第一項の規定により徵収する固定資産税又は
都市計画税について滞納処分をする場合には、
当該市街化区域農地について第二項の規定によ
る通知が行われる日までの間は、財産の換価
は、することができない。

第二十九条の三の二 市街化区域農地に係る平成四年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、

市町村長は、平成三年度分の固定資産税又は都
市計画税について地方税法及び国有資産等所在
市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三

年法律第七号) 第二条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の五第十四項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地その他の政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税については、当該固定資産税又は都市計画税

の納税者の申請に基づき、当該市街化区域農地
が平成四年十二月三十一日までに生産緑地地区
の区域内の農地に該当することとなることその
他の政令で定める事由により市街化区域農地以
外の農地となることが確実であると市町村長が
認める場合には、当該固定資産税又は都市計画
税に係る納期限から平成四年十二月三十一日ま
での期間、当該市街化区域農地に係る固定資産
税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に
係る農地課税相当額との差額に相当する額に係
る地方団体の徴収金の徴収を猶予することがで
きる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定

農地以外の農地とならないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

市町村長は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合においては、その猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

第十五条第四項、第十五条の二第二項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項の規定による徴収の猶予について準用する。

附則第二十九条の六に次の一項を加える。

附則第二十九条の三の二及び第二十九条の三の規定は、市街化区域農地のうち平成三年度に係る賦課期日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)第二条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の七第一項の規定の適用があるものが、平成四年度に係る賦課期日ににおいて同項の規定の適用を受けるべき要件に該当しないこととなつた場合について準用する。この場合において、附則第二十九条の三の二第一項及び第二十九条の三の三第一項中「平成三年度分の固定資産税又は都市計画税につて地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法

資産税又は都市計画税が課される市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに市街化区域農地以外の農地とならないことが明らかとなつたときは、当該徵収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金の全部又は一部についてその徵収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徵収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徵収の猶予の取り消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徵収金を納付しなければならない。

市町村長は、第一項の規定による徵収の猶予をした場合においては、その猶予した税額に係る延滞金額中当該徵収の猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。

第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項の規定による徵収の猶予について準用する。

の一部を改正する法律(平成三年法律第七号)等二条の規定による改正前の地方税法附則第二十九条の五第十四項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けた市街化区域農地その他の政令で定めるもの」とあるのは、「市街化区域農地」と読み替えるものとする。

附則第三十二条の二第四項を削り、同条第五項中「平成四年三月三十日」を「平成六年三月三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十三項中「八年以内」を「十年以内」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第十一項」に、「附則第三十二条の二第九項」を「附則第三十二条の二第八項」に改め、同項を同条第八項として、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三十二条の二第二項中「平成五年度」を「平成七年度」に、「平成四年三月三十日」を「

附則第三十一条の五第一項中「平成四年三月二十一日」を平成五年三月二十一日に改め、同条第三項中「平成六年三月二十一日」に改め、同条第三項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第三十二条第一項及び第三項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め

基準（以下「本項」）の下に「及び次項」を加え、「と」という。）に適合する自動車で自治省令」を」という。）に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令」に、「昭和六十三年規制適合車」を「昭和六十三年規制適合車等」に改め、「又は同条の規定により平成元年十

一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で自治省令で

定めるもの(以下本項において「平成元年規制適合車」という。)を削り、「適合しない自動車で自治省令による「適合車」の認定を受けていないもの」、「乙種車」或

「今」を「適合する自動車で政令」に改め、「又は平成元年規制適合車」を削り、「取得した場合」の下に「（自治省令で定める場合を除く。）」を加え、「平成

「平成四年四月一日から平成六年三月三十日まで」を
「平成四年四月一日から平成六年三月三十一日ま

5 で】に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車

で政令で定めるものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課

する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六

百九十九条の八及び第二項の規定にかかるわざ、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二

項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除し

た率とする。
一 平成四年四月一日から平成五年九月三十日
まで 百分の一

二 平成五年十月一日から平成六年二月二十日まで 百分の〇・一

附則第二十二条の第一項中「平成四年四月一日」を「平成六年四月一日」に、「平成四年分」を「平成六年分」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同

三項から第十一項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項」四項から第十三項まで「を「附則第三十二条の三第三項」「から第三項まで」と、「若しくは第一項」を「から第三項まで」と、「附則第三十二条の三第二項」を「附則第三十二条の第三第三項」に改め、「第七百一条の三十四 又は附則第三十二条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」の下に「昭和六十一年法律第四号」を加え、「平成四年三月三十日まで」を「平成四年四月一日以後」に、「同日後政令で定める期間を経過する日（次条第一項において「事業転換完了日」という。）」を「平成五年二月二十四日」に改め、「限り」の下に「第七百一条の三十二第一項の規定にかかるわざ」を加え、「第七百一条の三十二第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項前段中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

特別措置法第二十三一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域において同法第二十四条第一項の規定による認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者で政令で定めるもの(以下本項及び次条第八項において「認定事業者」という。)が当該認定に係る事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るもの(新築又は増築で当該施設に係る認定事業者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。)

同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項中「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」の下に「昭和六十一年法律第四号」を加え、「平成四年三月三十日まで」を「平成四年四月一日以後」に、「同日後政令で定める期間を経過する日（次条第一項において「事業転換完了日」という。）」を「平成五年二月二十四日」に改め、「限り」の下に「、第七百一条の三十二第一項の規定にかかるらず」を加え、「第七百一条の三十二第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項前段中第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第四項」に、「当該事業に係る事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分まで」を「平成五年二月二十四日までに終了する事業年度分」に、「当該事業に係る事業転換完了日の属する年分」を「平成四年分」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第六項中「前条第九項」を「前条第九項」に改め、同条第七項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第八項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条第十七項を第二十項とし、第十六項を第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 事業所用家屋で第九項に規定する施設に係る事業を行なう者が建築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者に係る事業所税の課税標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年二月三十日までに行われたとき限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所税に限り、当該新築又は増築に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に限る部分に限る))の規定の適用を受けるもの(これを除く。)から当該面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第十五項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当該事業に係る事業転換元了日以後に最初に終了する事業年度分まで」を「平成五年二月二十四日までに終了する事業年度分」に、「当該事業に係る事業転換完了日の属する年分」を「平成四年分」に、「第一項」を「第三項」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同条第四項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第五項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条第六項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第七項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改め、同条中第十七項を第二十項とし、第十六項を第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 事業所用家屋で第九項に規定する施設に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行なう者が建築主であるものに対して課する新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年二月三十一日までに行われたとみなす限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税)に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものと除く。)から当該面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準

同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「平成四年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、構造転換円滑化臨時措置法の下に「昭和六十二年法律第二十四号」を加え、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「産業第十項前段中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 前条第十三項に規定する施設に係る事業所等のうち平成四年四月一日から平成六年三月三十日までの間に新設されたものにおいて当該施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるもの)を除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課

税標準となるべき事業所床面積の算定について

は、当該事業が法人の事業である場合には平成

五年四月一日以後に最初に終了する事業年度分

まで、当該事業が個人の事業である場合には平

成五年分までに限り、当該施設に係る事業所等

に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業

に適用を受けるものを除く。以下本項において同

じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の

三に相当する面積を控除するものとする。この

場合においては、第七百一条の四十一第八項の

規定を準用する。

附則第三十三条の二を次のように改める。

附則第三十五条の五を削り、附則第三十五条の

六を附則第三十五条の五とする。

附則第三十七条を削り、附則第三十六条の二を

附則第三十七条の二削除。

附則第三十五条の五を削り、附則第三十五条の

六を附則第三十五条の五とする。

附則第三十八条第一項から第六項まで、第八項

及び第十項中「平成四年二月三十日」を「平成六年三月三十日」とする。

附則第三十九条第一項中「附則第三十二条の三第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に改め、同条第十一項中「附則第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に改め、同条第十二項中「平成四年二月三十日」を「平成六年三月三十日」に改める。

附則第三十九条第一項中「附則第三十二条の三第三十二条の三第十一項」を「附則第三十二条の三第十四項」に、「附則第三十二条の三第三項から第十一項まで」を「附則第三十二条の三第四項から第十三項まで」に改める。

附則第三十二条の二第四項から第十三項までに改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第三十五条の二の改正規定及び附則第三十五条の

五を削り、附則第三十五条の六を附則第三十五

条の五とする改正規定並びに附則第三十三条第二項及び第十四条の規定は平成六年四月一日から、附則第三十二条の三の二第七項の次に二項

を加える改正規定(同条第九項に係る部分に限

る。)及び同条第十八条の次に一項を加える改正

規定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正す

る法律(平成三年法律第九十五号)の施行の日か

ら施行する。

(更正、決定等の期間制限に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)

第十七条の五第三項の規定は、平成四年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同項の法定納

期限が到来する道府県民税の利子割又は道府県

民税の利子割に係る加算金について適用し、施

行日前に当該法定納期限が到来した道府県民税

の利子割に係る更正、決定又は加算金の決定を

することができる期間については、なお従前の

例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 新法附則第三条の三第一項及び第二項の

規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府

県民税について適用し、平成三年度分までの個

人の道府県民税については、なお従前の例によ

る。

新法第五十三条第三項(租税特別措置法(昭和

三十一年法律第二十六号)第六十二条の三第一項及び第七項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年

項及び第七項の規定に関する部分に限る。)の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条

定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成

三年度分までの固定資産税については、なお従前

の例による。

新法第三百四十九条の三第一項の規定は、平

成三年一月一日以後に変電所又は送電施設の用

に新たに供された同項に規定する償却資産に対

して課する平成四年度以後の年度分の固定資產

税について適用し、平成三年一月一日までに変

電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第

三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に

対して課する固定資産税については、なお従前

の例による。

新法第三百四十九条の三第十五項の規定中ト

ンネルの新設により敷設された線路設備等に關

する部分は、昭和六十四年一月二日以後に敷設

された当該線路設備等に対して課する平成四年

度以後の年度分の固定資産税について適用す

る。

旧法附則第十五条第五項に規定する機械その

他の設備(平成三年一月一日までに新設された

ものに限る。)に対して課する平成四年度分及び

平成五年度分の固定資産税については、同項の

規定は、なおその効力を有する。この場合にお

いて、同項中「平成二年年度分及び平成三年度分」

とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」

である。

と、「四分の一」と該機械その他の設備のうち昭

和六十一年三月三十日までに工業用水法第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に

存する当該井戸に代えて当該工業用水道又は水道を當該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一」とあるのは「三分の一」とする。

旧法規則第十五条规定第七項に規定する償却資産のうち悪臭物質の排出を防止するための償却資産（平成三年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「悪臭防止用設備」と

いう。)に對して課する平成四年度分及び平成五

五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成元年四月一日から平成三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十一条八項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成元年四月一日から平成三年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

⁴ 有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号との地区又は地域において製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお從前の例による。

旧法第五百八十六条第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成五年一月二十四日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお從前の例による。

税については、なお従前の例による。
2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
新增設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二
二第二項に規定する新增設に係る事業所税をい
う。以下この項及び次項において同じ。）に関する
部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋
（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定
する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項
において同じ。）の新築又は増築に対しても課すべ
き新增設に係る事業所税について適用し、施行
日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に
対して課する新增設に係る事業所税について
は、なお従前の例による。

年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、悪臭防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」と

昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項及び第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条规定する固定資産税については、なお従前の例によ

平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十

3 地の取得に対する課税
3-1 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中、土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対し課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成四年前の年分の個人の事業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対する課する事業に係る事業所

る事業のうち、同項に規定する事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する事業転換完了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 昭和六十四年一月一日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 地の取得に対する課税
3-1 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中、土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日以前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対し課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成四年前の年分の個人の事業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対する課する事業に係る事業所

る事業のうち、同項に規定する事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する事業転換完了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 昭和六十四年一月一日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三十三条の四第十七項の規定は、平成四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十五条の五の規定は、平成五年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

(みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 旧法附則第三十三条の二第一項に規定する租税特別措置法第二十五条の二第一項の選択をした者の平成五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十六条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のようにより改正する。

附則第三条第三項中「平成四年」を「平成五年」

に改め、同条第六項中「平成四年三月三十一日」と、「昭和六十五年三月三十一日」とあるのは

「平成四年三月三十一日」を「農用地整備公団」と「昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」とあるのは「平成四年四月一日から

平成六年三月三十一日」と、「五分の二」とあるのは「五分の一」に改める。

法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第十項に後段として次のようないかれる。

この場合において、同項中「一分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第十項に後段として次のようないかれる。

この場合において、同項中「一分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第十九条の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六条のうち地方税法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十二項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のようにより改正する。

設し若しくは改良し、又は「を削り、「若しくは改良した」を「又は改良した」と、「平成四年三月三十一日まで」を「平成六年三月三十一日まで」と、「農用地開発公団又は農用地整備公団」と、「昭和六十五年三月三十一日」とあるのは

月三十一日まで」を「平成六年三月三十一日まで」と、「農用地開発公団又は農用地整備公団」と、「昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」とあるのは

「平成四年三月三十一日」を「農用地整備公団」と「昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」とあるのは「平成四年四月一日から

平成六年三月三十一日」と、「五分の二」とあるのは「五分の一」に改める。

法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち地方税法附則第十五条第七項の改正規定中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を

「第十五条第一項」に改め、同条第七項に改め

る。

農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第十九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のようにより改正する。

附則第六条のうち地方税法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十二項」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のようにより改正する。

設し若しくは改良し、又は「を削り、「若しくは改良した」を「又は改良した」と、「平成四年三月三十一日まで」を「平成六年三月三十一日まで」と、「農用地開発公団又は農用地整備公団」と、「昭和六十五年三月三十一日」とあるのは

「平成四年三月三十一日」を「農用地整備公団」と「昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」とあるのは「平成四年四月一日から

平成六年三月三十一日」と、「五分の二」とあるのは「五分の一」に改める。

法律(昭和六十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち地方税法附則第十五条第七項の改正規定中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を

「第十五条第一項」に改め、同条第七項に改め

る。

農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第十九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第十二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のようにより改正する。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

地方行政委員長 山口 哲夫

参議院議長 長田 裕二殿

及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)の一部を

正する法律(平成三年法律第九十五号)の一部を改め

次のように改め

附則第十四条のうち地方税法附則第十五条第七項の改正規定中「附則第十五条第七項」を「附

則第十五条第六項中「第十二条第五項第一号」を

「第十五条第一項」に改め、同条第七項に改め

る。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成四年度一般

会計予算に約千六百万円が計上されている。

警察法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成四年三月二十六日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 横内 義雄

警察法の一部を改正する法律案
警察法の一部を改正する法律

警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部
を次のように改正する。

第十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条
第二項中「保安部」の下に「及び暴力団対策部」を加
える。

第二十条第三項中「保安部」を「各部」に改める。
第二十三条第一項第七号中「警衛及び」を削り、
同項に次の一号を加える。

八 暴力団対策に關すること。

官報号外

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警衛に關すること。
第二十三条に次の一項を加える。

3 暴力団対策部においては、第一項第八号に掲
げる事務をつかさどる。

第二十四条中「左の」を「次に」に改め、第一号を
第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警衛に關すること。

第二十六条の見出しを「(課の設置等)」に改め、
同条に次の二項を加える。

2 警察庁の課に、課長(至りにあつては、室長)を
置く。

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事
務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課

(課に準する室を含む。)の所掌に属しない事務
の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長
に準ずるものを置くときは、これらの設置、職
務及び定数は、政令で定める。

第三十四条第三項中「及び局長(通信局長を除く。)」を「局長(通信局長を除く。)及び部長」に改
めること。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

地方行政委員長 山口 哲夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、完全週休一日制を実施するた
め、地方公共団体の休日としてすべての土曜日

を定めることとする等の措置を講じようとする
ものであり、妥当な措置と認める。

意見を述べること。

別表第一第十七号の三中「他の都道府県又は市
町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした

場合においてその委託に要する費用を一時繰替え
支弁し」を削り、同表第十八号中「身体障害者の
入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を

削り、同表第十八号の二中「精神薄弱者の援助の
委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を削り、

本法施行のため、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。
二十六の六 国民年金法(昭和三十四年法律第百
四十一号)の定めるところにより、地域型基

平成四年三月二十六日

衆議院議長 横内 義雄

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律
「基幹道路整備事業又は公共下水道幹線幹渠等整
備事業を実施し」に改め、同表第一号の九の次に
次の一号を加える。

附則第六条を次のように改める。
第四条の二第二項第一号中「条例で定める土曜
日」を「土曜日」に改める。

附則第六条 削除

別表第一第一号の三十中「基幹道路を整備し」を
「基幹道路整備事業又は公共下水道幹線幹渠等整
備事業を実施し」に改め、同表第一号の九の次に
次の一号を加える。

二の十 スペイクタイヤ粉じんの発生の防止に
関する法律(平成二年法律第五十五号)の定め
るところにより、指定地域の指定等について
意見を述べること。

別表第一第十七号の三中「他の都道府県又は市
町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした

場合においてその委託に要する費用を一時繰替え
支弁し」を削り、同表第十八号中「身体障害者の
入所の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を

削り、同表第十八号の二中「精神薄弱者の援助の
委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を削り、

別表第一中第二十五号を第二十四号の二とし、
同号の次に次の一号を加える。

二十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)の定めるところにより、全国森林計画

について意見を述べ、及び森林整備協定の締
結に關する協議を行ふこと。

別表第一第二十五号の七中「行う」を「行い、並
びに海洋水産資源の自主的な管理に関する協定が
適当である旨の認定に關する事務等を行ふ」に改
め、同表第二十六号の十九中「住宅地等」を「住宅
及び住宅地」に改め、「定めるところにより、」の下
に「住宅及び住宅地の供給に關する基本方針につ

金の設立委員の任命について意見を述べること。

別表第一第二十一号の五中「雇用開発促進地
域、特定雇用開発促進地域、特定雇用
機会不足地域又は」に「並びに地域雇用開発計画」
を「及び地域雇用機会増大計画又は地域雇用環境
整備計画」に改め、同表第二十一号の九の次に次
の一号を加える。

二十一の十 特殊土じよう地帯災害防除及び振
興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)
の定めるところにより、特殊土じよう地帯対
策事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第二十二号の三を次のように改める。
二十二の三 市民農園整備促進法(平成二年法
律第四十四号)の定めるところにより、市民農
園の整備に關する基本方針を定め、市民農
園区域の指定等について同意を与え、及び市
町村が定める交換分合計画の認可に關する事
務を行ふこと。

別表第一中第二十五号を第二十四号の二とし、
同号の次に次の一号を加える。

二十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十
九号)の定めるところにより、全国森林計画

について意見を述べ、及び森林整備協定の締
結に關する協議を行ふこと。

別表第一第二十五号の七中「行う」を「行い、並
びに海洋水産資源の自主的な管理に関する協定が
適当である旨の認定に關する事務等を行ふ」に改
め、同表第二十六号の十九中「住宅地等」を「住宅
及び住宅地」に改め、「定めるところにより、」の下
に「住宅及び住宅地の供給に關する基本方針につ

官 報 (号 外)

いて意見を述べ、住宅及び住宅地の供給に関する計画を定め、及び「を加え、同表第四十七号中「道路等における駐車の禁止又は制限に関する事務を行なう」を自動車の保管場所の確保を証する書面を交付し、軽自動車の保管場所の位置等に関する届出を受理し、保管場所標章を交付し、自動車の運行供用の制限を命じ、及び自動車の保有者等から必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行ふ」に改める。

おいてその委託に要する費用を「時繰替え支弁する」を「行う」に改め、同号十四の四中「あつては」を「あつては」に改め、「行い」の下に「並びに」を加え、「知らせ」並びに身体障害者の入所の委託に要する費用を「時繰替え支弁する」を「知らせる」に改め、同号十四の五中「あつては」を「あつては」に、「講し」及び精神障害者の援助の委託に要する費用を「時繰替え支弁する」を「講ずる」に改め、同号十五の三中「受理し、これを都道府県知

同号二十四の六の次に次のように加える。

改め、同号(二十九)の次に次のように加える。

別表第二第一号四の二中一行い、及び都道府県又は他の市町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした場合においてその委託に要する費用

事に報告する」を受理する等の事務を行い、及び妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付する」に改め、同号十八中「地域雇用開発計画」を「地域

は「に改め、同号二十六の十二の次に次のように加える。

する事務を行い、食鳥が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該食鳥のとさつを禁止する等公衆衛生上

〔四の四中「行い」の下に「並びに」を加え、「知らせ」を「時縁替え支弁する」を「行う」に改め、同号を「並びに身体障害者の入所の委託に要する費用を一時縁替え支弁する」を「知らせる」に改め、同

改め、同号(十九)の次のように加える。

必要な措置を講じ、及び食鳥処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして食鳥処理場等に立入検査させる等の事務を行ふ。

号四の五中「ついて」を「ついてて」、「講じ」及び精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁する」を「講ずる」に改め、同号四の七中「主任の届出」として旨に電子建表手帳を交付

土じよう地帶対策事業計画に基づく事業を
実施すること。

(二十八の七) 生涯学習の振興のための施策の
推進体制等の整備に関する法律(平成二年)

実施の届出をした者に於て「優良工事」等を交付し、
を削り、同表第二号六中「総量削減計画」の下に
「又は生活排水対策重点地域の指定等」を、「述べ
の下に」「生活排水対策推進計画を定め」を加え、

(二十の二) 市民農園整備促進法の定めるところにより、市民農園区域を指定し、市民農園の開設が適当である旨の認定に関する事務

法律第七十一号の定めるところにより、都道府県が作成する地域生涯学習振興基本構想について協議すること。

同号(八)の次に次のように加える。

務を行ひ、及び認定開設者から必要な報告を求める」と。

別表第二 第二号五の九中「又は変更する」を「及び保全事業等の計画が適当である旨の認定に関する事務を行う」に改め、同号九の六中「命じ」の下に「生活排水対策重点地域の指定等に関する事務

地域の指定の申出等について意見を述べる
こと。

り」の下に「地域森林計画について意見を述べ」を加え、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」

を行ふ」を加え、同号(十三)中「基く」を「基づく」に、「免許等」を「免許、養成施設等」に改め、同号

別表第一 第二号十四の二中「あつては、」を「あつては」に、「行い、及び都道府県又は他の市町村が養護老人ホーム等に対し入所の委託をした場合に

に、「特定森林」を「要間伐森林」に改め、「徵し」の下に、「施業実施協定の認可」に関する事務を行い、「森林整備協定の締結に関する協議を行い」を加え、

(二十八の二)中〔昭和四十一年法律第百五十五号〕の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「及び登録」を、登録及び養成施設に、「行なう」を「行う」に

いて意見を述べ、住宅及び住宅地の供給に関する

おいてその委託に要する費用を一時繰替え支弁す

同号二十四の六の次に次のように加える。

改め、同号二十九の次に次のように加える。

官 報 (号 外)

(四十四の二) 老人福祉法の定めるところにより、老人居宅生活支援事業を行う旨の届出又は老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置の認可又は届出の受理を行い、並びに老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び養護老人ホーム等の設置者等から必要な報告を求める、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させらる等監督上必要な措置を講じ、並びに有料老人ホームの設置の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求める、又は職員をしてその設備若しくは運営について調査させる等監督上必要な措置を講ずること。

する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し」を受理を行ひ、並びに児童居宅生活支援事業を行う者及び児童福祉施設の管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じに、「管理者に対して」を「管理者から」に改め、同号中五十の四を五十の五とし、五十の三の次に次のように加え

(五十)の四 母子及び寡婦福祉法の定めるとことにより、母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業を行ふ旨の届出を受理し、及びこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる。

別表第三第一号四十五中「講じ」の下に「並びに身体障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出」を加え、「受理する」を「受理し」、並びにこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずるに改め、同号四十五の次に次のよう

四十五の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者居宅生活支援事業を行いう旨の届出を受理し、及びその届出をしてきた者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上

別表第三第一号(五十中)「立入検査させる等監督上必要な措置を講じ」の下に、「児童居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し」を加え、「受理に閑

する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し」を受理を行ふ、並びに児童居宅生活支援事業を行う者及び児童福祉施設の管理等の者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じて、「管理者に対して」を「管理者から」に改め、同号中五十の四を五十の五とし、五十の三の次に次のように加える。

(五十の四) 母子及び寡婦福祉法の定めるところにより、母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業を行う旨の届出を受理し、及びこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」と。

別表第三第一号(五十五中「喪失」の下に「並びに」)を加え、同号五十五の二中「(昭和三十四年法律第百四十一号)」を削り、「障害基礎年金を」「老齢基礎年金等を」に、「事務を行う」を事務を行い、並びに地域型基金について規約の変更を認可し、及び地域型基金から必要な報告を徵し、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」に改め、同号六十一中「取り消し」の下に「貸金業者が作成する事業報告書を受理し」を加え、同号七十五中「認可」を「届出の受理に」に、「認可した」を「届出を受理した」に改め、同号八十三中「全国森林計画について意見を述べ」を行ふ、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林等」を「要間伐森林等」に、「調停を行い、森林施業計画」を「調停等を行い、森林整備協

定の締結についてあつせんを行い、森林施業計画等に改め、同号中「九十三の六を九十三の七」とし、「九十三の五」を「九十三の六」とし、「九十三の四」の次に次のように加える。

(九十三の五) 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)の定めるところにより、市町村が作成する特定商業集積整備基本構想の承認に関する事務を行うこと。

(九十七) 別表第三第一号中「九十七」を「九十六の五」とし、その次に次のように加える。

(九十七) 産炭地域振興臨時措置法の定めるところにより、産炭地域振興実施計画の案を作成すること。

とし、九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九の次に次のように加える。

九十七の十一 中小企業における労働力の確保計画
のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、改善計画
が適当である旨の認定に関する事務及び認定を受けた事業協同組合等が行う労働者の募集時期等に関する届出の受理等の事務を行
い、並びに認定を受けた事業協同組合等から改善事業の実施状況について報告を求
めること。

別表第三第一号百一の二中「及び店舗共同化計画」を、「店舗集団化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画」に、「並びに」を「及び」に、「認定を受けた者等から認定計画に基づく事業」を

「認定を受けた計画に基づく事業を実施する者からその事業」に改め、同号百十七の三中「住宅地等を「住宅及び住宅地に改め、同号百二十の四中〔昭和三十六年法律第百九十一号〕」を削り、「申出」を「指定」に、「及び宅地造成」を「若しくは宅地造成」に、「行ない」を「行い」に「並びに」を「及び」に改め、同号百二十八中「昭和二十九年法律第六十号」を削り、同表第五号一中「申立」を「申立て」に、「労働組合法及びこれに基づく政令に適合する」を「同法に適合する」に改め、同号二中「あつ旋員候補者」を「あつせん員候補者」に、「あづ旋」を「あつせん」に、「同法」を「労働関係調整法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 地方公共団体が改正後の地方自治法第四条の第二項の規定により地方公共団体の休日を定める場合において、同条第二項第一号の土曜日については、同号の規定にかかわらず、当分の間、毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めることができる。

3 この法律の施行の際現に地方公共団体が改正前の地方自治法第四条の二第一項の規定により地方公共団体の休日として毎月の第二土曜日又は第四土曜日を定めている場合には、当該土曜日は、前項の規定により定められたものとみなす。

(公職選挙法の一部改正)

4 公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二百七十二条の二中「第四条の二第三項本文」を「第四条の二第四項本文」と改める。

(「山口哲夫君登壇、拍手」)

○山口哲夫君 登壇、拍手
案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢等にかんがみ、地方税負担の適正合理化を図るため、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、住宅及び住宅用土地に

係る不動産取得税の税率等の特例措置並びに三

都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保

有税の特例措置の適用期限の延長等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主な内容とするものであります。

次に、警察法の一部を改正する法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁刑事局に新たに暴力団対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、警衛に関する事務を警察庁刑事局から警察庁警備局に移管すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体において完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を条例で定めることにより地方公共団体の休日とするなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題とし、政府より趣旨説明を聴取した後、地方財政の現状認識、固定資産税の評価がえと税負担、國民健康保険をめぐる問題、暴力団対策部の体制確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方税法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

諫山委員より反対の意見が述べられました。

〔賛成者起立〕

○諫長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、警察法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○諫長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案につきましては、自主財源たる地方税源の拡充を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。(拍手)

平成四年三月二十七日

厚生委員長 田淵 熱一 参議院議長 長田 裕二

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、委員会の決定の理由 要領書

本法律案は、景気変動等に対応して政府管掌健康保険の運営の一層の安定化を図るため、政府管掌健康保険財政の収支の中期的均衡を確保することとして、そのため、中期的な政府管掌健康保険の保険料率の設定、厚生保険特別会計の健康保険勘定への事業運営安定資金の設置及び同勘定の積立金の事業運営安定資金への繰入れ並びにこれらに伴う政府管掌健康保険に係る保険料率及び国庫補助率の調整の措置を講ずることとするほか、医療保険制度の現状にかんがみ、健康保険等の出産手当金の支給期間を改善し、新たに国民健康保険の運営に関する事項等につき審議会に諮問する旨の規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 平成四年度厚生保険特別会計(厚生省所管)の健

康保険において、保険料率の改正による収入減は千二百三十六億円、国庫補助率の改正による支出増は千三百十二億円、出産手当金の支給期間の改正による支出増は七億円、標準報酬月

額の下限の改正による収入増は二億円の見込みである。

附帯決議

政府は、速やかに次の事項について実現に努力すべきである。

一、事業運営安定資金の適正な運営により政府管掌健康保険の財政の中期的安定を図り、おおむね五年間は保険料率の改定を行わないで済むようだし、また、同資金の運用収入を保健福祉施設事業等の充実に積極的に活用すること。

二、暫定措置としての特別保険料については速やかに見直すとともに、保険料の労使負担割合について検討すること。また、高額療養費制度について、レセプトの機械処理の進歩状況等も踏まえて、合算の対象となるレセプトの限度額の改善について検討を進めること。

三、高齢化社会の進展や保健医療需要の高度化・多様化の状況を踏まえ、医療保険制度の見直し、充実を図るとともに、給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進めること。

また、医療保険審議会(仮称)の創設に当たっては、関係者の意見が十分反映されるよう、その構成等について現状を踏まえ慎重な配慮を払うこと。

四、分娩費の最低保障額及び配偶者分娩費については、今後とも実勢費用等を勘案し、その水準の適正化を図ること。

五、診療報酬については、技術料を重視するとともに、看護婦等の医療従事者の待遇改善に実効

ある形で結びつくようその在り方について鋭意検討を加えること。また、薬価基準の適正化、医療機関に対する指導監査の徹底等により医療費適正化を推進すること。

六、国民の健康・福祉の向上を図るため、疾病的予防とりハビリテーションを一層拡充し、健康管理体制を確立すること。

右決議する。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成四年三月十二日
衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

(小字及び一は衆議院修正)

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律

(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第一条ノ一 厚生大臣又ハ社会保険庁長官ハ健康保険事業ノ運営ニ關スル事項ニシテ、企画、立法又ハ実施ノ大綱ニ關スルモノハ予め政令ヲ以テ定ムル審議会(以下審議会ト称ス)ニ諮問スルモノトス

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	月額	標準報酬		月額
		日額	報酬	
第一級	八〇,〇〇〇円	二、六七〇円	八三,〇〇〇円未満	
第二級	八六,〇〇〇円	二、八七〇円	八三,〇〇〇円以上	八九,〇〇〇円未満
第三級	九二,〇〇〇円	三、〇七〇円	八九,〇〇〇円以上	九五,〇〇〇円未満
第四級	九八,〇〇〇円	三、二七〇円	九五,〇〇〇円以上	一〇一,〇〇〇円未満
第五級	一〇四,〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一,〇〇〇円以上	一〇七,〇〇〇円未満
第六級	一一〇,〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七,〇〇〇円以上	一一四,〇〇〇円未満
第七級	一一八,〇〇〇円	三、九三〇円	一一四,〇〇〇円以上	一一一,〇〇〇円未満
第八級	一二六,〇〇〇円	四、一〇〇円	一一一,〇〇〇円以上	一一〇,〇〇〇円未満
第九級	一三四,〇〇〇円	四、四七〇円	一一〇,〇〇〇円以上	一三八,〇〇〇円未満
第一〇級	一四一,〇〇〇円	四、七三〇円	一一八,〇〇〇円以上	一四六,〇〇〇円未満
第一一級	一五〇,〇〇〇円	五〇〇円	一四六,〇〇〇円以上	一五五,〇〇〇円未満
第一二級	一六〇,〇〇〇円	五、三三〇円	一五五,〇〇〇円以上	一六五,〇〇〇円未満
第一三級	一七〇,〇〇〇円	五、六七〇円	一六五,〇〇〇円以上	一七五,〇〇〇円未満
第一四級	一八〇,〇〇〇円	六〇〇円	一七五,〇〇〇円以上	一八五,〇〇〇円未満
第一五級	一九〇,〇〇〇円	六、三三〇円	一八五,〇〇〇円以上	一九五,〇〇〇円未満
第一六級	二〇〇,〇〇〇円	六、六七〇円	一九五,〇〇〇円以上	二一〇,〇〇〇円未満
第一七級	二一〇,〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇,〇〇〇円以上	二一〇,〇〇〇円未満
第一八級	二四〇,〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇,〇〇〇円以上	二五〇,〇〇〇円未満
第一九級	二六〇,〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇,〇〇〇円以上	二九〇,〇〇〇円未満
第二〇級	二八〇,〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇,〇〇〇円以上	三一〇,〇〇〇円未満
第二一級	三〇〇,〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇,〇〇〇円以上	三一〇,〇〇〇円未満
第二二級	三一〇,〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇,〇〇〇円以上	三三〇,〇〇〇円未満
第二三級	三一〇,〇〇〇円	一一、三三〇円	三一〇,〇〇〇円以上	三五〇,〇〇〇円未満

官報(号外)

第一四級	三六〇、〇〇〇円	一一〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇、〇〇〇円	一一、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第一六級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第一七級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四五〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三一級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三二級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三三級	六一〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三四級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三五級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三六級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上	

第三条ノ二第一項中「社会保険審議会」を「審議会」に改める。

第十二条ノ二中「前項」を「前条第一項」に改める。

第二十四条ノ二を削る。

第五十条第二項中「分娩ノ日前」を「分娩ノ日(分娩ノ日ガ分娩ノ予定日後ナルトキハ分娩ノ予定

日)以前」に、「分娩ノ日以後五十六日以内」を「ヨリ分娩ノ日後五十六日迄ノ間」に改める。

第六十九条の十一中「第二十三条ノ二及び第二十四条ノ二」を「及び第二十三条ノ二」に改める。

第六十九条の十八第一項中「分べんの日前」を「分べんの日(分べんの日が分べんの予定日後であるときは、分べんの予定日)以前」に、「以内及び分べんの日以後五十六日以内」を「から分べんの日後五十六日までの間」に改める。

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十二」を「千分ノ八十二」に改め、同条第二項を次のように改める。

政府ノ管掌スル健康保険ノ被保険者ニ関スル保険料率ハ保険給付、老人保健提出金及退職者給付拠出金ニ要スル費用ノ予想額、保健施設及福祉施設ニ要スル費用(社会保険庁長官ガ必要アリト認ムルトキハ厚生保険特別会計ノ健康勘定ニ置カルル事業運営安定資金ヘノ繰入金ニ充ツル費用ヲ含ム)ノ予定額並ニ第七十九条ノ九ノ規定ニ依ル提出金、国庫補助及当該事業運営安定資金ノ

予定運用収入ノ額ニ照シ概ね五年ヲ通シ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルコトヲ要ス

第七十一条ノ四第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「社会保険審議会」を「審議会」に改め、「第一項ノ保険料率」の下に「(本項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ変更後ノ保険料率)」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

社会保険庁長官ハ第一項ノ保険料率(第六項ノ規定ニ依リ其ノ保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於テハ変更後ノ保険料率トス本項ニ於テ之ニ同ジ)ガ前項ノ基準ニ適合セザルコト明トナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ第一項ノ保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

第七十九条ノ三第一項第一号中「第七十一条ノ四第五項」を「第七十一条ノ四第六項」に改め、同条第二項中「社会保険審議会」を「審議会」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則に次の一条を加える。

第十二条 当分ノ間第七十条ノ三第一項中「千分ノ百六十四乃至千分ノ二百ノ範囲内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル割合」トアリ及第七十条ノ四第一項中「前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合」トアルハ「千分ノ百三十」ト同条第二項中「前条第一項ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル割合」トアルハ「千分ノ百六十四」トス

(船員保険法の一部改正)

第一条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ三中「社会保険審議会」を「政令ヲ以テ定ムル審議会(以下審議会ト称ス)」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬		報酬	
	月額	日額	月額	日額
第一級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	八三、〇〇〇円未満	
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	三、一〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	三、一七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満

官報(号外)

第八級	一二六〇〇円	四、一〇〇円	一一一〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第九級	一三四〇〇円	四、四七〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第一〇級	一四一〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第一一級	一五〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第一二級	一六〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第一三級	一七〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第一四級	一八〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第一五級	一九〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第一六級	一〇〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第一七級	一一一〇〇〇円	七、三三〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一一〇、〇〇〇円未満
第一八級	一二〇〇〇円	八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上	一二〇、〇〇〇円未満
第一九級	一二六〇〇〇円	八、六七〇円	一二五〇、〇〇〇円以上	一二七〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二八〇〇〇円	九、三三〇円	一二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第二一級	三〇〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第二二級	三一〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二三級	三四〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二四級	三六〇〇〇円	一一、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇〇〇円	一一、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二六級	四一〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二七級	四四〇〇〇円	一四、六七〇円	四一五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四七〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第三一級	五六〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第三二級	五九〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満

第三三級	六一〇〇〇円	一一〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第三四級	六五〇〇〇円	一一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三五級	六八〇〇〇円	一一、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第三六級	七一〇〇〇円	一一一、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上	

第三十二条第二項中「分娩ノ日前」を「分娩ノ日以前」に、「分娩ノ日以後」を「分娩ノ日後」に改める。

附則第十条第二項中「社会保険審議会」を「船員保険法第一条ノ三の政令で定める審議会」に改める。

第三十三条ノ九第二項、第三十三条ノ十四第四項、第三十三條ノ十五第三項、第五十二条ノ二第二項、第五十二条ノ三第二項、第五十七条ノ三第二項並びに第五十九条第八項及び第十項並びに附則第十八項及び第二十項中「社会保険審議会」を「審議会」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

国民健康保険法(昭和三十三年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の二」と改める。

第一章中「第四条の次に次の二条を加える。(詰問)

第四条の二 厚生大臣は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会に詰問するものとする。

第八十一条の九を次のように改める。

第八十一条の九 削除
(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改

正)
第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改めする。

第七条 健康勘定ニ事業運営安定資金ヲ置キ同積立ツベシ」を「事業運営安定資金ニ組入ルベシ」に改め、同条第一項中「同勘定ノ積立金」を「事業運営安定資金」に改め、同条を第七条ノ二とし、第六条の次に次の二条を加える。
前項ノ健康勘定ヨリノ繰入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ繰入ルモノトス

事業運営安定資金ハ健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費(健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金ヲ含ム)ニ充ツル為必要アルトキハ予算ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

第八条の前に次の二条を加える。

第七条ノ三 事業運営安定資金ノ受払ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ健康勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

第十八条ノ二中「健康勘定」及び「健康保険事業及」を削り、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第十八条ノ三から第十八条ノ五までを次のよ
うに改める。

第十八条ノ三乃至第十八条ノ五 削除

「第七十一条ノ四第六項」に改め、同条第六項中「第七十一条ノ四第三項」を「第七十一条ノ四第四項」に改める。

附 則
(施行期日)

一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法第一条の次

に一条を加える改正規定、同法第三条ノ二第二項の改正規定、同法第二十四条ノ二を削る改正規定

ノ四五項「(社会保険審議会)を「審議会」に改
る部分に限る。」及び第七十二条、三第一項の

改正規定、第二条の規定(船員保険法第四条第一項及び第三十二条第一項の改正規定を除く)。

**第三条の規定並びに第四条の規定並びに附則
第十六条から第十八条までの規定は公布の日か**

り起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条中健康保険法第三条第

一項の改正規定、第二条中船員保険法第四条第一項の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定は同年十月一日から施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成四年十月一日前に健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。）の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三条第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者はあって、同月の標準報酬月額が七万六千円以下であるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改定された標準報酬は、平成四年十月一日から平成五年九月三十日までの標準報酬とする。

第三条 新健保法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、分べんの日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者及び被保険者であった者に支給する出産手当金について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者に支給する出産手当金については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月以前の月（新健保法第二十一条の規定による被保険者については、同年四月

なお従前の保険料率による。

替えられた新健保法第七十条ノ三第一項及び第七十条ノ四の規定は、平成四年度以降の国庫補助金について適用し、平成三年度以前の国庫補

取扱いでは、なお従前の例による

業の中長期的財政運営の状況等を踏まし、必要があると認めるときは、新健保法附則第十二条の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 平成四年十月一日前に船員保険の被保険
(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

者の資格を有する者（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除

く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が七万六千円以下である者については、同年十月からそ

第七条 第一条の規定による改正後の船員保険法
第三十二条第二項の規定は、令づらつては施行する。

日以後である被保険者及び被保険者であった者に支給する出産手当金について適用し、分べん

あつた者に支給する出産手当金については、な
るも前の例一二〇。

(厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第五条の規定による改正後の厚生保険特別会計法(以下この条及び次条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成四年度の予算から適用し、平成三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、厚生保険特別会計の健康勘定の平成三年度の決算上生ずる剰余金及び同会計の業務勘定の同年度の決算上生ずる剰余金で第五条の規定による改正前の厚生保険特別会計法(次条において「旧特別会計法」という。)第九条第一項の規定により健康勘定の積立金に組み入れられるべきものは、新特別会計法第七条第一項に規定する事業運営安定資金に組み入れるものとする。

第十九条 旧特別会計法第七条第一項に規定する健康勘定の積立金は、施行日において、新特別会計法第七条第一項に規定する事業運営安定資金となるものとする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十九号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二条第五項を削る。

第十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二条第四項から第六項までを削る。

れた年度の前年度)の平均給与額を超える、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

第三十三条第三項中「七日」の下に「を超えて三日以下の範囲内で労働省令で定める日数」を加える。

第三十六条第五項中「前条」を「第三十五条」に改める。

第三十七条第一項中「」の項の下に「及び第十九条及び」を「第十九条第一項及び第三項並びに」に改める。

第五十六条の二第一項中「第三項に」を「以下この項及び第三項に」に改め、「である受給資格者」の下に「支給残日数が百日以上であるものを除く。」を加える。

第八十三条及び第八十四条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第八十五条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附則第二十四条を附則第二十五条とし、附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十一条の次に次の二条を加える。

(国庫負担に関する暫定措置)

第二十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担について

は、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の十分の八に相当する額を負担する。

度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項の規定は、適用しない。

第一項の規定がある場合における第十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第二十三条第一項」とする。

六十六条规定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第二十三条第一項」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して

一月を経過した日

二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十九条、第三十三条第二項、第三十七条第九項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに

附則第三条から第五条までの規定 平成四年十月一日

附則第二十四条を附則第二十五条とし、附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十一条の次に次の二条を加える。

(国庫負担に関する暫定措置)

第二十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担について

ては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の十分の八に相当する額を負担する。

三 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則に一条を加える改正規定、^{附則第三条}次条の規定、附則第七条^八中労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)附則第十二項から第十四項までの改正規定(同法附則第十三項に係る部分に限る。)及び附則第八条第一項の規定 平成五年四月一日

2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項(第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項の規定は、適用しない。

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。

第一条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(労働保険料に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による再就職手当の支給に係る経過措置

第四条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間については、なお従前の例による。

第五条 旧受給資格者に係る雇用保険法第五十六条第二第一項の規定による再就職手当の支給にいた受給資格者についての雇用保険法第五十六条第二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

第六条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間を新雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

第七条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「新雇用保険法」という。第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、平成四年十月一日以後「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第七条 ^{第八}労働保険特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十一項から第十四項までを次のよう

雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が
改める。

適用される会計年度における第五条の規定の

適用については、同条中「雇用保険法第六十一条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険

法附則第二十三條」とする。

13 徴収法附則第十条の規定が適用される会計

年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徵収法第十二条第四項」とあ

るの「徵收法附則第十条において読み替え

て適用する徵収法第十一條第四項」と、「徵収

法第十二条第五項又は第七項」とあるのは「徵取法第十二条第七項」である。

14 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が

適用される会計年度における第二十一条の規定

の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条にあらわす「雇用保険

法附則第「十三条」と「これら」とあるのは

「同条」とする。

附則第十五項から第十九項までを削る。

(労働保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

八条 履用勘定の平成四年度の歳入に関する前

案の規定による改正後の労働保険特別会計法

(以上「新労働保険特別会計法」という。)附則第十二項の規定の適用については、同項中「雇用保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第七号)附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条规定により徴収した平成五年四月一日前の期間に係る労働保険料がある会計年度における徴収勘定から雇用勘定への繰入れに関する新労働保険特別会計法附則第十三項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法第十二条第七項」とあるのは、「徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項)とあるのは「徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率」とあるのは、「徴収法第十二条第四項(徴収法附則第十条において読み替えて適用する場合を除く。)の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)及び徴収法附則第十条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項の雇用保険率(その率が徴収法第十二条第七項の規定により変更されたときは、その変更された率)」とする。

3 平成二年度に係る国庫負担金の過不足の調整
に関する新労働保険特別会計法附則第十四項の規定の適用については、同項中「雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度」とあるのは「平成三年度」と、「同条中「雇用保険法第六十六条规定及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「とあるのは「同条中」と、「同条」とあるのは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第号)附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条」とする。

平成四年度に係る国庫負担金の過不足の調整に関する新労働保険特別会計法附則第十四項の規定の適用については、同項中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「雇用保険法附則第二十三条」と、「これら」とあるのは「同条」とあるのは、「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第号)附則第六条後段において読み替えて適用する雇用保険法附則第二十三条」とする。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条^{一〇} 附則第二^三 条から第六^七条まで 及び第八^九条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔向山一人君登壇、拍手〕

○向山一人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における雇用保険の收支状況等にかんがみ、雇用保険率及び失業給付に係る国庫負担率を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国庫負担率の引き下げ、育児休業等における所得保障制度の導入、失業給付及び三事業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中理事より本法律案に反対す
る旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付されています。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長井上孝君。

審査報告書

国会に置かれる機関の休日に関する法律の一

部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成四年三月二十七日

議院運営委員長 井上 孝

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を国会に置かれる機関の休日としようとするものであつて、妥当な措置と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、

国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長井上孝君。

審査報告書

国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

附 則

この法律は、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から施行する。

議長は、両件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院議員定員規程の一部を改正する規程案及び

参議院法制度局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

議長は、両件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院議員定員規程の一部を改正する規程案及び

参議院法制度局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

○議長(長田裕二君) Jの際、参議院事務局職員

定員規程の一部改正に関する件及び参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件についてお詫びいたします。

議長は、両件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院

事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び

参議院法制度局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

議長は、両件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院

事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び

参議院法制度局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君 大だいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、完全週休二日制を実施するため行政機関等と同様に、すべての土曜日を国会に置かれる機関の休日としようとするものであります。

附 則

この規程は、平成四年四月一日から施行する。

官 報 (号 外)

平成四年三月一十七日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

官報(号外)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）	農林水産委員会に付託	沖縄振興開発特別措置法及び冲縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案（閣法第一三号）審査報告書	石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一三号）審査報告書	一般職の職員の給与等に関する法律案（閣法第一二号）審査報告書	日本輸出入銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三八号）審査報告書	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三九号）審査報告書
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）	文教委員会に付託	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）	森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）	本日委員長から次の報告書が提出された。	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書	農林水産委員会に付託	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（閣法第三〇号）	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣法第六号）	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書	森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書	日本輸出入銀行への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三八号）審査報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務	通信委員会に付託	琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第六号）	建設委員会に付託	特定船舶製造業經營安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第一四号）審査報告書	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する法律案（閣法第一二号）審査報告書	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案（閣法第三九号）審査報告書
平成四年三月二十七日 参議院会議録第七号 議長の報告事項	内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを労働委員会に付託した。	同日衆議院から、同院において修正議決された。	内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを労働委員会に付託した。	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書	臨時措置法案（閣法第二六号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書	税金特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書	相続税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）	健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書	地方税法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）審査報告書	警察法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）	裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書	義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第八号）	地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書	健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書	警察法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
同日委員長から次の報告書が提出された。	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（閣法第三〇号）審査報告書	特定船舶製造業經營安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第一四号）審査報告書	臨時措置法案（閣法第二六号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書	労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）	裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書	相続税法の一部を改正する法律案（閣法第五号）	健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書	警察法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務	同日委員長から次の報告書が提出された。	裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案（閣法第三〇号）審査報告書	特定船舶製造業經營安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第一四号）審査報告書	警察法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）審査報告書	日本輸出入銀行の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日

平成四年三月二十七日

一三六

參議院會議錄第七号

明治二十五年三月三十日
郵便物可

發行所
〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大藏省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価
本号一部
(税) 五円を含む
五六五円